

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-180）」

2. 日時：令和4年10月24日（月） 13時30分～19時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 再処理・MOX設工認総括副責任者 他44名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ マネージャー

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「参考①\_材構 01 材料及び構造の対象範囲について（再処理施設）」

「参考②\_材構 00-01 本文、添付書類、補足説明項目への展開（材構）（再処理施設）」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 令和4年10月17日

- 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月18日  
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月20日  
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音しました。
0:00:03	藤規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設 工認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになりますとまず規制 庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からタジリ、
0:00:25	タカナシカミデフジワラセトガワシミズ。
0:00:30	あと遅れてオオハシが参加します。藤。その他WEBからの参加がコサ クキシノタケダオオオカハバサキ。
0:00:41	以上になります。
0:00:43	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で、本日のヒアリング の議題について説明をお願いします。
0:00:52	はい。5件ナカハマでございます。
0:00:56	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:00	ムラヤマ。
0:01:02	サトウ。
0:01:03	オオハシイシハラ、それはもう、
0:01:07	フジノ、

0:01:08	何か、
0:01:09	シミズ、
0:01:11	ヌマヤマ、
0:01:12	湯垢に、
0:01:14	クボタ、
0:01:15	はい。
0:01:16	相田。
0:01:18	高橋。
0:01:20	仲村。
0:01:21	窪。
0:01:22	また、
0:01:24	石岡。
0:01:26	別府名和柴崎。
0:01:29	大橋。
0:01:30	堀内。
0:01:31	コマタ。
0:01:33	その方を、で、
0:01:36	ハラダ、
0:01:37	メトキ、

0:01:39	何か、
0:01:40	オカザキ、
0:01:42	イシハラ、
0:01:44	1 週間、
0:01:45	マツザワ、
0:01:47	現地、
0:01:50	それから、
0:01:51	岩口。
0:01:53	山田。
0:01:54	素晴らしい。
0:01:56	カワグチ。
0:01:58	クボタ。
0:01:59	サトウ。
0:02:00	黒柳。
0:02:02	村山。
0:02:03	仲。
0:02:05	赤羽。
0:02:06	以上となります。

0:02:09	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただきます。
0:02:16	共通項目と個別項目の書き分けについて、
0:02:21	そのあと共通 05、共通 08、
0:02:25	材料高の 00-01001。
0:02:30	干渉のうち、風上火山 00-01。
0:02:35	帰った 00-0107。
0:02:39	120001 打ち込め 00-01。
0:02:44	以上の補足説明資料のご確認をさせていただきます。
0:02:50	それでは共通項目と個別項目の書き秋から始めさせていただきます。
0:02:58	はい、五味西浦でございます。前回のヒアリングでのエントリーを踏まえまして、10月20日に資料を提出をさせていただきました。
0:03:10	右下6ページですかね考え方をまたちょっと書ききれてないところがあると十分、私自身も思っております。
0:03:18	共通項目でCAQによっての何なのか、個別項目に見解するのは何なのかというのを、2ページの(1)(2)、イ、ウ、前回に踏まえて書いてありましたというところでございますただちょっと括弧書きで、
0:03:33	重大事故のところを書きながらこれと前の文章の関係はってところがまだ自分でも整理が十分できてないと思っておりますが、

0:03:42	若い (1) で、ちょっと項目で書く事というのは、必ず何なのかっていうところがもう少しターゲットが絞って、
0:03:51	整理した文章にしなきゃいけないとは思ってますが現状、
0:03:55	(1) (イ) で共通個別を書き分けましたということでございます。
0:04:00	右下 3 ページ以降の表ですけども、第 1 章、
0:04:06	第 4 章で、関連するものというのをしっかりと紐づけて展開しようということ、追加をいくつかさせていただいてございます。
0:04:16	例えばですが、
0:04:20	右下 3 ページの R I とじ込み関係性冷却水の関係の設備の見解です。
0:04:31	ことが話題に集と書いた共通的な方針を戸塚具体設備保険会計の第 2 章まで書くと、この
0:04:38	右下のページで一番上にあります概要書の竜巻の同じ分類だと思ってます。あとはその真ん中にあります溢水とか化学薬品の運営防止に関する設計も同じような展開かと思っております。
0:04:51	それとは違い分類としまして
0:04:55	右下 4 ページの一番下の運用のところから、第 2 章の個別設備展開するものこれ
0:05:02	共通的な方針と具体の設備のリンクは。

0:05:07	先ほどご説明したような直接的なものというの、外部事故で紐付けますというような分類の話。
0:05:14	4回もちょっと話題になってました。
0:05:20	そうですね、右下のページの1になります。
0:05:26	現在の異常な過渡変化及び設計金額の拡大申し込み。
0:05:30	それと設計計上事項であったり、請負契約にいくようなところでございますこれ以上、
0:05:38	それを達成するために必要な、いわゆる温度圧力流量、そういったものを制御するというようなこと。
0:05:44	設計に基づいたというところで、
0:05:47	第2章の計装関係を紐づけているというところ、それに基づきまして5ページの、各J A括弧形のところは、
0:05:56	第2章受け台車の旧県庁で展開をしますよというふうに、
0:06:01	財務省が個別データだけじゃないですということを、色付けて整理をしようということで、
0:06:06	追加をさせていただいたということでございます。
0:06:12	はい。そういった形で追加拡充は、



0:06:15	したというまでちょっと書きかえてないところがあると思ってますがそういうところをですね、第1章に関係するところもちょっと第1章第2章の関連性というのも、日のときながら、
0:06:26	来週で書くべきことはこれだというところを、もう少し拡充していきたいと思ってます。
0:06:33	ちょっと個人的な悩みで
0:06:36	打ち明けますと、
0:06:38	ずっと0でした。5ページにあります定とか経営の係数安全北海道これ今、
0:06:44	ダウン症で広津所は先ほど(1)との関係で、第1週9日から見解をするという説明をしています。
0:06:53	もともと私が当初やりましたボックスでいきますと第技術基準機適合性の中で技術基準規則で新たに出てくる警報設備等という項目があります。
0:07:04	ボックスは第1章に書くと。
0:07:07	健康関連設備部がそれに紐づいて第2章で出てくるという関係になります。
0:07:13	これは計量設備等で書いてある技術基準要求事項との展開を紐付けを確保すると。

0:07:19	いろいろある関係。
0:07:20	それから（10）（10）ですね、（1）で過去形で受けるようなことってあんまり差がなくてですね、共通的なものっていう制度にできるんじゃないかという悩みどころが、
0:07:31	一方であるというところでございます。はい。あと修正したのは、
0:07:37	そこで塞ぐ表までは、修正したポイントでございます。
0:07:41	今回も
0:07:43	見込みということで右下 15 ページ以降につけさせていただきましたが、
0:07:48	これについてはちょっと、第 2 回に向けたいろんな、
0:07:52	認可も含めた面談等の中でやらしていただければなと思っておりましてので、今日は特段の説明を割愛させていただき、前回からの
0:08:01	局所位置付けというか、全部関係状況関係は入れ替えて修正をしておりますということでございます。説明以上です。
0:08:11	ただいまの説明出席規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:08:18	はい、規制庁の田尻です。まずちょっと全般論としてなんですけど資料右下の 2 ページのところを考え方を多分今回、
0:08:28	追記されたということなんだと思うんですけど。

0:08:31	例えば今 3 ページ以降の表を説明される際に説明されたような考え方であるとか、前回のヒアリングとの絡みでいうと搬送設備の整理の話であるとか、
0:08:42	廃棄施設のやつだけに町に確認に変えたところの整理の話であるとかっていうところが余りにページから読み取り切れる気がしないんですけど、これは今はどういう位置付けのものなんでしたっけ。
0:08:54	はい、上西でございますはい。冒頭申し上げた、おっしゃる通りでございますましてタカキタいただければそういうところを拡充してかなきゃいけないところがちょっと私の船が足りてなかったところでございます。
0:09:05	搬送設備の愛称抜けた後廃棄施設第 1 章に向けたという考え方も含めて、川田数ページのところで書き切る必要があったとさせていただきますこれはすいません先ほど口頭で申し上げたような説明を、
0:09:19	追加をして、資料 5 が拡充させていただきたいと思います。以上です。
0:09:24	はい。規制庁田尻です。
0:09:26	前回のヒアリングの内容に関しては、やろうとはしてるけど書ききれないということなんだと思うんですけど先ほど計装設備、計装制御系の話とかのところで、悩ましい点もあるんですという話もあったかと思うんですけど。

0:09:39	そういったところこそ目視でこういうふうにしてるけど再処理としては こういうふうを考えてここにを入れてますという考え方を示していただか ないと多分議論がしづらいのではないかなというふうに思っていて、
0:09:51	施設同士同じ事業者等の並びを取るということも重要だと思うんですけ ど施設の特徴を踏まえながらこういうふうに整理しますがそれを許可の 違いなのかの違いなのかというところはあると。
0:10:02	説明していただいて、
0:10:04	それを踏まえて言って、その踏まえた上で、整理が正しいのかっていう ところを話した方が効率的なような気はするんですけどそのあたりで何 か考えありますか。
0:10:13	はい。日本原燃石田でございます。
0:10:20	あ、すいません今ちょっと電波がおかしかったのかちょっと、ちょっと 途切れ時だったんですが最後のところもう一度コサクです。多分私も同 じように聞こえた。
0:10:31	と思うんですけど、一度行ったやつが多分通信でおかしくてもう一度発 話したように聞こえただけだと。
0:10:39	で、
0:10:40	最初の、

0:10:42	発話聞いたところでの理解で話をされた上で、何か答えが足りないようだったら、タジリの方から追加で言ってもらったらいいいと思い、
0:10:51	あ、すいません日本原電車でござありがとうございます。
0:10:54	はい。第1章、先ほどあった後が悩ましいといったところについては正しく事業許可基準規則における許可の中でどう整理をしたか。
0:11:03	それを本文添付での許可の中で整理を踏まえた上で、今回の許可制度という意味での第1章第2章の書き分けに繋がるんだと。
0:11:15	そこらの加工ボックスだと最初の違いでないと思ってますんでそういうところも踏まえた上で、なぜこういう形でいなるのかというところが、
0:11:25	説明できるようにさせていただければと思ってました。以上です。
0:11:29	はい。規制庁谷です。この後多分3ページの表とかで個別条文ごととかでも各担当からも指摘があると思うんですけど、そこでの記載が足りないときに、
0:11:39	表で書き忘れただけなのかどうかっていうのが要は2ページに共通的な考え方さえ書いてあれば、共通的な考え方はこれなんだからちょっと、
0:11:47	そんな議論ができるんですけど。

0:11:49	2 ページのところにそれが述べられてないと、単になぜここ書いてない んでしたっけって話を 1 個 1 個全部やらなきゃいけなくなってしまうと 思っているの、やっぱ冒頭で考え方、共通的なものを、
0:12:00	認識共有した上で進めるってことが重要だと思うので 2 ページの拡充の ほど、検討のほどよろしくお願いします。
0:12:07	成長方策です。すいません。ちょっと補足して言うと、2 ページの書い ているのは、町入口のところだけ、
0:12:18	あと一方で、3 ページでいくと実際のことでいろいろと検討されてい ると。
0:12:24	いうところなんですけど 2 ページの入口の部分と実際に作業するところ の間のところでの考えっていうのがまだ十分、
0:12:34	整理できてないっていうことだと思うので、それを書き上げていくとい うことかなと思ってますけど、イシハラさんその認識で拡充していくと いう理解でいいですか。
0:12:47	はい。宮城西田でございますはい。おっしゃっていただいた通りだと思 ってます
0:12:52	いつものごとく、作る順番が逆なんだろうね。
0:12:57	プロジェクトを作ってから 2 ページを作るっていうことをやるので、こ んなことになるんだろうなと思ひながら、はい。室さんページを作った

	ときの考え方なりをちゃんと考え方として、ロジックを頭の方に書くと。
0:13:08	ということで、つなぎをちゃんとつなげていこうと思ってます。以上です。
0:13:13	はい。補足です。
0:13:16	計画がよほどしっかりとできれば、上流からしっかりと最後までしっかり仕事ができるんですけどそんな、
0:13:24	うまい形。
0:13:35	規制庁谷です。今ちょっと音は飛んでいるんですけどどなたか今発話されてますか。
0:13:43	て事項の作業をしてということでフィードバックをかけていければいいんだと思いますので、
0:13:50	すいませんコサクです。
0:13:53	現在は聞こえてもそちらはしっかりと聞こえておりました。
0:13:58	それとこちらにも比木フィードバックの程度が聞こえます。
0:14:01	瀬賀。
0:14:05	前までが聞こえる。
0:14:06	すみません結構飛んだんじゃないか等、
0:14:10	文字起こし上はもう一度しゃべった方がいいんだと思うんですけど。

0:14:16	どうしようかな。
0:14:21	あまり、何だろう、原燃がわかってるような部分があるので、
0:14:27	ごく簡単にだけ申し上げると、2 ページは、作業する方針みたいなのがあってそれを 3 ページ以降作業すると。
0:14:35	ということですけど、方針が最初から整理されていなくても、3 ページ以降の作業をした上で、悩ましいところをまた 2 ページにフィードバックしてと。
0:14:44	ということで、何度か精査を進めていただければ結構ですので最終的に 2 ページで、考え方が明確になり、そういうその考え方にのっとって 3 ページ以降が整理されていると。
0:14:57	というのがわかるようにしていただければ結構かと思います。
0:15:01	その点ではですね、途中も言われてましたけど、
0:15:06	1 項第 1 章で書いた上で具体を第 1 章側でも書きますというふうに書いているものと、
0:15:15	第 2 層ですと言いつつ、
0:15:18	関連するところとして第 1 章こういうところにも書きますと、
0:15:23	いう逆側のパターンがあって、
0:15:26	それを両側からちゃんと同一の方針になってるかっていうところまでまだ落とし込めてないような気がするんです。



0:15:36	そこをうまく、
0:15:38	両面から考えて、同一のその記載方針にしていくと、ようやく2ページのところの考えがまとまるのかなと思ったんですけど。
0:15:49	そのあたりでの認識っていかがですか。
0:15:52	はい。井上西原でございますはい。おっしゃっていただいていることは最もだと私もそう思います
0:16:00	6番からとして作ったらいんですけど、書ききれてないというところがあると思ってますそこをちゃんと両方から
0:16:10	全部がちゃんと埋まるということができれば全体のスキームなりロジックなりに繋がるのかなと思ってますので、そういうことをまずはちゃんとやろうと思ってました。はい。以上です。
0:16:22	はい。補足です。それっていう等石原さんの説明の最後の方にもあった、
0:16:30	事故対応の関係で、
0:16:38	軽装でと言っていたりというところなんですけど。
0:16:42	それ、
0:16:45	の資料でも、
0:16:47	それで言うと
0:16:49	はい。

0:16:50	5 ページの A1、
0:16:53	のところでは、
0:16:55	まず第 1 章で、安全機能を有する施設という枠の中で、受け皿を設けま すと、しつと、計装第 2 章の計装でと。
0:17:07	言っているのはおそらく、
0:17:09	僕数と整合するようになっていう意思もあってこう書いてるんだと思いま すが、一方でチェック対応の設備云々は第 2 章で、それぞれ各場所があ ってですね。
0:17:21	この頭でごまかしてるんだと思いますけど、すみません、言葉悪いです ね。含まれてるんだと思いますけど。
0:17:29	ええ。
0:17:30	そういったところをちゃんと下三行で見て、かみ砕いてとか実際に見て いて、それらが包含するように、第 1 章、
0:17:40	こういうふうには書けばいいねと。
0:17:43	いうところまで持ってく等、実は M O X 等、
0:17:47	再処理ってそんなに違わなくなるんじゃないかっていう気もしてたんで すけどいかがですかね。
0:17:54	日本原燃社でございますはい。

0:17:59	整理をしながら、おっしゃっていただいた通り悩んだ、何とか整理としてちゃんとしなきゃなと思ったところは、(1)のところが、
0:18:07	(イ)章の計装を設備等と言って当然、正直本当に逃げたんですけど、じゃあもう計装後括弧系の安全法回路だったり、あと制御室等もそこに含まれるような気もしながらも、
0:18:23	そういったところは、それぞれリンクし、事故対応の中での設計方針での大枠を安全機能を有する施設述べた上で、それぞれ、第2章個別の設備の設計を書く。
0:18:37	事など、今単純に確かにカップレンチを
0:18:42	許可の本文を受けたものしか、9.1のところ、評価式じゃなくてですねそれが本当にそれだけで足りるのかっていうところは、
0:18:51	こういった関連性をしめるつつうとですね、実際計装として安全方向として要求するような基本的な設計方針だったり、
0:18:59	あれは吸気口の中になるということでひもづけにならないんじゃないかなというところも含めて、ちょっと整理が必要かなというふうになっておりました。以上です。
0:19:10	はい、古作です。言われるように、(1)から下のところにですね、第1章、
0:19:18	9.1っていうふうに書いてあるところなんかは、1年同じような話。

0:19:23	同じ逆向きになっての、同じ話をしているところだと思いますので、その全体像をうまくとらまえて、9.1年、
0:19:33	どこまでどう書けばいいのか、それに応じての第2章になるのか、それを再処理MOX両方見てみてと。
0:19:41	ということだと思いますのでよろしくお願いします。で、その心がー結局第1章では、
0:19:47	2、2ページというところの共通施設に跨っての共通的な方針と、
0:19:54	ということになるんだと思いますし、
0:19:57	それをその代償側でもですね、9.1みたいなところで表し、或いは部分的なところは、
0:20:08	1期だったり慣れているかの各条のところに書くと、
0:20:12	というようなことで共通の中でも、
0:20:15	少しグレードがあるんだと思いますので、その辺りも整理をして進めていただければと思います。以上です。
0:20:24	はい、電源車でございますはい、ありがとうございます。おっしゃっていただいたように共通と言って第1章の中にですね大きく二つ、分類額が要るのかなと思いつつながら、安全設計の主要な項目いわゆる

0:20:38	<p>臨界者みたいなものと、複数の設備に対する共通的な方針を受けるものの、搬送設備であったり材料構造であったりというグループと、幾つか二つのルールに大きく分かれるんじゃないかなと。</p>
0:20:51	<p>いうことも考えながらそういうのは、ちょっと2ページに、そういう分類がこう考えてどういうふうに展開したのか、第1章と第2章の関係ってのはどう整理したのかというところが、</p>
0:21:01	<p>わかるような、最終ロジックのところに見解をできればと思ってますので、速やかに修正をしてお出しをしたいと思います。以上です。</p>
0:21:16	<p>はい、嘘ですよろしくお願ひしますタジリさん、最初の質問事項ってのはそれに対応されてますかね。ありがとうございます十分継ます。ただ1点だけなんですけど、</p>
0:21:27	<p>今の整理をやったときなんですけど、このあと安全機能を有する施設側のヒアリングもあるんですけど、そこらの基本設計方針を、結局どこまで書くかの整理っていつ頃までにはできそうな形で動いてるんですけど。</p>
0:21:41	<p>はい。与儀西田でございます。はい。</p>
0:21:45	<p>そんなに時間をかけるつもりはございませんで私の手元の局の一、二日でクリアして渡したいと思いますどう書くべきかっての整理をした上</p>

	で、書かなきゃいけないことの展開までは、やった上で個別の条文に預けたいと思います。以上です。
0:22:00	はい、規制庁とりあえず一番最後にもう1回スケジュール書こうと思うんですけど状況理解しました。
0:22:12	長館です。先ほどからの議論を踏まえながらそれぞれの整理の中で、関係されるところもあるかと思うんですけど、
0:22:21	例えば3ページ下の表でいうと、今、委員会の
0:22:26	話がかかれていて第1章だけ話がかかれていて、これ清野臨海の方と比較すると、例えば構成メンバーちょっと違う形になっていて、
0:22:36	対象設備っていう意味でいうとDBの方でも緊急時の中性子の吸収剤の供給供給改造とかがあったりすると思うので、多分まだ精査してないタイミングというのがあるかと思うんですけど大小があってその展開先があってって言った時に、
0:22:51	個別設備というのはいろいろぶら下がるものもあると思いますし、
0:22:55	そのページの例えば閉じ込めとかに関しても、閉じ込めの条文でどういった設備が浦下がりますよってというのがここに今全部書かれてるわけでもない。
0:23:02	で、どういった整理をしてどういったものをここに書いてるのか。

0:23:06	これもわかるように整理いただければと思うのでよろしく願いいたします。
0:23:11	はい、上西荒でございますはい。そういうところも、他で今回出したところと、繋がってないもしくは分類の記載の仕方が足りてないところは拡充をさせていただきます。以上です。
0:23:31	規制庁加来です。念のためなんですけど、今、拡充ってということで言うと、第 38 条で書いた第 2 章の部分っていう、
0:23:42	のは、
0:23:44	書くということで、
0:23:46	同じように書かなきゃいけないものっていうのが、DBの方とかでまだ対応できてないのがあるので展開をすると。
0:23:55	ということですかね。
0:23:57	はい。日本原燃石原でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。はい。
0:24:03	何か汚れるとそういうことになるかもしれないけど合理的な書き方を考えたことはそういうことです。はい。
0:24:12	はいコサクです。そうすると、第 38 条で何でこれを書いたのっていうところで言うと、
0:24:19	臨界防止の対策として、

0:24:24	広く全体に関わるわけじゃなくて、この部分でこういう対応をとりますよっていう具体を、第2章で受ける必要があってそれを回顧で書いていきますという意味合いと思えばいいですか。
0:24:37	はい、上西でございます。はい。おっしゃっていただいている通りです38条を受けた具体の設備、直接的に基づくところという意味で書いたということでございます。以上です。
0:24:51	はい。補足です。そうすると、
0:24:55	D Bの委員会の方は当然同じような、
0:24:57	自由ということだと思っんですけど、
0:25:02	等、他の条文でそういうのであるかどうかとかっていうところなんです。
0:25:12	越冬
0:25:19	一番、
0:25:22	わかりやすいのだと。
0:25:24	搬送設備、
0:25:26	元に戻ってたんですけど、第18条だと、第1章に、まず共通で書き、第2章でF施設について展開しますよと。
0:25:36	ということになってって、
0:25:39	D、F施設のその搬送設備というのは確かに、



0:25:43	プールの特有のものなんでということですけど、ここに頭が書いてあって、添付1参照ってなってますけど、
0:25:54	これはどのあたりまでその展開をし、
0:26:00	でいってかいていうところがいまいよくわかんなくて、添付1見ても結局、F施設のことしか書いてなくてと。
0:26:07	ということなんですけど、どう理解をすればいいですか。
0:26:10	はい。売り上げ2社でございます。はい。ここもすみません、正直さぼってしまったところでございます、店舗内あくまでF施設について展開したものが具体的にどうなるかを示してますということなんで
0:26:23	見ていただいても節が書いてないということでございますで等のところについても、先ほどのはっきりとはどのように、搬送設備として展開するってのはすでに許可の中でも整理が終わってるものでございますので、
0:26:36	そこのルールを買って、必要なものを書こうかなと。ここに書き切るかなと思ってました。製品系もそうですし、他でも、
0:26:46	ガラスも確かあるはずですし、そういうところの設備側で、
0:26:51	関係するところをここに書き、書こうかなと思ってました。以上です。
0:26:56	はい。補足です。確かに、製品系、或いはそのガラス国家の

0:27:03	ってというのは、特宧な設備があつてということでそこは書くんだと思ひますけど、一般に補修点検用の空冷みたいなのは、
0:27:14	ここには書かないんじゃないかなと思ひますけど、それは大小で読むつていうことですかね。
0:27:21	はい。石原でございますはい。そういったものは第1章側でというふうひに考へてました。はい。ということも、
0:27:29	わかるようにしないと、
0:27:32	誰が見ても同じような内容の理解にならないと思ひますのでそこも気をつけたいと思ひます。以上です。
0:27:38	はい。補足です。まさにですね、そこをどのレベルを第2章で書くというふうひに言うのかと。
0:27:46	ということがははっきりさせたかったというのがこの資料を作つていただいた。
0:27:52	中心の話なので、整理をしてまとめていただければと思ひます。よろしくお願ひします。
0:28:15	規制庁の藤原です。今までのやりとりで、基本的には同じように展開するところは展開されるということなので、
0:28:23	関係性の整理はされていくのかなともちょっと1点確認したいんですけど。

0:28:29	8 ページのところの 42 条 S F P のところが第 2 章のところでありで、第 1 章の 9。
0:28:37	ポツ 2 の重大事故トータル設備を受けて展開されていて、
0:28:42	他の事故条文 38 条から 41 条っていうのはそれぞれ D B との関連性で第 1 章が記載されているものの、この第 1 章の 9.2。
0:28:52	もう重大事故等対処設備を受けて展開みたいな話はないんですけどこのサーバって何で生まれるんですかね。
0:28:59	はい。日本原燃社でございます。これ前回も竹内さんから同じ、確かご質問いただいたと思っております 38 条から個別 5。
0:29:12	条文は展開になってます。それを、
0:29:15	これは第 1 章の 38 条ということ委員会 39 条をとかでいうと閉じ込めに展開をしますと、一定の臨界とか閉じ込めの
0:29:28	第一種で行っている共通的な方針、設計 D B というどんな設計を、
0:29:35	関係があるから、展開をしますよということで整理をさせていただきました。
0:29:42	そうなった古藤本庄は結果的にはどちらかというと規則要求もそうですけども、事項を得てこういう事故を起こしますよというところから展開をしてる部分があって、

0:29:53	Dとの関係というのは今ひとつリンクがうまく張り切れないかなということで、共通的な第1章休憩に紐付けた上で第2章の施設側の展開をす るということで整理をしました。
0:30:06	また、これもとじ込みだったり、遮へい努力するかというのはなかなか ちょっと難しいなという気がしてました。以上です。
0:30:16	規制庁の藤村ですけど第1章のところでの関係性っていうのは確かに何 か前回のヒアリングでお聞きしていたので、理解するんですが、他の事 故条文っていうのは第1章に、
0:30:31	それぞれの関連する部分があるのでっていうことで、この第1章との9 ポツ2の重大事故等対処設備を受けてっていうそことの
0:30:41	ここで
0:30:42	きてないって。
0:30:43	しないんですかね。
0:30:45	すみません弓削り者でございます私が質問4 違いましてすみませんでし た。おっしゃっていただける9 遠い関係をしますので、もう書きます力 を貼らせていただきます。
0:30:56	設備として設計の共通的な報酬は9.2 から展開されるもんだと思います DBとの関係での制度の設計、対象設備をどういうふうに置けるかって ところが、

0:31:09	委員会だと協力でありますけども、共通的な S A 設備としての方針は 9.2 から展開されますので、そこを義務づけて、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:31:21	規制庁の橋村ですよろしく
0:31:25	あと 1 点確認なんですけど、6、
0:31:28	不安点。
0:31:31	が、2 章の分しか書かれてないんですけど、これって他等、
0:31:36	並びっていう形でいうと、一章って引っ張ってこないんですかね。
0:31:44	はい。日本人者でございます。すみません。私が最後まで悩んで、
0:31:49	書きあぐねたところございまして
0:31:52	9.1 の機能有する施設というふうに、
0:31:57	甲斐。
0:31:58	かなと思いはながらもちょっと他の他の設備とのリンクも考えても受けないですすみません書き忘れたところです 9 件行って書こうとは思ってました。以上です。
0:32:09	規制庁の藤原です。わかりましたの 9.1。
0:32:12	の部分が記載されるということで理解しました。私からは以上です。
0:32:20	規制庁清水です。他は、こちらの資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。

0:32:41	等、
0:32:42	ただ、前年側から振り返りの方をお願いします。
0:32:49	はい。人間西原でございます。
0:32:52	この資料についてはまず3ページ以降の表の中での一週2章の展開の仕方をちゃんと書く、あるべき姿で整理をした上で、
0:33:04	第1章とのリンク、第2章から見た第1章のリンクであったりということの整理をちゃんとした上で、ホームページのロジックとか基本的な設計方針と、
0:33:17	拡充をしてとか記載を修正していくということで考えております。そういったことをやらせていただいて資料を再提出させていただきます。
0:33:27	田端としましては、
0:33:31	今日木曜日、
0:33:33	或いは、提出をさせていただこうと思います。以上です。
0:33:41	ありがとうございます。こちらの資料について全体を通して規制庁側からはよろしいでしょうか。
0:33:49	すいませんコサクです。この資料は木曜日ってということだと思うんですけど、途中で話になった、安全機能を有する施設の方針というのはこの
0:33:59	考えを踏まえながら話をしなきゃいけないということですけど。

0:34:03	そちらの進め方みたいなのは何か、その目標を踏まえてってのはどう考えておられるんですか。
0:34:10	はい。入社でございます報わ中でこの資料を全体的に仕上げたてて体裁も含めてということで考えれば自体はそういう前にできると思いますんで、
0:34:21	少なくとも、私からのバトンは火曜日には、水曜日には、ああいうチームに渡して、最初に許認可とも一緒に考えて案いうの 00 の修正を、
0:34:35	進めたいと思います。そこについては別途また、こちらの作業のスケジュールを立てた上で、ご回答玉のスケジュールに落として、ご説明させていただければと思います。
0:34:46	それで時間をかけるともう、今のこの時期ですので、今週中にはフィックスしたいなと思ってますけども。はい。以上です。
0:34:55	はい。そこで凄かったです。
0:34:59	そして違うからよろしいでしょうか。
0:35:04	続いて次の資料に移りたいと思います。
0:35:08	当共通 05 と共通 08 についてあわせて県民側から説明の方をお願いします。
0:35:17	はい。日本原燃清水です。
0:35:19	資料としましては、令和 5 年 10 月 20 日、
0:35:23	共通 050 日 10 番で出した資料になります。

0:35:26	今回の資料の修正、修正点といたしましては、
0:35:32	前回ですね、9月21日にご指摘として、して、ご指摘いただいた内容の、
0:35:39	反映と、それに加えて、
0:35:43	第1回で申請対象に、管地区を含めたことの反映は誘導はいろいろ5月等の許可をいただいた内容。
0:35:53	1階から取り込むという方針に変更してますので、その内容をですね、乙0508とも、反映してございます。ただちょっとすいません、一部出した後にですね、資料の中、
0:36:05	再度確認していく中で、修正がちょっと十分ではない件は、
0:36:11	変更箇所をですね、十分示し切れてない箇所がございましたので、そこは、ご説明の中で補足させていただきながら、
0:36:19	対応させていただきたいと思います。
0:36:22	それでは、すいません。
0:36:24	3ページ目のほうをご確認ください。
0:36:27	すいませんここはちょっと直し漏れていたところでございますけども、
0:36:32	1ぽつ概要のところですね、目の黒丸ですね。
0:36:37	等で資料全体として、この内容、



0:36:41	取り組んだと言いながら、現在審査を受けている状況と書いてございますので、こちらの方は適切に修正させていただきたいと思います。
0:36:51	資料、続いて、5 ページ下の通しページ 5 ページ目になります。
0:36:57	今回
0:37:00	再処理施設としては、建設等の設工認の下に、一節公認を 2 件、再処理施設の進行に合わせて審査いただきたいと考えているんですけども、
0:37:10	全体の上部のマトリックスとの関係に、
0:37:14	を含めましてちょっと当時の内容等をですね、
0:37:16	記載拡充させていただいたのと、本体の施設との設工認の関係があるのかという点をですね、この 2.2 の、
0:37:25	目の丸と二つ目の丸で、拡充させていただいたつもりでした。
0:37:29	ちょっとすいません今の記載でもまだですね。
0:37:32	設備の系統概要であったり、自由度っていうのがですね、
0:37:38	よくわからない点がございますので、そちらの方はですね、次回すいません確認させていただきたいというふうに思っております。
0:37:46	続きまして通しページ 9 ページになります。
0:37:50	第 1 回の対象として、坂冒頭述べた通り、9 ページ両括弧 1 になりますけども、

0:37:57	第感知器、一部今回つい対象に含めるということで、資料の方訂正して ございます。
0:38:04	資料すいませんちょっと飛びますけれども、
0:38:07	20 ページになります。
0:38:18	資料 20 ページの方ですけども、全体計画の当間が付けておりました、
0:38:25	すいませんここはちょっと変更箇所をしっかりと示しきれてなかったんで すけども、
0:38:29	左下ですね再処理摂津の一番下の事業変更許可誘導ガス貯蔵共用につ きまして、
0:38:37	許可いただきましたので、1 回の補正から取り込むということで、誘導 クラス貯蔵庫共用の矢羽根からですね、客と F O - B のところの、
0:38:48	これですね、ヤマダ。
0:38:50	目指してですね、公正に取り組むということで表現の方、
0:38:53	直してございます。
0:38:55	これを修正を踏まえまして、21 ページですね。
0:38:59	右側の変更後で、
0:39:01	漫画の方も同様に修正してございます。
0:39:07	通しページ 22 ページになります。
0:39:10	これは前回いろいろ合意意見いただいたところを踏まえまして、

0:39:16	いろいろなしているんですけども、
0:39:18	大きな修正点としまして、
0:39:20	こちら左下の表のですね1 左下ですね。
0:39:24	全般事項として、基本的な考え方としまして、
0:39:28	共通的な方針につきましては、
0:39:30	再処理施設につきましては2本変更に記載して、1項と別法人につきましては、こちらを呼び込む方針にするということと、
0:39:38	これは今回の新規制基準施行において、
0:39:41	強敵を受ける条文すべてに、
0:39:44	指定変更がない設備については、変更申請の対象外にするというのを、ある考え方をしっかり書いた上で、こちらの
0:39:52	B r i g g s表の修正のほうを行ってございます。
0:39:55	あとちょっと形として直した点としては、2回の申請のところより、設計方針の後に、
0:40:02	原因ある2項変更の方を解除の方、見直しでございます。
0:40:08	すいません。
0:40:11	あとですね、前回ご指摘していただいた点として、地盤と、津波の状況になりますけども、

0:40:19	もともとものを、屋外構築物、機器に対して、マルなり三角なりっていうのを振っていたんですけども、
0:40:27	来期につきましても適用を受けるということで、新たなシンボルとして、資格の方を追加して、対象をあるということで記載を見直しでございます。
0:40:39	通しページ 24 ページに行きまして、今回この先ほどの 22 ページ以降の表 20 月の考え方を展開している添付資料にありますけども、こちらにおいて、まず、
0:40:53	再処理施設として、参画となるところの考え方がですね前回の資料では十分書き切れていなかったっていう点。
0:41:01	なり、誘導その内容を踏まえて、考え方の方適正化してございます。
0:41:13	すいません。
0:41:16	浅井。あとはですね、
0:41:18	すいません。
0:41:20	ステージ、
0:41:21	78 ページ以降になります。
0:41:24	こちら、設備区分の方ですね。
0:41:28	前回いろいろご指摘いただいた点を踏まえまして、変更した点をご説明させていただきたいと思います。こちらですね一部ですね、

0:41:36	変更している点に対してですね、青字を表現しきれてなかったところがあるのでは口頭で御所、補足させていただきます。
0:41:43	まず1点目の大きな変更としましては、最初に施設につきましては建物等複数ありますので、
0:41:48	設備区分の方ですね、もう及び労働ということで、設備区分の1ポツで起こしまして、
0:41:55	複数ある建屋労働を、仕様表等をですね、まとめて整理できる設備区分を今回新たに設けてございます。
0:42:06	79ページになります。こちらはすみません主表現としてしきれてなかったところなんですけども、
0:42:12	見ていただきたいのは、上の方の溶解設備のところになります。
0:42:17	前回
0:42:19	駅機能の施設等、重大事故等対処設備を回送があってないんじゃないかというご指摘をいただいております。
0:42:26	そのコメントを踏まえましてですね、まずは、溶解設備に関連する代替可能性中性子吸収材供給系統ですね。
0:42:37	一つ階層下げてですね、S Aの設備区分の方、
0:42:41	設けてございます。
0:42:43	これと同様の修正の方をですね、

0:42:46	取り組みを精製設備、藤先生と一時貯留処理設備の方にもちょっと展開しているんですが、こちらもすみません、ちょっと青字が動いておりました。
0:42:58	あと続きまして79ページ、真ん中ほどにありますけども、
0:43:03	計測制御設備と安全本会合ですけども、
0:43:06	ただ、今、
0:43:07	その下にある重大事故の計装設備なり、
0:43:11	供給会社だったりっていうのをですね、TBSで同じような機能を持ってるということで、設備区分のほうをまとめてございます。
0:43:21	続きまして通しページの方、41ページになります。
0:43:26	放射線管理施設につきましてはですね、
0:43:29	前回提出した資料につきましては、ちょっと許可の並び順にしていたんですけども、
0:43:35	ちょっと記載にはなっていないというところも踏まえまして、全体記載順番の方を見直してございます。
0:43:45	あと直した点としましては通しページが、
0:43:48	83ページになります。
0:43:54	もともと真ん中ほどに黄色いところで、
0:43:57	大きくいろいろ燃料供給設備の方をですね、

0:44:00	必要性設備の前に置いておいたんですけども、
0:44:03	こちら可搬型の発電機に燃料を供給するという役目も踏まえまして、
0:44:09	こちらはですね、電気設備、一番下のところに、
0:44:13	大きく同様燃料供給設備というのを、
0:44:16	記載値を見直したと。
0:44:18	設備部も直したというのと、
0:44:21	丸先ほど大木工藤様の黄色いから少し下がりにまして、
0:44:26	水供給設備がございます。こちらにつきましては、
0:44:30	中国製設備等へのんにも使う水源があるということを踏まえまして、
0:44:36	記載値をですね、もともと、
0:44:39	真ん中上にあります給水処理設備の並びでちょっと書いていたところを ですね、
0:44:44	記載をお願いしまして、一応見直しまして、没水抑制設備の後に、民間 をしてございます。
0:44:52	はい。まずは共通 05 だったところですけども、変更点の方は、
0:44:59	就労になります。
0:45:07	ここで切りますかそのまんま共通受発注についても説明されますか。
0:45:15	はい、日本の主事です。衛藤。

0:45:18	共通 08 につきましても、共通的に直してるところもございますので、 通しでちょっと簡単にご説明させていただきたいと思います。
0:45:28	共通 08 デビジョン 17、令和 4 年 10 月 20 日に出した資料でございます。
0:45:34	50 ページ 3 ページ目になります。
0:45:38	共通であることを同じく、第 1 回の対象に感知器の方、メタという修正 をしてございます。
0:45:47	続きまして通しページ 5 ページ目になりますね。こちら、
0:45:53	一斉夜勤のところですけど、第 1 回、連絡をですね、評価対象に含める ということを踏まえまして、下の方適正化してございます。
0:46:05	続きまして通しページ 8 ページ目になります。
0:46:08	1 回の対象条文なんですけども、
0:46:11	前回よりビジョンでのご説明のときには、
0:46:14	F A の火災と、津波の方を対象条文と入れして入れたんですけども、再 処理施設については、1 回は設計基準対象施設のみを申請するというこ とも、
0:46:25	等も踏まえましてですね。
0:46:27	お寺の二つの条文については第 1 回の申請対象から外してございます。
0:46:36	続きまして、通しページ、10 ページ以降ですね。



0:46:40	そちらの都丸付の考え方につきましては、共通 05 と凜ととる形で修正 をしてございます。
0:46:51	すいません。ここでもまたちょっと停止時のミスがございまして、
0:46:56	1 ページ 45 ページからがですね、設備リストになるんですけども、
0:47:01	すみません、P D F でパッケージする際にですね、
0:47:05	第 1 回の申請対象設備リストの方、
0:47:09	やっぱり大事なところだったんですけども、
0:47:11	パッケージサインにですねちょっと漏れてしまったので、
0:47:15	すいませんここについては次回しっかり。
0:47:17	確認をして、添付させていただきたいと思います。
0:47:25	はい。
0:47:28	続きまして、
0:47:31	ステージですけども、
0:47:34	190 ページ以降に、
0:47:39	添付図面と、各条文の関係を整理した資料をつけてございます。
0:47:44	共通個別にも添付してございましたが、
0:47:47	通す重大事故対処設備の
0:47:52	建設書類の構成を踏まえてですね、その内容をですね、
0:47:56	見込んでいるという修正をしております。

0:48:03	続きまして、年ページ 196 ページです 196 ページです。
0:48:08	第 1 回申請対象の
0:48:11	説明書兼ブメント条文の関係を整理した表にございます。でございます。
0:48:16	すいませんここはですね
0:48:19	提出後、再度確認してる中で、ちょっと修正が追いついてない点がございました。
0:48:25	対象としては、
0:48:27	溢水と薬品の情報のところですね。
0:48:30	今回、評価対象になるということを踏まえますと、
0:48:35	構内配置図であったり構造であったりっていうところも連評価上関連してきますので、
0:48:42	こちらの方に白丸が必要かなというふうに考えてございます。
0:48:47	改良 17 条ですね材料及び構造のところでもですね、まず、
0:48:53	冷却塔の
0:48:55	評価もございますのでちょっと構造の方をちょっと丸が、
0:48:59	受けた方がいいかというふうに増収今後次回修正させていただきたいというふうに考えております。
0:49:06	続きまして 197 ページの第 2 回のところですね。

0:49:11	こちらについてもですね一部、その間、
0:49:14	いろいろ月の内容を取り込んだりしてですね直しはしてたんですけども一部ちょっと追加で訂正させていただきたいという点がございます。
0:49:24	第 23 条の制御室等のところでございます。
0:49:28	こちらにつきましては、
0:49:29	通信えらく設備も、企業、部分的補助関連するということで、
0:49:35	通信連絡に関する説明書、
0:49:39	ところの関連もあるということで、丸をつけ付けるべきだったという点がちょっと修正が必要な点です。
0:49:47	あともう 1 点ちょっとございまして、
0:49:49	第 13 条。
0:49:52	医薬品のところですけども陰化学薬品の漏えい防止のところですけども、
0:49:56	基本的には溢水と考え方はしなければいけないんですけども、
0:50:02	内配置図の黒マルがちょっとすいません、抜けてございましたので、
0:50:06	こちらの方は次回ちょっと修正させていただきたいと思います。
0:50:15	はい。
0:50:16	また続きまして 303 ページになります。こちら、第 1 回の最終施設の目次本文見当つけてございます。

0:50:26	こちらは共通個別で議論させていただいた内容なりを踏まえまして、基本設計方針の目標の修正の方、
0:50:34	あとは設備区分の整理を踏まえまして、一部直してございます。
0:50:40	あと 305 ページになります。
0:50:43	第 1 回の対象として今回、火災感知器が申請対象に含めるという整理を踏まえまして、
0:50:50	A2 ぽつ準拠規格及び基準のところですね、火災防護設備の準備規格基準を追加してございます。
0:51:00	この追加を踏まえましてすみませんちょっとページが飛んでしまいます。ちょっと前後しますけども、
0:51:06	6 ページ、389 ページになります。
0:51:11	広木加来の記載例として、火災防護設備の、
0:51:15	注意書きの記載例を方追加してございます。
0:51:23	あとは主な変更点としましては、
0:51:29	前回のレビジョンで修正した内容でご説明できた意見があるのでご説明させていただきます。
0:51:37	防止ページ 400、
0:51:39	7 ページになります。
0:51:41	変更の理由の方針を整理しているものでございまして、

0:51:46	2 ポツの
0:51:49	三つ目のポツですね、再処理施設の分割の理由。
0:51:53	の方をですね、最新の分割申請計画を踏まえまして、
0:51:57	記載の方見直しておると。
0:51:59	いうところで、再処理施設については、
0:52:03	次でも、残りの分出すということで、このページのも常に確保施設に書いてある。
0:52:10	二つ目の矢羽根ですねなお進捗に応じて変更する可能性があるということころについては、
0:52:16	まず最後の取りまとめだということでここは消してございます。
0:52:21	その裏の、すいません次の 408 ページ、文化史申請計画につきましても、先日、工事計画の届け出をさせていただきましたので、
0:52:32	その内容を踏まえて、右側ですけども申請計画のところ、2022 年度下期以降のところ、申請の計画の三角を置かせていただきました。
0:52:44	これと同じくですね、分割申請計画内はすいません、計画の変更届、整備計画、すいません、これが、
0:52:54	770 ページ目になります。
0:52:59	これは工事工程表の記載方針等を整理しているものでございますけども、

0:53:04	前回のビジョンで修正した点でまだご説明しなかったもので説明させていただきます。
0:53:09	こちらと同じくですね、2022年度下期以降に、
0:53:14	第2回の申請なり竣工時期というのを書かしていただいています。
0:53:19	それで工事の完了、商売事業者検査の終了進行、
0:53:24	3角のところなりにつきまして、注記を足してみてもということで記載させていただきます。
0:53:33	あと、すみません続きまして、
0:53:36	771ページになります。
0:53:39	こちらについては、設備区分ごとの施設区分ごとの工事工程表を添付してございまして、今回第1回で火災感知器の方を含めるという計画見直しでございますので、施設区分の
0:53:51	50ページで表のところに火災防護設備の工事工程等を追加してございます。
0:54:00	はい。
0:54:02	説明の方は以上になります。
0:54:08	清長シミズです。それでは共通0508について付議確認をしていきたいと思いますが、
0:54:17	藤規制庁側から確認がございましたらお願いします。

0:54:22	はい。規制庁館です。まず、共通 05 の方なんですけど
0:54:28	右下 23 ページ G のところで、各申請回で何を出すかっていうところが書かれてるところで、今日 23 と 22 ですね、22 のところの青字について記載していただいて、
0:54:40	全般事項に関しては基本的に
0:54:42	2 課の方に寄せますよって話をされた気がするんですけど、この部分っていうのは、例えば、わかり易いの S F P の S A の部分とかあったりすると思うんですけど、
0:54:53	これって関わるっていう意味でいうと 1 個の方に関わっていかうかっていうところちょっと悩ましいところもある気がするんですけど、こういうものをひっくるめてすべてを 2 個側に寄せるっていう趣旨でいいんですかそれとも、
0:55:04	共通的なものがあったら 2 行主体で書きますよっていう説明でしたっけ。
0:55:11	2 年シミズです。基本設計方針につきましては、
0:55:17	市共通個別ともにですねまずは以降変更側に寄せて、記載することを考えておりました。
0:55:26	成長谷です。なんで直接、

0:55:29	2 項申請の対象設備かっていうところで悩ましいものがあったとしても、その前後の問題だとか S A であるとか、全体として述べるために基本設計方針に関しては、とりあえず 2 項で全部伸びてってということ等によかったですね、そういったふうに聞こえたんですけどですかね。
0:55:45	はい。今おっしゃっていただいた認識の通りでございます。はい、わかりました規制庁館です。何か向こうの方で業績方針全体が見えるようになっていて必要事項 1 個認容するってことで理解いたしました。
0:56:01	はい。規制庁田尻です。これはどんどん言っているのかな
0:56:05	ちょっとすみません飛び飛びになって申し訳ないですけど 08 の方ちょっと確認したいことがありまして 197 ページ、797 ページのところなんですけど、
0:56:19	今今回の申請第 2 回の申請で関わる説明書っていうのがザーッと書かれてる形になるんですけど、
0:56:25	例えばで言うと、10 条の閉じ込めとかでいうと、閉じ込めは多分今 0 架空の機能とかいろいろがここで読まれる形になってるので、
0:56:34	例えば設定根拠説明書とかも関連するような気がするんですけど、ここっていうのは、どういったものまで丸をつけてるんですけど。
0:56:44	日本永年シミズです。設定公表に関する説明書につきましては、



0:56:49	今回 2 項変更、すいません、変更認可申請の手続きをするということも踏まえまして、
0:56:56	仕様表でここにですね、仕様を記載するものに対して、せえ根拠説明書を記載するという方針でございますので、
0:57:06	それを踏まえましてこちらの表上はですね、その変更がないところにつきましては、
0:57:11	バーとして表現してございました。以上です。
0:57:15	規制庁田尻です。今各条文で説明を受けてる時に、この部分は既認可から変わりませんという場合は、何認可を受けて何とか説明書と変わりませんというような形で引用するような形で書いていただいていると思っ ていて、
0:57:28	中身を逐一もう 1 回確認してるという手ではないんですけど、昔の説明書から変更してませんよという事実を確認していると思ってはいたんですけど、現在の説明、今の説明ってのはそことは整合してるんですけど。
0:57:45	40 年シミズです。衛藤。
0:57:48	これ、変更が主任の説明書を評価書につきましたは田尻さんおっしゃっていただくいただいた通り、
0:57:57	既認可を呼び込むという、

0:58:00	経産省について計算については金角からの、同じであるという理由をちょっと書かさせていただく方針としてございました。
0:58:09	一方で接続根拠説明書につきましてはですね、
0:58:13	その申請書においてですね、
0:58:16	仕様を変更したものに対してですね。
0:58:19	書類でそれを説明すべきものと考えてですね現時点ではですねすみません、まだ呼び込む方針として、
0:58:25	考えていっていなかったので今の表上はそのような表記をさせていただいておりました。
0:58:30	規制庁たりです位置付けがちょっと違うので、書き方というのはいろいろあり得ると思うんですけど、要は今回の申請対象についてうちが確認すべき種類の意識を把握したいというところがあって先ほどおっしゃられたように例えば閉じ込めの共通的な説明書があってその中で過去の
0:58:48	認可を受けた説明書を引用してる場合に関しては、
0:58:51	同じ○と書かれるのがゴムって何かを書かれるのかわかんないんですけど少なくとも今回引用してるものっていうのも、昆何だって資料って言ってませんと、各条文の関連書類の整理の資料においては見えるような形にさせていただく必要があるかなと思うんですけどそこは可能ですか。
0:59:07	日本原燃清水です。おっしゃる通りバーでもですね、

0:59:12	金等全く関係条文上関係ないものと、
0:59:17	関係あるんですけども、あれは説明で説明しないものと、金融機関もございますので、
0:59:24	ここで表のおいてはですねの内容がわかるようにですね、注釈なりですね、資料の記載の拡充の方させていただきたいと思います。
0:59:35	加治です。あと一応、今回見みているという意味で言うと0回どこめくっていただいて、責任感の内容を引用するものとかで別に書いてもらったりするとそういうものでというふうに一覧でも見やすくなるかなと思うんで、記載ぶりに関しては面でもご検討いただければと思うんでよろしくお願いたします。
0:59:52	はい、日本はですね現在シミズで了解いたしました。
0:59:57	バック成長型と今の議論に関係してなんですが、
1:00:02	搬送設備とか、貯蔵設備の辺りが、
1:00:07	説明の方では、既認可と同じなので、図面はつけないというふうになっていて、一方で、とに、
1:00:16	うん。
1:00:17	マトリックスの方ではですね○が番場振ってあってそこの不正も結構、
1:00:22	今の段階では気になるところでしたので、その辺も踏まえてちゃんと整合とれた資料にさせていただければと思いますが、いかがですか。

1:00:33	日本根井シミズです。はい。今、田尻さん大庭さんにし、おっしゃっていただいた内容を踏まえましてまず考え方。
1:00:41	ところの精査とそれを踏まえたこのマトリクスの見直しというのを、見直し方針ちょっと検討させていただきたいと思います。
1:00:48	はい。政調会ですよろしくお願いします。とりあえず以上です。
1:00:52	規制庁の藤原です。同じ表に関連してなんですけど、21条の放射線管理施設のところで、設定根拠の説明書のところはバーなんですけど、
1:01:03	MOXでの整理だと丸が入っていたんですが、これってなんかもコストの差分があるんでしたっけ。
1:01:14	日本原燃清水です。再処理施設につきましては、基本的にはすでに建設工認をすべて認可を受けて、それに対しての変更申請という、
1:01:26	被害はMOXとの違いかなと思っておりますので、
1:01:30	そこの差分でMOXとの整理に差が出ております。
1:01:34	清町のフジワラ市でわかりました
1:01:37	場合によって、この場、
1:01:40	になってるということで理解しました。
1:01:45	日置です。
1:01:47	古作です。今のは、
1:01:50	現状の記載はそうなのかもしれないけど、

1:01:54	先ほどのタジリの話とかも含めて、最終的に違っていいんですか。すいませんちょっと説明が足りてませんでした先ほどの、
1:02:04	やりとりを踏まえまして記載の方につきましては、そう考え方がわかるように、見直し記載のほうは検討したいと思います。
1:02:19	規制庁の藤村です。長さんありがとうございます。で、もう1点あのね、江藤行って確認したいんですけど、その同じ表の中で、42条のS F Pのところの部分なんですが、
1:02:31	このない地図のところここだけがバーなんですけど、他の事故十分丸ついててっていうこの違いもわからなかったんですけど、今のあれですかね、関連で、
1:02:42	#NAME?
1:02:56	てる場所わかりますかね。42条の、
1:02:58	ここはない配置図のところで、
1:03:00	なんですけど、
1:03:02	それとまた別の整理で何か違いがありますか。
1:03:06	日本原燃志水です。重大事故対処に使用する水源とか奥川萌垂氏はですね、
1:03:16	水供給の設備のところですね、説明するというので、

1:03:21	今、すいませんプールのところはバーにしてたんですけど確かに対象には関連するということを踏まえましてですね。
1:03:30	記載の方をちょっと追加させていただきたいと思います。
1:03:35	成長の始まりわかりましたじゃ、今までの関連とは別で、
1:03:38	もう1回整理を確認されるということで理解しました。
1:03:44	規制庁たいです。そう。先ほどどっかのところでも出たんですけど図面絡みで一応確認なんですけど、
1:03:51	例えば30秒緊対上のところで、今のこの配置図にだけマルがつくような形になっていて、
1:03:57	緊対所と清家は先月も同じだと思うんですけどこないだ有毒バスもあって、設備面でも見てるものは見てると思うんですけど他の図面は関係ないという整理がついてるんでしたっけ。
1:04:19	コサクですけど、つ1課的に言うと、
1:04:22	制御室緊対所っていうのは、建物の申請をしてるだけじゃなくて、各種機能を付与していて、
1:04:32	それがどこにあるのかっていうのもあれば、
1:04:35	緊対所であれば、その関係っていうのもあったり、
1:04:39	いろいろあると思うんですけど精査できてます。
1:04:45	日本原燃清水です。

1:04:47	おっしゃる通り制御室は、
1:04:51	設備であったり通信連絡設備だったりっていう関連設備がございまして、それに関連するところの、
1:04:59	説明書の図面との関連というと、丸付けが今不足してるという認識しましたので、
1:05:05	はい。勤怠生物とともにちょっとす。
1:05:08	はい。ちょっと精査させていただきたいと思います。
1:05:13	はい。規制庁明石です特にこないだの変更許可を踏まえて今回出されると思うので、それによってマルつく場所の再精査をしなきゃいけない部分、元から変わってなかったんですけど特に賃貸に関してはちょっと
1:05:26	換気設備系をDBで位置付けたりとかいろいろやられたと思うのでそこも踏まえた上で整理の方でよろしくお願いいたします。
1:05:33	はい。日本原燃清水はい有毒ガスで設計基準設備に換気設備維持見直したことは理解してございますので、その点も踏まえてこの丸付けの表のほうを見直したいと思います。
1:05:50	はい、どうぞ。
1:05:52	規制庁の藤丸江藤共通 08 のリストにマルついでる
1:05:59	の方なんですけど、
1:06:01	今リストをざっと見ている等、36 条

1:06:15	ああいったものって、全然丸がついていないと思うからマークがされて いないとっていて、その点、考え方を確認したいんですけど、衛藤、 重大事故でってメインにはいろいろと言ってないかもしれないんですけ ど、DBと同じ条件でっていう話だったりとかすると思っていて、
1:06:31	そうすると、竜巻防護対策。
1:06:35	衛藤。
1:06:36	期待していると思っておりますけどそういったところ
1:06:39	踏まえて、
1:06:54	少々お待ちください。
1:07:26	日本原燃清水です。
1:07:28	竜巻防護対策設備につきましてはおっしゃる通り、D、すいません、S A常設のダクトであったり、千葉1ですね。
1:07:39	こちらの方を見に行きを期待するっていう点がございしますので、そち ら、その点踏まえてですね、都丸付の方へ設備リストの方ですね、 ちょっと検討させていただきたいと思います。
1:08:01	規制庁の石倉でございましたサトウた調査とか、
1:08:08	つけとか、
1:08:09	規制庁側から何かあればお願いします。
1:08:15	岸壁から、



1:08:17	タジリです。衛藤只野。
1:08:20	ちょっと業務で言ってるちょっと探すの難しいところなんですけど制御室の絡みでなんですけど、制御室において、今回、当然制御室にある盤の話であるとか、
1:08:32	あと火災の方キーの話とかが読めるようになってたと思うんですけど、
1:08:36	要は制御室の関連条文っていう意味でいうと、制御室とかそういう条文のほかに計測制御のところと関係すると思うんですけど、
1:08:44	放射線管理と制御室との関連について説明いただきたいんですけど。
1:08:52	ちょっと確認すべき、少々お待ちください。
1:09:01	あ、
1:09:03	あ、お願いします。
1:09:13	でない。
1:09:15	日本原燃清水です。
1:09:18	制御室にはおっしゃる通りタジリさんおっしゃる通り、放射線監視の表示の盤とございます。
1:09:24	こちらについてはですね今設備としては放射線管理施設の設備であるという認識でちょっとマル付けはしてたんですけども、

1:09:33	コシカに、制御室でしっかり監視できるようにするという機能を持てますので制御室の考えがあるという認識ですので、ちょっとマルつきの考え方の方整理させていただきたいと思います。
1:09:46	はい。規制庁田尻です。何か検知する場合の話とあと制御室において必要な警報であるとかそういった情報を集中的に監視するっていう2項の要求の話との絡みで、両方につくというのも全然おかしくないところだと思うんですけど。
1:09:59	今ついてるものついてないものというので並びがとれてないところがある気がするのでそういったものの整理のほどよろしく願いいたします。
1:10:23	設備リスト関連で、ここで確認した事項ございましたらお願いします。
1:10:31	規制庁岡です。すいませんちょっと本庁側、音がとぎれとぎれでしたらどこかね。今の設備リストでよろしいでしょうか。
1:10:38	はい。
1:10:40	はい。
1:10:41	45 ページ名で、建屋がこう整理されて、建屋だけを見ていくと12条と13条、溢水と化学薬品で、

1:10:49	結構その一斉にはついてるけど薬品にはついてないようなものがあるんですがこの辺、基本設計の場所的には同じだったと思うんですが、そこから辺で差がついているものなんですか。
1:11:07	日本原燃清水です。ちょっとん中ではちょっと採水しっかり確認はしますが、基本的な考え方としましては、
1:11:14	薬品を内包してない建屋につきましては、除外し、条文としては適用受けないということでちょっと丸付けの差が出ている等の認識です。
1:11:24	はい。
1:11:25	規制庁かです
1:11:27	それはあくまで流入防止がしっかりできたことをサポートした上で、来訪されているかないかっていうところ。
1:11:38	見て行って、内包されていなくても、流入してしまったら意味がないのでそういうふうに基本設計方針等で表現し直したという認識で、その辺、おそらく、まだ、
1:11:51	議論が反映されてないんじゃないかなと思いますので、
1:11:54	引き続きすればお願いしたいんですがいかがですか。
1:11:57	日本原燃志水です。はい。すいません。今大川さん医師おっしゃっていた通り、そこからの理由の観点がございまして、その辺も踏まえまして、

1:12:08	各条 00 の整合性の方をちょっとしっかり取りたいと思います。
1:12:14	はい。規制庁加来ですよろしく申し上げます。
1:12:17	引き続き、よろしいでしょうか。十九条の貯蔵設備等の方についている。
1:12:25	印でちょっと確認したいんですが、
1:12:28	今、
1:12:30	冷却水系というか、
1:12:32	冷却水設備区分で表現されているものの中で、
1:12:38	F 施設のものも、冷却水設備区分で、
1:12:43	書いてあっておそらくこういうのが
1:12:46	プール水として補強さを期されるようなものが追加されてると思うんですが、
1:12:52	この辺で、F 出席 F 施設は F 施設で、
1:12:57	部分的に表現した方が、
1:13:01	申請的にスマートなんじゃないかなと思うんですがその辺の考えを教えてくださいませんか。
1:13:09	すみません。日本原燃清水今岡さんおっしゃっていただいた設備リスト、どこにもルールに当たるんでしょうか。
1:13:17	100、

1:13:19	49 ページ目からの冷却水設備の安全冷却水系っていうところで、
1:13:26	19 条の貯蔵設備、醸造施設等に、マークがぽつぽつぽつとついているんですが、
1:13:34	その中で、まず F 施設 I I 専用というものがあって、
1:13:39	それが、
1:13:40	2973 番、2989 万とか 3004 番とかこの三つぐらいが、
1:13:47	それに該当し、するんですが、
1:13:50	そういったものは、F 施設専用であれば、つまり S F P のためだけであれば、
1:13:58	F の S F P の区分に、
1:14:02	要求として同じものであれば、移すっていうのも、
1:14:06	シンプルなんじゃないかなと申請的に思うんですがその辺のお考えいかがですかということです。
1:14:13	日本原燃清水です。設備リストでいきますと、
1:14:18	L E R F 専用の冷却塔の方は、
1:14:21	2980、
1:14:26	9、
1:14:27	ねえ。
1:14:28	①と書いてあるものはエックス線用のmam、

1:14:33	になります。そのの、
1:14:36	上の技術については、
1:14:39	すいません。そいとすぐが、
1:14:44	D J の冷却等でその分が、
1:14:49	間対応の冷却塔のはずですので、
1:14:54	はい。
1:14:55	由井。
1:15:06	すいません、もう一度この趣旨ちょっと確認させていただきますけども、
1:15:11	付箋用の冷却塔の方を
1:15:15	小豆の受入貯蔵施設の設備区分にした方がおわかりではないかというご指摘でしょうか。
1:15:21	はい。室長から、というより、コメントというか、はい。申請が変わるものが、同じ区分、
1:15:29	るというよりは、別にやった方が、
1:15:32	S F ピンクつくものは全部席で整理されていた方がシンプルじゃないかっていうそういう、
1:15:39	確認なんですけど、いかがでした。

1:15:47	すいません。規制庁コサクです。ちょっと補足というか質問というか、 なんですけど、
1:15:53	F 施設に係る水関係のものっていうのはこのリストのどこからどこ になってて、その扱いは全部統一されたものになってるんでしょうか。
1:16:13	日本原燃CS少々お待ちください。
1:16:23	規制庁から関連して質問なんですけど次に質問しようと思っていたものが 今の質問に関連していて、
1:16:30	1973 番の膨張槽とかと 3027 番の主配管とかほら、
1:16:36	十九条に紐づいているんですがこれらの本体の、
1:16:40	もノーという認識で、これらはなぜついているのかというところも含め て、今の質問に関連しますので、
1:16:47	回答いただければと思います。
1:16:58	日本原燃志水です。今ご指摘いただいた膨張槽だったり、配管で、
1:17:05	上のところですね、すみません、新生会のところ、1部書いてあるとこ ろが、
1:17:11	使用済みNKの施設に関連する安全冷却水系になるんですけども、
1:17:18	あそこは確かに2個位以降問題と1項のほうはちょっとその順番がバラ バラちょっと出てくるところが、
1:17:26	わかりにくい。

1:17:28	思いますのでちょっとリストをの記載の仕方をちょっと整理させていただきたいと思います。
1:17:38	はい、規制庁課ですその上で、ちょっと追加で質問した。
1:17:43	ところ、これが
1:17:46	F 施設だけじゃない、対象物、本体の方に紐づくような対象物が結構十 九条で、
1:17:52	S F P の冷却水周りが出てくるんですが、これらは何者なのかっていう ことを少し伺いたいんですがいかがでしょう。
1:18:02	日本原燃の瀬川です。先ほど岡さんが例示された傍聴そうですね。
1:18:07	これっていうのは、F 施設冷却塔にくっついてる膨張槽で、
1:18:14	これF 特有の膨張そうなんですね
1:18:17	他の再処理設備本体だと、外部ループだとか内部ループのところにおん なじ名前で膨張槽っていうんですけれども、それとはちょっと設置場所 が全然違う、F 固有のものを指していました。
1:18:28	あと他に、
1:18:31	何か他にも共通という、何か例示で言われたものでちょっと聞き逃して しまったんですけど、はい、規制庁から 3027 番の主配管。
1:18:39	まあ、いろんなところを回ってるような感じが受けるんですが、
1:18:43	これは、



1:19:05	はい。日本原燃のセガワですちょっとこちらも、こちらは中身ちゃんと詳細に確認しないと何ともって感じですけれども、
1:19:15	ここのFの、この冷却水系に関連する配管だけを多分このリスト上行う、
1:19:26	こういう表記をしているもので、他の再処理設備も同じようなこういう、
1:19:31	主配管サポート用冷却系とか崩壊熱助教の冷却系というのは他の名称で、同じような主配管がエントリーされてましたので、
1:19:41	多分ちょっと、
1:19:43	今明確となってませんが、こちらもF専用の配管というので19条に丸が振られているということでございます。以上です。
1:19:53	はい、清町明石わかりましたその辺の整理がちょっと聞きたかったところでした。
1:20:02	引き続きですね、あ、ごめんなさい。
1:20:05	今の話で結局、
1:20:08	F施設II、
1:20:10	脳、機能になってるものは分けて整理をしているということなのかまざってもいいんだということなのか、それに応じてその使用済み燃料の、
1:20:23	条文との対応関係としての、

1:20:25	符号はというふうにつくのかっていうのは結局全体像としてはどうなってるってことなんですか。
1:20:33	はい。日本原燃の瀬川です。今のちょっと現状の整理だけをお伝えしますと、
1:20:39	19条に関連する設備っていうのはこのリスト上の140番とか150番ぐらいいまでに、メインの工程の部分っていうのは、まとめて記載されてるんですけれども、
1:20:53	それ以外にもですね、1100番台ぐらいのところで、計測制御系統施設が関連するものとしてこそ登場してきますし、
1:21:03	1550番台のところでもまた、ちょっと、
1:21:06	ちょっと変えてですね、Fに関連する計装設備っていうのはばっと出てきて、今まさに議論してた冷却水関係の話ですかそういったのが2900、
1:21:17	70番以降にですね、0、冷却水設備という設備区分区分であるといったところが起因してるんですけれども、Fのものが散在して登場していると。
1:21:27	結局設備区分、
1:21:31	優先してまとめている。
1:21:35	ことに起因してですね。

1:21:37	19条に関連するものが、あちこちに散在しているというのが今実態でございます。
1:21:44	補足です。
1:21:45	設備区分でそれぞれにありますっていうこと自体は私は別に構わなくてですね。
1:21:53	もともと、
1:21:54	今回、第1項申請と第2項申請に分かれているも、
1:21:58	原燃の設工認の扱いとして不凍本体を分けて、それぞれで機能を確保するんだという設計思想だったと、いうふうに理解をしているんですけど。
1:22:12	す。
1:22:13	その際2マス、施設区分それぞれ、冷却設備だったり、計装設備だったりと分かれる。
1:22:21	のは分かれつつ、その中身として、F施設用本体をっていうのは分かれて登録していたんじゃないかと思ってたんですけど。
1:22:31	そうじゃないものって、本体施設を使うものとかってあるんでしょう。
1:22:52	少々お待ちください。
1:23:31	矢萩DCです。今野さんからご質問いただいた点につきましては基本的にFの施設として、

1:23:38	運転必要なものは
1:23:41	1項で申請しております。ただ一部ですね、新規性基準の対応で、
1:23:48	共通的に使うものですね、一部制御室で
1:23:53	いわゆる監視ね。
1:23:56	装置なり、今回追加したものにつきましては、
1:24:00	1個共通で使うものがございましてそれを2項で申請するというものが一部ちょっとあります。
1:24:08	はい。はい。すいません。コサクです計装系なんかは、そういうのは別に構わない。
1:24:15	一番気にしてたのは冷却なり、水関係なんですけど。
1:24:20	そこは切り分けられていたと思ってて、
1:24:24	そうする等、
1:24:27	19条の適用範囲のF施設だけっていうことだと思ってたんですけど、その理解は合ってますか間違ってるんですか。日本原燃清水です
1:24:37	日下さんがおっしゃっていただいた理解間違っていないです。
1:24:42	はい。補足です。で、
1:24:44	そうすると同じ冷却設備だったり何なりといったところの中でも、不要か本体評価で仕分けがされていて、

1:24:54	本体側で19条対応みたいなふうにはなっていないと思っていいですよ ね。
1:25:00	日本原燃清水はいその理解です。
1:25:03	ただ、今、ご提示しているリストの方はですね、
1:25:08	1項にこの混在して、並びがバラバラで出てきてるっていうのがです ね。
1:25:13	すいません誤解を与えるのかなと思いますので、
1:25:17	これ、設備リストのですね、並び、稲見高田というところではですね、
1:25:23	な、見直したいというふうに思い、
1:25:26	思ってます。
1:25:30	はい。
1:25:30	規制庁コサクです。
1:25:32	そこら辺が狩野今
1:25:35	なんですかね。
1:25:38	F本体F本体というなことで、WACとしてまじること自体はしょうがないとは思いつつも、中身としてぐちゃぐちゃになってるとよくないな というところ。
1:25:52	なので条文適合がせっかくなってくるので、そのあたりの仕分けをしっ かりしていた、おいていただきたいと思いますが、大川さん、それで、

1:26:04	これまでの話の中と整合しているかどうかだったり、
1:26:08	もう少し言っとく必要があるかなり、
1:26:12	何かありますか。
1:26:13	木曾医長から今おっしゃっていただいた通り、今、ちょっとその第1項と第2項の書き分けってところがおっしゃっている通り少し曖昧なところがあるので、
1:26:25	もう少し明確にわかるようになっていけば冷却して、
1:26:28	区分で当然問題なくて、あとは、そこをしっかりと見ていくってことになるかと思います。まずはそこを明確にさせていただきたいというのが意図でした。
1:26:39	以上です。
1:26:48	日本原燃清水です。現状の設備リストにつきましてはちょっと1項2項の前にですね設備区分等、ちょっと機種ごとというのをちょっと意識過ぎてですね、
1:26:58	わかりにくくなっているところが原因だと思いますのでこちらの方はちょっと記載中の方見直したいと思います。
1:27:07	規制庁岡ですよろしくお願いします。ちょっともう1点私から、すみません。
1:27:12	20条の廃棄施設についてなんです、

1:27:17	今この設備リストを見ていると、例えば 58 ページの 370 番、No.370 の、
1:27:24	分離設備区分にある廃ガス処理系との主配管なんか、
1:27:29	他、
1:27:30	あと 78 ページ目の 906 番合掌設備区分にある排気系統のフィルターと か、
1:27:37	なんかちょっと、
1:27:39	要求に応じて部分を考えました。検討した割には、ポツポツといろいろな 設備にマイキー条文にもひもづくような設備は、
1:27:50	まだ残っていてですねこの辺の残ってしまった理由というか、
1:27:54	MOXの常盤氏綺麗に、この辺が全部、佐伯常務の方に分かれ、設備区 分に分かれたので、廃棄処分で読めたんですが、
1:28:03	この辺が残るとこういう設備、こういう施設に対しても全部、
1:28:08	廃棄処分で読むっていうことになるんですが、その辺の理由を教えてい ただけますか。
1:28:27	少々お待ちください。
1:29:43	はい。本部のタナカですみませんお待たせしました。ご指摘ありました
1:29:48	プロセス系の配管だけれども 24 年度にあるついてるというところにつ きましては、一部プロセス配管のところで排ガスも使って、廃棄してる

	<p>ような部分がございましたので、そういうところの主配管については、</p> <p>24条のほうに、</p>
1:30:04	<p>作るような整理になっておりました。以上です。</p>
1:30:06	<p>通帳下です。ちょっと確認したかった人は逆でして、むしろそういう配管は全部</p>
1:30:13	<p>I T 多分廃棄施設区分に整理される、されてくるのかなと考えていたんですが、そういう配管とかフィルタなんかも全部</p>
1:30:25	<p>いわゆるプロセス系の区分に入ってきたので、どういう理由かなと思って伺った次第ですが、</p>
1:30:33	<p>と伝わりましたでしょうか。</p>
1:30:37	<p>はい。神谷さんのご質問と理解しました。ちょっとすいません。</p>
1:31:30	<p>日本します。清水です。すいませんちょっと事実確認ちょっと整理させていただきますけども、</p>
1:31:36	<p>基本部分、基本的には機器からハラダ処理の境界設備の境界っていうのは考えをやりたりしますのでもっとそのイレギュラーの方がいるのかどうか、すいませんちょっと確認させていただきます。</p>
1:31:48	<p>日本原燃のセガワですみません。これ 09 の資料で、</p>
1:31:55	<p>お出ししてたものでは多分見えてこなかった部分になります</p>
1:32:00	<p>衛藤。</p>



1:32:02	09 のヒアリング納時にですね今のここのわずらわしい者たちの、
1:32:09	中身というのをですね、すいません、あれかな。
1:32:14	畠さん。
1:32:15	分離かなんかのVOGで出し直しできますかね。
1:32:20	ちょっと
1:32:21	当選時通ガラス固化設備と高レベル廃液濃縮系をですね追加で提出させて いただくと、していたんですけれども、分離設備の塔槽類廃ガス処理 設備ですねこれもちょっと追加で、
1:32:36	最新化したものを提出させていただいて、そちらですねこの具体、ど ういう関係性になってんだといった部分を、ご説明させていただければ と思います。以上です。
1:32:47	はい、規制庁課です。で、今、
1:32:53	要求に応じた区分の見直しにおいて排気設備側ではなくてプロセス側と いうか、
1:32:59	に、整理されるっていう理由は今説明できます。
1:33:09	日本原燃の瀬川です。今ちょっと手元にある09資料を確認をさせてい ただきたいので、ちょっと別々というか他の案件で、ヒアリングを進め ていただけるとちょっと助かります。

1:33:24	はい。規制庁加来です。じゃ、または共通 09 とかっていう話を聞くと いう感じでした。
1:33:31	もしその前に共通関係とか他の条文とですね、本日中にですね一度時間 をご説明させていただきたいんですけども少しだけお時間いただきた いと。
1:33:42	はい、承知しました。
1:33:46	規制庁関係してというか第 20 条廃棄施設で、あと第 1 項第 1 号の要求 の対応で、MOX 側では排気モニターとか警報関係が、
1:33:58	場所処分になるということで、
1:34:00	整理したところだったんですが、結局今回再処理側では、そういうのが 抽出されてませんでしたので、
1:34:08	そこはまた検討いただく必要があると思ってるんですがその辺の考えは いかがでしょうか。
1:34:17	はい。2 年タナカです。そちらの方につきましてボックスを上を整理を 踏まえまして、パールつけるような施設かなというふうな判断
1:34:26	でちょっとすみません、修正の方が追いついていなかったというような 状況でした。次回の方に上げさせていただきます。
1:34:32	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。私から以上です。
1:34:39	はい。よろしければ規制庁高梨です。私からも確認をさせていただきます。

1:34:44	一つ目はですね、この対象設備ですけれども、主排気塔についてなんですけれども、
1:34:52	S Aの方で、何か 38 条の委員会ですとか、39 条の蒸発乾固それから 41 条の D B 関係のところでは、対象設備となってるんですけれども、
1:35:04	44 須藤杉田のところだけ、対象の印がついてないようなんですがこれは どういう整理でしょうか許可の時は確か重大事故対処設備に、
1:35:14	するというようなことがあったかと記憶しているんですが、いかがでしょう。
1:35:23	はい。日本原燃田仲です。すみませんこちらの方はご指摘いただいた通りちょっと現状では碓井さんの方にもつけた方が適切というふうに考えられますので、ちょっと次回お伝えさせていただきたいと思います。
1:35:36	規制庁の河瀬さんそちらの方は訂正をお願いします。
1:35:41	それから規制庁タカハシでもう 1 点確認ですけれども同じく重大事故関係の方なんですけれども、
1:35:50	計測制御関係の設備についてなんです、同じく 39 条ですとか 40 条、蒸発乾固とか製造学校のところについて、ちょっと何か対象になる設備が、

1:36:00	何の、西口がちょっと名見つからなかったんですが、これらってのは何か私が申しあげたらちょっと指摘していただきたいのと、そうでなければ、何かこう、対象になるものがないのかということの確認を、
1:36:12	お願いします。
1:36:20	あ、すみませんちょっとご質問、ちょっと。
1:36:23	部分があったんでもう一度よろしいでしょうか。はい。規制庁高梨です。計測制御関係設備関係の設備につきましての確認なんですけれども、
1:36:34	例えば 38 条の、
1:36:38	委員会ですとか、それから他の DB から 41 の DB 関係のところについては何かそういう設備があるんですが、同じく 39 条の蒸発乾固ですとか 40 条のフィードバック後に関するところで、
1:36:51	ちょっと対象になる設備がちょっと見つからなかったんですがこれら解消するにあたって、計測継続が必要なものっていうのがあるかと思うんですけれども、これらっていうのは対象設備がないという整理なんですよとかという確認です。
1:37:09	古作です。ちょっと質問を整理して欲しいんですけど。
1:37:15	対象となる設備とかっていうところが多分言葉として、原燃と通じてないんじゃないかなと思います。

1:37:22	当然、許可の方で、
1:37:25	当該事象に対して測定汚水、対策を講じるということはある、
1:37:33	当然、
1:37:34	それに対応する機器もあるんだけど、このリスト上それがどういうふう に整理されてるかっていうことじゃないんですね。はい。ありがとうございます ございますすいませんということでございますはい。失礼いたしました。
1:37:49	コサクですけど原燃理解できました。
1:37:54	はい。日本原燃の瀬川です理解しました。江藤。30分とさ、39条の蒸 発乾固に対処するための設備という、ラベルを貼った計装設備は、
1:38:07	ないというのが実態です計装設備は計装の条文にぶら下げてですね一 律、
1:38:13	整理してまして、蒸発乾固の対象の際には、その計装設備の47条のラ ベルがついている計装を使いますという整理をしているだけでした。は い。
1:38:29	規制庁コサクですけどそれと先ほど高梨が言った臨界TBPとか、
1:38:37	の整理とどういう違い。
1:38:39	があって、
1:38:41	その違いでいいというふうに整理した考え方とあっていうのを説明して いた。

1:38:47	はい。日本原燃野瀬ガス臨界とかT B Pはですね、軽装で検知をしてそれが対処のそもそもトリガーになっている、そのそういう
1:38:59	事故対象の規定になっているというところが臨界とT B Pで、
1:39:03	蒸発乾固の違いになったりすると考えてましたけれども、
1:39:11	とコサクです。施設区分Dを施設区分とし、
1:39:18	だけじゃなくって条文としても、
1:39:21	そういうのは、
1:39:23	でもそこは、係争の方には関係しないんですか。
1:39:28	日本原燃の瀬川です臨界の臨界検知とか、T B Pの温度異常の検知、これは38条側のラベルも貼っておりますし、
1:39:40	一方で計装側の要求、そのままでございますので計装側のラベルを貼る、両方兼用するというような整理をしておりました。
1:39:49	はい、古作です。そう。
1:39:52	いうところ何て言うんすかね。
1:39:55	特異なものについて対策として、
1:40:01	何か
1:40:03	一連のものについてっていうのかな、いうものは入れられたということ はわかるんですけど、それでかんがみると、

1:40:13	蒸発缶、冷却機能喪失Ⅱの対策だったり、水素掃気の対策だったりって いうのも、通常のDBの世界で、
1:40:25	計装であってそれと同じなので計装でっていうのは理解をするものの、
1:40:31	個別設備要求の心に入れない、関連づけないっていう、
1:40:37	のは何ですかね。
1:40:45	日本原燃の瀬川です。非常にちよつとこうた答え、明確な答えを出せな いのが苦しいところですね、少しちよつと頭の整理をさせていただきた いなと思います。
1:40:57	事故対象に使う設備であることには間違いいないので、そうすると計装 設備だけに限らずですね、乾固の会社では、
1:41:08	可搬型排風機動かすのに可搬型発電機を使うだとか、
1:41:14	当間方普通の状況を監視するのに、補完の代替関係の設備を使うだと か、そういった関連する設備というのは計装に限らず、たくさんおりま すので、
1:41:26	ちよつとそこの関係性の整理、
1:41:29	が必要かなというふうに認知しました。以上です。
1:41:34	はい、古作です。それって、施設区分で明確に切り分けられるって、こ っちの条文ではその施設区分は関係ないと。
1:41:46	いえるものであればし分ければいいんですけど、

1:41:49	区分が係争なりなんなりだとしても、関連するという事で条文対応としては両方に、
1:41:59	丸を付けるっていうこともあり得ると思うんですね。
1:42:05	そこら辺で多少ぶれが出てきちゃってるのかなと思いますので、
1:42:11	幸い、幸いというか、臨界とかは、
1:42:15	さすがにこれはないぞと思ってつけられたと、いうことだと思うんですけど、統一的な考えを整理をしていただけたらいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:42:28	はい。日本原燃のセガワで承知いたしました。
1:42:46	規制庁の橋村です。
1:42:48	統一的な考えというところでちょっと関連というか、気になってる部分があるので確認したいんですけども、
1:42:58	08 の、
1:43:00	176 ページのところにある、
1:43:03	緊急時対策建屋用発電機。
1:43:07	3732 番なんですけど、
1:43:11	こちらは
1:43:14	適合性に係る整理のところ丸がついているのが、検体のものなので、勤怠のところに条文が何かあると。



1:43:22	51 条の通信のところ
1:43:28	になっているからと。
1:43:32	逆に、電源だけ電源のところには丸がない。
1:43:35	言ったところ、
1:43:40	ていうところがあって、
1:43:43	つけるって言った
1:43:44	もう。
1:44:01	はい。野上田中です。今、ご指摘いただいたところについては緊急時対策所のについては、51 条、通信連絡のところに丸がついているんですけども、
1:44:12	発電機等についてそちらの方にあるものがあるので、投機的な考え方の整理が必要ではないかというふうなご指摘というふうに認識して
1:44:22	おります。その辺につきましては、今一度ですねこの辺、発電機の負荷の考えっていうところをちょっともう 1 回見直して、1 人の方に反映した方がいいかなというふうに思ったし、思いました。はい。以上です。
1:44:35	規制庁の藤原です。統一的な整理をしていた
1:44:44	だればいいか。

1:45:02	規制庁の始まるデータ続けて申し訳ないんですけどあの考え方のところで、まだ、やっぱり先ほどの点もそうなんですが、書き足りていないかなと思うところが、
1:45:13	チップあっ。
1:45:18	37 ページのところで、
1:45:20	放射線管理施設のところの、
1:45:24	の、
1:45:25	ほいで、
1:45:27	21 条全般なところにかかってで、許可整合のマークの考え方が記されているんですけど、
1:45:35	その設備に行くと、これが第 1 号のところだけに付してあったりと、
1:45:42	そういう
1:45:55	具体的に言うと、ダストモニターだったかな、あそこには違うすいませんモニタリングポストとかですかね、その辺りも許可製法のマークが
1:46:06	この 21 条全体にかかっての印ではなくて、ある、1 号とかにだけしてあったり、1 号と 5 かなとか、ほぼ普通さ
1:46:32	はい。みんなのタナカです今ご指摘いただいた通り
1:46:35	評価制度のマークを付ける時にその

1:46:38	もう 005 とこの結合して、アクセスパターンとそれぞれ個々の方にマークするパターン、そういうときに、
1:46:47	書き方についてですね、整理させていただきたいと思います。
1:46:51	規制庁の藤原ですよろしくお願ひします。すいません、資料戻ってしま って申し訳ないですけど 0 本
1:46:59	21 条のところ、
1:47:02	セガワ、先ほど
1:47:04	丸が、22 ページのところに、
1:47:08	1 項変更のところに丸が、
1:47:11	つけられているんですけども、丸の対象が記載されていなくて、三角を 一生懸命書い
1:47:36	日本原燃清水です。今藤原さんにおっしゃっていただいたのは、共通 05 -22 ページの方でしょうか。すいません。はい。周知藤村です。
1:47:45	資料がまざってしまって申し訳ないですけど、共通 05-22 ページの方 で、放射線管理施設 21 条のところの 1 個、
1:47:56	33 ページ。
1:47:58	マルの対象が書いていないので、どういった設備
1:48:09	日本原燃清水です。はい。了解いたしました

1:48:14	考え方のところでですね、市光工業が該当してっていうのをつつ、わかるように記載のほう拡充させていただきたいと思います。
1:48:22	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。私からは以上です。
1:48:28	規制庁、井手です。共通 05-22 ページでいうと、
1:48:36	ユーティリティー建屋の話と、開業小塚の切離し能この記号が正しいかどうかっていうところを、一応見たいなと思うんですけど。
1:48:48	情報としては 5 ページに簡単に説明があるぐらいで、どんな工事なのかっていうのは、わかりにくいなあと思ってんですけどそのあたりで、もう少しですね、
1:49:02	ズーある程度ポンチ絵みたいなのを示しながら、あとはその 2 行申請なんで、その前の設工認がどんな申請でどこまでを、
1:49:12	説明していたのか、今回何が変更になるのかっていうところを、もう少し示していただきたいなと思ってますけど説明可能ですか。
1:49:24	日本原燃志水です。
1:49:26	説明は可能でしてちょっと資料の方は確かにおっしゃる通り、
1:49:30	そこら辺をはっきり言ってないのでちょっとの 9、
1:49:35	うんちく資料の記載の拡充の方はさしていただきたいと思っておりますけども、
1:49:40	まずは、

1:49:43	12、NTT建屋に関わる施設、
1:49:47	ですけども、こちら、
1:49:50	の施設につきましては、
1:49:53	キリン間接公認で、
1:49:57	施設である受電開閉設備の方から、
1:50:01	増設建屋へ給電生徒の経路をちょっと追加してるんですけども、
1:50:06	今回新規制基準の許可の中でですね、
1:50:12	緊対への給電を、旧金緊急時対策建屋もですね、増えたということで、
1:50:18	こちら、SAの条文要求等を必要に、適合性説明も必要になったという ことで、
1:50:25	そちらの方をですねしっかりですね、江藤2項変更で、基準適合の説明 する必要があるというのと、
1:50:33	共通的に、今回新規性基準で整理した基本設計方針であるなり、工事の 方法というのをですね、2工場につけたものをしっかり呼び込むような 申請の方考えております。
1:50:48	海洋放出課の切離し工事になりますけども、
1:50:52	こちらの方はですね、すいませんちょっと申し上げ共通。
1:50:57	01の方でですね、簡単に。

1:51:00	次の概要ですねちょっと漫画でつけておりましたのでちょっと一度画面共有の方をちょっとさせていただいて説明させていただこうと思います。
1:51:19	日本原燃清水です。
1:51:21	こちらがですね、
1:51:24	共通 01 につけてる。
1:51:26	海洋史観切離しの工事の内容になってございましてちょっとすいません。
1:51:32	05 の状況だけわかりにくかったんですけども、
1:51:36	変更範囲というのが今の現在の状況。
1:51:39	これ以降ということで、数振興に向けて、
1:51:43	表示するというので、
1:51:44	うん。
1:51:46	今の左側にあります、白水峯農協に貯蔵建屋、
1:51:51	こちらから奥本甲斐を放置するという、
1:51:55	施設用の放出ラインがあったんですけども、こちらをですね、
1:52:01	図書図面強調建屋のところ、
1:52:03	やや配管を一部、
1:52:05	撤去して、閉止措置等ということを、

1:52:09	刷り書いております真ん中ほどにあります。
1:52:13	これはピットという配管。
1:52:15	アボ留分もともと繋がってたんですけどもこれも、
1:52:19	そして閉止措置するという工事の内容、さらに、戸塚右側にありますR 38ピットというところに、
1:52:28	定期的にある様子かの健全性を確認するための、
1:52:32	活用のノズルの設置というのを、もともと既認可の設工認で申請してご ざいました。
1:52:39	今回の新規制基準の設工認におきましては、
1:52:43	基本的には、共通的な基本設計方針と、工事の方法なりを、代々2行側 の数建設の設工認の見込みの方をすると。
1:52:54	いうのと、
1:52:56	もともこのピックの当時自体は、認可いただいてございましたので、 深野修ルールを、すいません。
1:53:03	薄経路。
1:53:05	ですね、資料から外すというような申請になろうかと思っています。す いませんちょっと、あと
1:53:12	設備バックレートとしては、

1:53:14	法律家の方は非安重Cクラスの設備になります。第2ユーティリティ建屋に関わる施設につきましても、
1:53:22	設計基準としては非常に強いクラスで、SAとしては、
1:53:26	調節耐震重要以外の施設の設備区分になれば9、
1:53:31	プライテリアにあります。はい説明は簡単ではございますが以上です。
1:53:36	はい。規制庁、丹治です。わかりました。
1:53:40	どちらかというと私が聞いたことの答えは共通01に書くことで、その辺がもう少し、
1:53:49	共通の方の丸付けとの関係で、どういうところまで説明すればいいのかというところを整理してらっしゃるするっていう感じですか、共通01もなかなか、
1:54:02	時点が古いので、
1:54:04	いずれブラッシュアップっていう感じかと思えますけど、どういうふう
	に計画してますか。
1:54:13	日本原燃清水です。資料としてはですねまとめて05の方にですね、し
	っかりですね、設備の対応と、
1:54:24	変更内容というのをですね、明示してですね、ラッシュアップしたいと思っております。



1:54:30	はい。規制庁深見です。わかりました。今、今今ゼロイチをっていうことでもないっていう。
1:54:37	ことだと思うので、それであれば話をしなきゃいけないところだけ税法で表現するということだと思imasのでそれならそういったまず資料を明確化してもらえればと思imas。以上です。
1:54:52	規制庁コサクです。今の点で 05 でどうすんのっていうところもちょっとクリアにしたいんですけど。
1:54:59	まずは 5 ページのところて文章が書いてあるんですけど、これがあまりにも、
1:55:08	に、
1:55:11	本体の 2 項申請の方針を呼び込むということとの関係性がはっきりしないっていうことが問題だと思う。
1:55:21	出て、
1:55:22	呼び込むだけで終わりなのか、個別に何か本文、それ以外の 1 個があるのかないのか。
1:55:29	ていうことと、添付書類で何を説明する必要があると思っているのかということてもうちょっとわかればというふうて思ったんですけど。
1:55:39	先ほど共通 01 て書いてあるやつも、もともとの工事が何かっていうことを説明しているのであって、今回の変更が何てあって、

1:55:50	どうすべきかっていうところまで読み込めないと思うんですけど、必要なものを入れ込んだ上でそういう説明をこの部分なり、
1:55:59	或いはこれから飛ばしての別紙なり何なりということで対応されるって いう理解でいいですか。
1:56:07	はい、二本木西田でございますはいちょっと私もこれメディタイミング が遅くてすみません。あるべき姿で書くべきことをちゃんと伝えられて なかったのが今の形になってしまいました。
1:56:18	インダ部共通 05 でいきますと右下 5 ページの 2. の始まりのポツの ところでは、まず工事、どんな工事を使われてる設工認かをしっかりと 書くということと、
1:56:31	新規制基準で実質に関しては追加要求事項がありましたのでそういった ことが、ちゃんと何かがわかるようにするという事。
1:56:40	そのあとにありますそれぞれの申請の中での取り扱いというところで、
1:56:47	今回の変更申請でどういうことを展開していこう変更の見込みというこ とも含めた展開としてどうするかということをも具体的に示していくと。
1:56:57	ということで、本来ここに書かれるべきことだったかなと思ってますとこ ろはちょっと足りなかったのがそこは拡充させていただきたいと思いま す。以上です。
1:57:06	はい、古作ですよろしくお願ひします。

1:57:16	コサクです。念のためですけど、ユーティリティの方は緊対所の関係があると。
1:57:22	で、
1:57:23	その容量の設定根拠なり何なりっていうのは、
1:57:29	説明されるんだと思うんですけど、
1:57:32	仕様としては変わるものなんですか。
1:57:36	峯シミズです。指標としては変更はございません。
1:57:40	わかりました。そうすると添付書類側でそれで変更なしですけど、対応してますよっていう説明になるっていうことですね。
1:57:50	はい。日本原燃シミズですはいその整理をしっかりと資料に書きたいと思っています。
1:57:55	はい、わかりました。で、海洋放出管の方は、
1:58:01	何か変更なんでしたっけ。
1:58:04	日本原電シミズです。
1:58:06	海洋放出管の方につきましては、
1:58:12	改め、2、
1:58:15	机上、
1:58:16	記号をですね、政治的に説明するということがなくてですね、安全機能を有する施設の試験件数だったりっていう、

1:58:25	今回普通的な方針のリバイスを、すいません、記載の適正化をし、この 施設工認を反映するということで呼び込みをするというのが大村申請内 容になってちょっと内容があまりないものになってしまうような、
1:58:42	認識です。コサクですわかりました。
1:58:46	あるとする等添付書類もなかなか弱いところはあるんですが、
1:58:52	単品の申請なので、
1:58:55	少し
1:58:59	本体今回の設工認の記載レベルからすると書くことはないんだけど、
1:59:05	単品なんでもうちょっと詳しく書きますよっていうぐらいはやっていた だいた方がいいかなと。
1:59:12	いうふうに思います。具体的には今の試験検査性的な話。
1:59:18	言えばですね、もう図面見てくださいみたいな。
1:59:22	一般論だけで終わっちゃうような感じもするんですけど、そこを改めて その図面類を出した上で、どういう検査、
1:59:32	が必要なのか、それに対して
1:59:36	ノズルがついてるなり何なりというところが読み解けるように説明をと いうことかなと思いますけど、そんな感じで対応されてます。

1:59:48	日本原燃清水です。現時点の正直なところを言いますと、今、澤さんのおっしゃっていたレベルにまではちょっと書き、意識がちょっと足りてなかったんで、
2:00:00	今いただいた内容を踏まえまして申請書のほうを作っていきたいと思います。
2:00:07	はい。コサクですよろしくお願いします。こちらの方は、U T Tも、
2:00:12	そうではあるんですけど、本体側が整理されれば、淡々と書類確認程度でも済む内容だとは思っているん。
2:00:20	それ、そうなるように、資料作りをしていただければと思います。よろしくお願いします。
2:00:30	はい、日本の清水です了解いたしました。
2:00:35	共通 0508 関係で規制庁側から人ございますでしょうか。
2:00:42	室長課です。共通 05 関係、特に 22 ページのところ、幾つか確認させていただきます。まずちょっと今の話にも関係するんですが、
2:00:52	2 項変更の別設工認の申請 12 の考え方で、溢水 12 条と 13 条化学薬品がつき方が違って、マークのつき方が違ってはいるんですが、
2:01:05	0%。
2:01:06	どういう整理なんでしょうか。
2:01:11	日本原燃清水です。

2:01:15	来年ユーティリティー建ての方関係役員の方等、
2:01:20	バーにして入れるすちょっと先ほど、設備リストの方の考え方の方でも ちょっとご議論があった。
2:01:28	建屋で戸谷が内包してないので、
2:01:32	というような整理してございますけども、そのコメントの対応も踏まえ てひとつ記載の適正化したいと思っております。
2:01:40	海洋放出課の方につきましては、
2:01:43	いや内川の機器の改造工事の申請でありまして、
2:01:48	建屋自体の申請の方は、1項申請の方で、
2:01:53	申請してございますので、
2:01:55	こちらの方は、扱いをちょっと織田の体ということで考えてございま す。
2:02:02	それ超過です。MOXのときの議論で、結局これらの条文は安全機能を 有する設備っていうのが、中央になるので、基本設計方針はそこまで読 むという、
2:02:15	ふうにして新規制基準で新要求があったようなものは安全機能を有する 設備であれば、
2:02:19	ここは基本設計方針、施設共通基本設計方針を読むので、0にしていき ますよっていうような議論があったかと。

2:02:26	思っていてそれで溢水がついていたと思うんですが、
2:02:30	そういうことではないんです。
2:02:32	日本原燃シミズすみませんちょっとMOX側の状況をしっかり理解でき てございまして1000でした。
2:02:39	今いただいたご指摘は確かに情報要求として安全機能を有する施設であ るということもしっかり踏まえまして、
2:02:47	再整理させていただきたいと思います。
2:02:50	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。
2:02:53	引き続き、すいません私から、
2:02:56	24条の廃棄施設で、
2:02:58	2項変更で申請する気体廃棄物の廃棄施設っていうのがあって、これは 34ページからの説明で、感知設備のコサクせるフィルターの話となっ ていてこれが、
2:03:11	第1項第1号から4号の気配管系に関連するところで、
2:03:16	ついていて、結局は申請対象だというふうに丸がついているという整理 なんです、
2:03:23	廃棄条文で、具体的にこのコマーシャルフィルターに対して、
2:03:28	どのようなところの要求がかかっているっていう。
2:03:32	どのようなことを担保するっていうことなんでしょうか。

2:03:38	日本原燃志水です。今ご指摘いただきました、フィルターユニット等につきましては、
2:03:47	設備としては、もともとあるものなんですけども、
2:03:52	安全審査の整理の中で、もともと一段だったフィルターのを、2段のフィルターの除去効率を期待するように、
2:04:01	見直したということ。
2:04:04	を踏まえまして、駅能力 4024 条第 1 項 1 号であったりっていうのに、
2:04:10	関連するということで考え方の方を記載させていただきました。
2:04:15	はい、規制庁から、換気設備側のフィルターに対して、共通個別の資料の方の閉じ込めからの展開のところでもありましたが、
2:04:26	換気施設のフィルターの能力というところに関して、
2:04:31	の要求を満たすってような位置付けなのかなと思っていたんですが、これは、排気側も関係してくるってところがちょっとわからなかったんですね。
2:04:46	日本原燃清水少々お待ちください。
2:05:25	日本原燃の清水です。
2:05:30	江藤さん、一番初めにちょっとありましたスポーツ、個別の書き分けのところでちょっとせ、整理してございました。
2:05:40	廃棄施設を共通条文として、



2:05:45	装置の機能維持の話をもっと変えて個別で換気設備に展開するという ことで、
2:05:52	廃棄施設のフォローを確かすみません、対象としてちょっと展開してご ざいました。
2:05:58	規制庁かですって
2:06:00	ということでしたら、廃棄の共通事故企業設計方針のところ、何らか 関係することが書かれて、そこから飛ばされる換気設備のところ、フィ ルター性能が、
2:06:11	分かれるとそういう整理だから、大丈夫にもついていますとそういう整理 なんでしょう。
2:06:20	はい。日本原燃のシミズですはいそのご理解の通りでございます。規制 庁からわかりました。
2:06:27	小阪です。念のため確認させてください。許可の断面では閉じ込めの条 文に関連して審査をされていてですね。
2:06:38	換気設備は技術基準から出てくるので、あれなんですけど排気とは直接 リンクを貼ってなかったんですけど、
2:06:47	今回はあれですかね、閉じ込めにも関連をさせつつ、プラス、
2:06:52	1期にも換気にもってということになってるって思えばいいんですか。

2:06:59	日本原燃清水です。はい。尾崎さんがおっしゃっていただいた通りでございます。
2:07:10	藤規制庁コサクですわ。変わりますそれで雄踏、あれですかね閉じ込めについ閉じ込め廃棄関係については、
2:07:23	今日共通項目の方とかでも整理してましたかね。
2:07:27	関連性があるそれをどう、基本設計方針まとめてっていうところもあったと思うんで、
2:07:35	そこと整合するようになってればと。
2:07:38	いますけど、
2:07:40	それ、その結果が今の話っていいんですか。
2:07:44	はい。人間の1社でございます京野そうですね強調個別の10ページにある、
2:07:50	閉じ込め廃棄の共通側とあとは個別で言う換気廃棄それぞれの銀行を整理してますこれを、鳥羽丸付の整理をさせていただいてると。
2:08:03	ということでございます。
2:08:12	規制庁コサクです。それで言うと、今の話換気の方にフィルターの性能が書かれてますけど、
2:08:22	どう排気には独行でどういうふうになるか。
2:08:28	この黒のラインがそれに当たるってことです。

2:08:36	はい。ちょっと区別がややこしいかもしれませんが10ページで黒のラインが、左から右に関係は生き延びてます背景の共通側では、
2:08:47	皇室農業委員会にしっかり気体を廃棄する能力のところに、やっぱその性できる限り低くしますよというところで、フィルターの能力だったりを展開をすると。
2:08:59	舞台の関係のオオオカ装置の機能維持で機能、機能維持であったり、あとはその下でいう排気の、
2:09:08	濃度1.0以下にして機体を廃棄する能力というところのデータの話であったりというのがそれぞれリンクをするという整理を思ってます。以上です。規制庁の隊列多分ちょっと頭整理しときたいんですけど廃棄施設の平常時被ばくであって、固化セルフィルターは固化セル内の圧力が上昇し、
2:09:28	時の別ラインだと思っていて、閉じ込めるときはトラブったときでもできるだけ出すなんていう話が許可解釈のポロポロあるからそこんこで読めたと思っていて、廃棄施設って意図的に出してる方の施設だと思っていて、何でどっちかっていうと閉じ込めるところから、
2:09:44	はい換気設備とかにフィルターで伸びていくのかなっていうふうに思ってたんですけど貸せるフィルター今のハラダとは廃棄施設から伸びる整理するんですけど。

2:09:53	はい。西原でございますそうですねすみません私もちょっとがん、ちょっと度を含んでましたね。
2:10:01	この辺はそうですね通常で実行時を含めて限定された区域に閉じ込めると、それからそれぞれ展開して、下手とウェブ下必要な能力を持たせると。
2:10:14	ということで排気の方は通常の交通図において公衆の整理を合理的に達成できる限り低くすると、それぞれの役割分担がありますので、そういう意味でいくとおっしゃっていただいた通り、
2:10:25	事故時の方に黒野岡閉じ込めからリンクを飛ばしていくルートしかないですね。はい。ちょっとこの青田の暴露のちょっと棲み分けが私もちょっと勘違いしてました。以上です。
2:10:39	高坂です。なので、許可の際閉じ込めの条文で審査をしたというこ等であって、今このページ開いたのも閉じ込めから、
2:10:50	会議で関係に行くっていうラインがあれ、あるのかなと思って聞いたんですけどそうではなさそうだったんで、それを踏まえて廃棄どうするかというのを改めて検討いただければと思いますけど。
2:11:08	はい。乳井西原でございますはい。そうですね。
2:11:13	当初これから関係なりに飛ばすラインのところ今、日、

2:11:19	28条連動で色塗ったところだけが関係しますよという形になってますのでそこをちょっともう一度整理をして、リンクをうまく入りたいと思います以上です。
2:11:30	はい。補足です少なくとも共通個別の資料の
2:11:36	ろ過装置のところでは、今の話だと、オレンジの色がつかない
2:11:43	いうところで、このろ過装置にもその2種類あるということかな。
2:11:49	それに応じて、条文対応のマルバツを整理をしていただくということだと思います。
2:11:57	ので、よろしくお願いします。
2:11:59	はい、伊芸西田でございます承知いたしました。
2:12:05	サトウオオオカです。すごく補足ありがとうございました。で、あと、軽微というか、同じ共通05の、
2:12:15	22ページの整理のところ、
2:12:18	26条の汚染防止で1項変更で申請する。
2:12:22	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋が申請対象になってないんですが、
2:12:26	これ、こんなにテレビ建屋っていうのは在庫で、
2:12:30	26条の第1項で申請するっていうふうに聞いていたんですが、ここが入ってこない理由というのを教えていただけますでしょうか。

2:12:45	日本原電の志水です。今、ご出席いただきました第2ユーティリティ建屋につきましては、
2:12:53	放射性物質を内包しないと、岩見ります。
2:12:57	すいませんちょっと伝わり方が違いまして、その変更で申請する、今回共用受ける第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、
2:13:14	長峰西井です。衛藤長井区域については汚染の恐れのない区域に整理してございますので、汚染防止の条文要求としては適用を受けないというふうに整理してございます。
2:13:25	については岡安そういう瀬、
2:13:28	細江藤線のそれが、
2:13:30	廃棄物か、貯蔵建屋で汚染の恐れがあるんです。
2:13:35	タケダじゃないんです。
2:13:50	日本原燃の志水です。その間につき、建屋につきましては、すべて区域設定なので、当然の制度はないという整理してございます。
2:13:59	はい。規制庁、磯わかりました。その辺ってどこ。
2:14:03	で、
2:14:04	わかるようになってますでしょう。
2:14:07	日本原燃石井です。今の観点はですねちょっと記載のほうはないのでちょっと記載の拡充の方を検討してもさせていただきます。

2:14:16	既設オクデスわかりました。よろしくお願いします。
2:14:19	立川委員。
2:14:23	古作です。今の点ワー容器ガス、
2:14:28	担保をとっていてってということだったと思うんですけど容器自体はあれ でしたっけ、設備登録しないもの。
2:14:36	でしたっけ。
2:14:42	少々お待ちください。
2:15:08	日本原燃シミズすみません、もう一度、すみません、ご説明いただけま すか。
2:15:16	説明と言われたコサクですけど説明と言われると、しゃべりにくいんで すけど。
2:15:22	失礼しましたすみません。大城さんにちょっと聞き逃してしまったので 教えていただきたいと思ってましたご質問の伊藤。
2:15:29	質問の意図という意味で言うと、
2:15:32	ここは区域、
2:15:35	名称ちょっと聞き取りませんでしたけど、
2:15:38	区域と言われたんですかね、汚染の恐れがない場所ですという理由はな ぜかと。
2:15:45	それを担保するのはなぜか。

2:15:48	その担保について、どう設工認で対応されているということなのかっていうことに繋がるんですけど。
2:16:01	日本原燃清水ですすみません、ちょっとすみません、確認させていただきたいと思いますちょっとその区域の前提となってるちょっと条件の方、すみません、ちょっと確認させていただきます。
2:16:15	はい。補足ですよろしくお願ひします。それが保管物は容器に入ってその容器で密封してるのでっていうことだと思っいてですね。
2:16:25	なので容器の扱いはどうなってますかと聞きました。
2:16:30	野瀬確認して、説明いただければと思います。以上です。
2:16:34	はい。日本語で示すご質問もいたと理解できましたのでちょっと確認させていただきます。
2:16:44	規制庁シミズでしょうか、共通 0508 において規制庁側から確認ごさいますでしょうか。
2:16:52	規制庁課ですちょっとあと 1 点だけ、少し気になっているところがありまして、
2:16:59	今回共通 08 で、設備リストが更新された時に、新生会のところでバーになってきたものがたくさんあったんですが、これはどういう位置付けのものなんでしょうか。
2:17:15	日本原燃清水です。こちらの方ですね。すみません。



2:17:20	共通 05、通し 22 ページの左下ですね、全般事項としまして、
2:17:29	この二つ目のポツですね。
2:17:32	本当に変更要求を受けるような、せ条文要求受けない設備、
2:17:39	すでに県下で適合説明済みの設備につきましては、
2:17:43	変更申請の対象となりませんので、増新生会の方がと記載させていただきました。
2:17:50	水超過ですので、共通 08 見ると結構申請対象として丸ついているものが、
2:17:55	今回は申請会議でバーッてきたようなところもあってですね。
2:18:00	本当にそういう整理でしょ。
2:18:04	日本原燃清水です。考え方としては今の考え方で、背リストのところをちょっと精査してたんですが、すいません。そうできてない点があるということを理解しましたので、
2:18:16	設備リストの記載内容の方、すいません、精査させてください。
2:18:21	光岡です。します規制庁コサクですすいません一般の家話でいうと、
2:18:28	記載拡充がない。
2:18:31	ていうのは申請対象だけど、
2:18:35	ていうことですかね。
2:18:40	どういう意味なんですか。日本原燃清水です。その設備については、

2:18:47	申請対象。
2:18:51	外にあるという整理で、
2:18:53	設備リストの方をちょっと整理したか。
2:18:56	という意図でございました。
2:18:58	申請対象でそもそも今回の新申請全体として、
2:19:04	申請対象外だっていう設備って何ですか。
2:19:11	新基準適合取らないってことです
2:19:15	日本電源シーズです。
2:19:17	衛藤。
2:19:19	基本的には、
2:19:21	共通的な方針の適用は一部受けるんですけども、設備、
2:19:28	それ拡充分の適合性説明について、
2:19:34	すでに認可を受けた設工認で説明済みだということで、設備率のマトリックス上がですねすべて三角になるものにつきましては、
2:19:45	金かからないという政令申請対象外ということでちょっと整理してんですがすいませんちょっと私、ちょっと今の須田コサクですけど今の説明もよくわからなくて、
2:19:57	三角になるからバーナー。
2:20:01	言われて、何言ってんだっていう感じになりましたけど、

2:20:05	どういふことなんですね、宇井です。
2:20:08	設備 1、一つの機器の設備リストで、横に関連条文を見ていったときに、
2:20:16	企業説明が必要な丸が拙い設備がございます。際基本的なヒアリングイクラスとか重要度の低いという設備になるんですけども、
2:20:26	そういったものについては、追加要求事項等が的を受けるものではないという整理をしまして、申請開示の方、
2:20:34	ということで記載させていただきました。
2:20:44	今の三角バーはつける場所が違うところを言われたということでそれは理解しましたけど、
2:20:55	等、
2:20:57	なんで申請。
2:21:00	一緒じゃなくなるのかはやっぱりよくわからなくて、
2:21:04	共通的な方針を適用するという、
2:21:10	どうもこの、その機器には展開しますよということであり、
2:21:16	それは方針の新生会で審査済みってということなんですかね。
2:21:28	日本原燃シミズですちょっと改めてちょっと中でも再整理させていただきたいとは思っています。
2:21:35	共通的な方針は初回にナビ

2:21:42	が伸びるんですが、その設備が本当にその方針通りだよねということ踏まえると本当に、
2:21:50	申請対象が整理していいのかというご指摘なのですみませんちょっと考え方を整理したいと思います、
2:21:57	共通的な方針を受けることは変わらないので、
2:22:02	しかし申請対象外とすいません入り過ぎだったかもしれません。
2:22:07	はい。補足ですそうだと思います。
2:22:09	で、先ほどの
2:22:14	大ユーティリティーじゃないやごめんなさい。海洋放出管の方で話しましたけど、
2:22:21	共通全体で言えば、説明は悪くなるとは言っても、
2:22:26	説明が必要ということではある範囲にあって、
2:22:31	その部分認可で本当に、
2:22:35	申請してたのかっていうとす。そんなわけではない。
2:22:39	ところが、新基準としてあるはずなので、その説明は必要だと思います。そのためにその添付書類、図面類ですね、つけるということだと思いますので、再考をお願いします。
2:22:53	今村西部です。了解いたしました。
2:23:02	藤共通 0508 清家規制庁側から他にございますでしょうか。

2:23:10	すいません規制庁セトガワです。
2:23:14	Aを1と質問させてください
2:23:16	共通08の方の、
2:23:19	通し番号306ページからの添付書類の構成のところなんです、
2:23:24	再処理の方で、ローマ数字大きい3番で、火災及び爆発防止に関する説明書が出てきておりました、この前のMOXの方では、
2:23:38	えっと316ページになるんですが、
2:23:44	記載されている箇所は大分後ろの方になっておりました、こちらの記載箇所の差って、どういう整理なのか教えていただけないでしょうか。
2:24:11	日本原燃清水です。この添付書類の再処理施設の構成につきましては、
2:24:20	印可での添付書類の構成も踏まえまして、
2:24:27	えーとですね、火災及び爆発防止に関する説明書というのがですねもともと再処理施設については、
2:24:33	添付3という番号を振っていた経緯を踏まえましてちょっと今再処理の方はこのような番号のつけ方をさせていただいております。
2:24:45	了解Sと私は、すいません。
2:24:47	了解しちゃ駄目だよ

2:24:49	今のは説明になってないですね。それがなぜかを説明しないといけないので過去の経緯はもう一度調べますが普通に考えると最初に施設の特徴を踏まえた上で、
2:25:04	添付書類の適合性をどう説明しますかという時には化学薬品を使う設備でもありいわゆる
2:25:12	薬品系と着火元との話であったりというのも含めて火災爆発による損傷の防止というのが、最初の施設で、設備の設計をする上には、
2:25:22	耐震とか、あと臨界とかと並んで頭皮重要なものだという意味で、もともと構成的には臨界会社が日課バックがあり耐震ありと。
2:25:34	いう構成になってそれぞれ主要の言った後で、その他の説明書と、
2:25:41	いうことで個別具体のやつを展開をするという構成にしていると。
2:25:46	僕は過去の設工認の作り方だと思ってます。一方若施設、MOXはどうかといったときには、MOXも確かに火災爆発と今いわゆる、
2:25:57	加算自体が、設計基準事故でも唯一の事故ってのもありますけどそういうことを間、
2:26:02	今からもう通常の運転、設計を考える上の火災の重要度っていうのが最初よりいう確約が特段多く使うわけでもなく、重要性という意味では、他のその他の説明書と、

2:26:14	個別で展開してもよからうということで過去の設工認は新会社へ耐震と、
2:26:21	いうふうな主要な項目の見解をした上で、その他説明書の中で5として、火災の中恐れ火災なんかはその中に入れていたと、いうことだと思ってますんで今回もその構成を踏襲してへの展開をさせていただいたということで、
2:26:35	加古が絶対的というわけじゃないですけども、施設の特徴を踏まえた上の構成だろうということで、今回もそういう形で展開をさせていただいているということでございました。以上です。
2:26:47	はい。はい承知しました。はい。
2:26:51	規制庁コサクですけどそれって何か文面とかで考え方整理できてますかね。
2:26:57	はい。弓削2社でございます。
2:27:00	減少によるもので何か紙を見たことがなかった。難しいですか何かコサクです。ごめんなさい。そういう意味じゃなくて、
2:27:10	もし連想とかある。
2:27:12	せっかくの機会なので、そういった考えを、この共通056、
2:27:19	8とか、どこかで明確にしておいて、伝承のもとにさせていただいたらいかなと思ったんですけど、排除されてますか。

2:27:27	八木西浦でございますはいそういうことであり、おっしゃる通り今回特にこの 0508 の中でMOXとずっと最初の目次を並べて書いてるところがあるので、そもそもこの目次はどういう構成の考え方なのかっていうのはこの中に、
2:27:42	考え方を付して記録として残させていただきたいと思います。以上です。
2:27:48	はいコサクですよろしくお願いします。
2:27:50	瀬戸タジリです。整理されるとき、とじ込みだけ変なところにいたりもするので、そこも含めて説明できるようにしてもらえると助かりますよろしくお願いします。
2:28:00	はい。
2:28:01	マネジャーでございますはい。承知いたしました。
2:28:08	H-シミズです。他は共通 058 において規制庁側から特にございますでしょうか。
2:28:16	なければ、原燃側から八田に振り返り等スケジュールについて説明をお願いします。
2:28:28	日本原燃清水です。共通 0508、共通しているところが、まずは、
2:28:37	丸付けのカクウと考え方ですね。
2:28:42	車検管理施設等制御室の関係であったり、



2:28:46	竜巻の機能も S A できたりするなり、医薬品が建屋に入れなかったために建屋にも機能を期待するんだとか、そういうところいったところで、すねしっかりちょっと要求を許可の内容を踏まえまして、
2:28:59	今一度全般的に考え方の方を再整理して、
2:29:04	0508 の各資料に展開させていただきたいと思います。
2:29:09	S A の支援系統対策条文等丸付けの考え方であったりっていうところも含めて、ちょっと考え方の方はしっかり精査させていただきたいと思っております。
2:29:25	添付図面の
2:29:27	マル付けの考え方もですけども、
2:29:31	記念館及びものだったりセットの扱いだったりってところがですね、しっかりですね考え方にどう扱うのかっていうのをしっかり記載した上で、
2:29:41	マトリックスの表の方にしっかり反映させていただきたいというふうに考えております。
2:29:47	あとは
2:29:50	共通 05 につきましては、
2:29:54	これですね設工認、
2:29:56	なお、扱いですね。

2:29:58	こちらが同意、
2:30:00	遠方ないようになるのかっていうのをですね、資料の全体のたてつけを踏まえまして、記載の方、拡充させていただきたいというふうに、
2:30:10	んが入れております。すいませんちょっとざっくりですけどあとはまあまあ最後ありましたすいません目次の考え方であったりっていうのもちょっと、
2:30:20	やはり整理させていただきたいと。
2:30:23	思います。
2:30:25	それを次の対応としてはそういったところかなと思ってございまして、期限の方なんですけども、
2:30:33	1週間程度を目標にですね、資料の方、
2:30:39	2、
2:30:42	1時間、
2:30:43	ちょっと作業の進捗を踏まえてちょっとスケジュールの方は別途提示さしてもらいますけども、
2:30:48	遅くとも1週間がもうもう少し早く作業できるようであれば早めにちょっと提出の方させていただきたいというふうに考えております。
2:30:59	規制庁、志水です。どうぞ。
2:31:02	規制庁側から何かございますでしょうか。

2:31:06	社長コサクです。
2:31:08	どうぞ。いや、規制庁館です今1週間とか話されたんですけど、その先も含めたスケジュールをしっかり示していただきたいと思ってるんですけどそこってというのはいつ示されますか
2:31:21	いやいや共通の話をやってそれを展開するっていう話が当然あるはずで、そこんところって多分今まで示されたスケジュールっていうのは増えてないところだと思っているので、その辺りを含めたスケジュールっていうのはいつ示されてますか。
2:31:36	佐藤です。おっしゃる通り共通のところでは、いただいたコメントを度しっかり反映して、それは当然竹尾植野展開であるとか、初めてここへ個別のという形の案件でありますので、おっしゃっていただいているのは最終補正に向けてということだと思いますので、
2:31:53	それについてもですね、この1週間を目安に何とかお示ししたいというに思います。
2:32:01	規制庁あたりですと、ちょっと気づいたかと思いますが1週間でスケジュールを示すっちゃう話でしたっけ何か。
2:32:08	できるだけ速やかに生を早く早くって言っても出てこないのかもしれないんですけど、1週間後に出てきてその先ってそんなさ、何か長いスケジュールあるでしたっけ。

2:32:20	佐藤です。頸椎だけではなくてまた今日主事とちょっとヒアリングもございますんで、ちょっとこの辺りのちょっとデッキっていうのをちょっと見見定める必要があるかなというふうには、
2:32:35	思ってますので、そういう発言をさせていただきました。
2:32:38	規制庁谷です見通し切れないところがあるという説明のような気がするんですけど先々見据えたスケジュールというのを、できるだけ早めに示していただければと思います。今から以上です。
2:32:49	規制庁日下です。今の、もっとわかりやすく言いかえると、
2:32:54	当初 10 月末には補正と言われてましたよね。
2:32:58	で、今の、
2:32:59	状況だと、ありませんねと。
2:33:02	言ったときに、じゃあどうするんですかっていうのが、期限、言ったた期限が来ていれば、おのずと聞かれることですよということじゃないかなと。
2:33:13	思います。で、明日明後日とありましてというところを踏まえてでもいいんですけど、
2:33:21	どんなつもりでいるのかと。
2:33:23	いうことを確認したいなと思ってまして、

2:33:29	今日のヒアリングについては、設備リストの詰めのようなところがあってですね。
2:33:37	設備リストもちゃんとしておかないと。
2:33:40	今日お話ししたように分割での考えとかっていうのでちょっとぐらつくところもあるので、
2:33:45	ちゃんとした作業はしていただきたいというところはあるんですけど、添付書類の話なので、
2:33:55	ある程度やっておいていただければいいというところ、一方で、本文なり、
2:34:03	本文を説明する骨格になる添付書類についてはしっかりやっておいてもらわないと、認可に直接影響するということで、
2:34:13	それぞれの作業がどういうところにあるのか。
2:34:16	ということだと思うんですね。
2:34:18	モック数においても、結局この段階から2回補正してるわけですよ。
2:34:24	ということからすると、本当は一発で綺麗にしてもらうのがいいのではありませんが、
2:34:30	何となく作業レベルを見ると、
2:34:35	十分じゃない申請でずっと審査をしている状態にあって、
2:34:40	MOXのように、

2:34:42	なってもしょうがないかなって思うところもあるんですけどその辺りどう進めるつもりですか。
2:34:52	来年サトウですね。実はですね最終盤の状況も私愛知見ておりまして、総務チームとしてはですね最初に本当に綺麗な形で一発で出したいという思いはありますけれども、
2:35:06	今のちょっと状況を見ていると、
2:35:09	ちょっとその会議申請ということもございましてなかなかそこは難しいかなというふうに思ってます正直。
2:35:15	ですのでその辺りの人含めてですねちょっと数字ちょっと猶予いただいて出し方の精度も含めてですけども、そのご回答したいというふうに思います。
2:35:25	はい。古作です。それで言うと、MOXわあ補正されてから2ヶ月ぐらいで再補正があり、それで十分じゃないところがあって1ヶ月かけて再々補正、
2:35:38	いうことだったかなと思いますけどインダ酸素、私の認識間違ってたっけ。
2:35:43	いえ、日本1社でございそういう形でやらせていただきました。

2:35:48	コサクです確か 467 ではなかったかなと思って、それがMOXの経験を踏まえて短縮されればされたでいいとは思いつつ、もう2ヶ月以上過ぎててMOXより遅いので、
2:36:00	その意味では、再す。
2:36:05	さ補正の再補正ですから、
2:36:08	それなりのタイミングで出していただく方がいいんじゃないかな。
2:36:13	いう気はしてます。それによって元の立ち位置がはっきりして、追加で最低限やるべきことってというのは特定をされるということだと思うので、
2:36:23	明日明後日のヒアリングを踏め踏まえつつ、
2:36:28	少し
2:36:30	対応方針をですね整理して、
2:36:33	言われるところでは今週末かなんかにはそういったスケジュールも示していただけるのかなと思う。
2:36:40	なんですけどいかがですか。
2:36:44	日本原燃佐藤です。はい。間違いございますけれども再々補正、右上の再構成になるかどうかも含めてですね、ちょっと週末にははい、仲野ご返答いたします。
2:36:58	はい。コサクですお願いします。この後の、

2:37:02	ヒアリングの話にもなりますけど、第1回整理をしておかなきゃいけないところ等第2回で整理をすればいいところっていうのは、
2:37:11	まざって議論してるような感じがするので、その仕分けもですねして、
2:37:16	いければと思ってますそれも再々補正でなのかい。
2:37:22	再補正なのか再々補正なのかといったところでも調整がきくかなと思うので、その点も含めて検討いただければと思います。以上です。
2:37:36	はい承知いたしました。
2:37:43	でしょうか。
2:37:46	よろしければ、一旦これ休憩を挟んでから、材料構造、
2:37:52	開始したいと思いますので、
2:37:56	ちょっと十分ほど休憩を挟んで、
2:38:02	うん。
2:38:03	20分再開で原燃側よろしいでしょうか。
2:38:08	4連ナカハマです。16時20分再開了解いたしました。ありがとうございます。
2:38:14	藤角谷。
2:38:17	贈呈します。
0:00:01	はい。録音開始しました。規制庁深見です。それではあと在庫の話をしたと思いますが、山興については先週の月曜日に、



0:00:13	在庫 001 と在庫 01 が提示されてたんですけど、
0:00:20	今日ヒアリング資料という形で、参考①、あと参考②という
0:00:26	例で、
0:00:27	補足的な説明をするものかなと思ったら、中を見ると結局、0001 とか 01 がそのままついてたりするんですけど、
0:00:39	事業者としては今日は参考。
0:00:42	①、②で話をしたいってことなんですかね。
0:00:49	日本連盟の加納です。オンスー応ですね、従来の 10 月 17 日に提出した 資料をベースにですね説明した上で、
0:01:00	不足する部分について参考 0102 で補足したいなと思ってました。
0:01:08	藤規制庁カミデです。
0:01:13	0001、先週の資料を使ってもそれが更新されたものが手元にあるので、 なんかどうやって済むのかなっていう感じはしますけど、あまり時間も ないので、
0:01:24	ポイントだけ説明をしてもらって、話ができればと思いますので今日話 したいポイントのところだけですね、説明いただけますか。
0:01:36	はい。小栗ナカムラです。それでは在庫、

0:01:40	材料構造についてご説明させていただきます。資料ですけれどもまず対象範囲の方から説明したいと思ってまして、年提出年月日の例外の10月17日提出の資料で、資料番号在庫01のレビジョン中、
0:01:54	施設購入に関わる補足説明資料、材料及び構造の対象範囲についてになってございます。
0:02:01	こちらの資料ですけれども、10月5日のヒアリングコメントを踏まえて、記載を見直したのになってございます。
0:02:09	主な修正点ですけれども、通しページの5ページ目をご覧ください。
0:02:15	通しページの5ページ目のところの緑色の枠の範囲ですね、以前はですね一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包するものと、
0:02:25	あ、すいません。
0:02:29	緑枠のところですが、放射性物質の
0:02:35	対応をするものと定義してございましたが、ここで言いたかったのはですね機種区分の第1種から第5種のを対象にしたいという考えてございましたので、
0:02:49	場面が違う。すいません。
0:02:51	すいません少々お待ちください。規制庁カミデです進めてもらって構わないですし、そこまで丁寧に説明された。
0:03:00	わかりましたはい。

0:03:02	今回1種から第5種ってということで内部エネルギー強くないをするものも対象にしたいということでやっております。
0:03:11	土肥。同じページ。
0:03:12	ページの左上のところで第1回申請範囲の安全冷却水冷却塔を明示しているというところが修正点になります。
0:03:20	続きます、
0:03:24	すみません、50ページの24ページ目です。
0:03:27	50ページの目の24ページ目のところで、座屈による損傷防止のところで容器及び管の通りダクト除くという記載がございますがこの、
0:03:39	ダクトを除く理由を注記の1で明示していると。
0:03:44	発電も含めた扱いということで除く扱いをちょっと明記しております。  その他ですねこの表の中でバーがついているところもございますがこのバーがついているところの理由についても、
0:03:56	注記もこの2から7で明確化しているといった形になっております。
0:04:03	この資料で主に修正したポイントは以上になりまして、資料の中ですいません前のしきれていない部分がございますそこが通しページの7ページ目になってございます。
0:04:17	7ページ目のところで共同決算書の対象CS書についてということで  (1) (2) といつかということ記載してございますが、

0:04:26	ここでは、ざっくり記載してございますが、
0:04:29	もう少し細かく分かれるだろうという考えでございまして、その中になんですけれどもそこは参考 01、参考①ですね。
0:04:40	実は 10 月 24 日で提出した資料。
0:04:44	もう 1 ページの 3 ページ目になります。
0:04:51	通しページ 3 ページございます。見ていただきますと、材料構造の技術基準の要求に対して、
0:05:00	例えば材料であれば仕様表出て、材料を明確にしますですとか日本のところの衛星破断ですと、
0:05:08	医療機関については計算書をつけますですとかポンプ弁については、配管等の評価に含まれますといったところを記載してございます。
0:05:17	こういった内容を 7 ページ目のところに補足したいと考えてございます。
0:05:23	同じく、
0:05:27	この参考①の資料の 9 ページ目をご覧ください。
0:05:34	参考①、9 ページのところでございますけれども、
0:05:38	B P S ですね、対象のものとしまして、安重を対象にしますと記載してございますが地下数排水設備については、前回まで対象じゃなかったんですけれども、

0:05:50	来週の前提状況になるものということで非常に重要だということで、地下水排水設備のこの案順に相当するものということでこの中に含めて、
0:06:00	評価をしていきたいということを考えてございます。
0:06:06	あと、衛藤。
0:06:08	資料としましては通しページ目のA棟、
0:06:11	2ページ目になってございます。
0:06:16	この1ページ目の2ページ目のところで材料及び構造に関する類型化、考え方を参考にちょっと提示しておりまして、
0:06:25	基本的には材料についてはまず、材料の選定と腐食しろあと構造につきましてはまず常設と可搬に分かれて、
0:06:33	常設については医療機関に、
0:06:35	及び医療機関が行くと。
0:06:37	医療機関につきましては金融下のもの条件A p pなしのものと条件アップのものがあって条件A p pなしのものについては、
0:06:46	金貨及びびに行くと、条件アップしたものについては新しい方針に従って、
0:06:53	容器を缶の計算、あとはダクトの形状規定のもの。
0:06:58	はAとか。井関で担保するもの。

0:07:01	検定水圧で対応、対応するものといったものを、分類分けしております。
0:07:07	はい。
0:07:08	類型化についてはこのような形で現在考えているというのを参考におつけしております。その他ですねちょっと云々等の修正がちょっとございますがそこについてはちょっと細かい形になってございますのでちょっと割愛したいと思います。
0:07:22	在庫の 01 の資料については以上になってございます。
0:07:28	関連しますのでつつ、このまま続いて 00-01 についてもご説明させていただきます。
0:07:36	資料資料ですけれども令和 4 年の 10 月 17 日に提出したし、在庫 00-01 のレビジョン 9。
0:07:45	設工認に係る補足説明資料分添付書類補足説明。
0:07:50	事項への展開になってございます。
0:07:54	こちらの資料ですけれども、
0:07:59	の主な修正点ですけれども、まず別紙の、
0:08:02	1 ですね別紙の 1 につきましては先ほどの在庫の 015。
0:08:07	内容を反映した形で修正しているというところ。
0:08:10	あとは

0:08:12	6 ページ目の 51 ページ目以降の別紙の 4-2 以降のところについては、 前回までは既認可の方針をただ羅列していただけでしたが、
0:08:24	51 ページ目の 2 ポツの (1) なんかを見ていただけると、金架橋金貨の 共同系共同及び腐食性に関する
0:08:31	基本方針に基づきということで、金融課の方針をベースにこんなことを やっていきますということを記載しているという形で、全体的に他条文 に合わせて構成を見直したと。
0:08:45	いった点がこの 00-01 の主な修正点になってございます。
0:08:50	さらにですねここから少しちょっと足りてないと考えておりました発足 したのはですね、
0:08:56	本日、10 月 24 日付で提出させていただいた参考の 0 になります。
0:09:02	こちらの方ですけれども主な
0:09:05	修正点といいますか。
0:09:08	追加したいと考えている事項が、通しページ目の 19 ページ目になって ございます。
0:09:16	19 ページ目のところに材料構造の基本方針から添付書類までの構成を記 載してございました。それで前回までですとこの基本方針、一番左側の 基本設計方針のところは、

0:09:31	9 ポツ 3 ポツ 1 ポツの構造のところであってたんですけども実際的には9 ポツ 3 ポツ 1 ポツさ、中央の溶接部ですとか、
0:09:38	威圧試験というのがございますので、こういったところを明確化してそこがあほ。
0:09:45	基本方針、添付書類の5-1の基本方針に落ちていくという形がわかるようにしております。これらにつきましては最終的には工事の方法に流れて使用前事業者検査の対応になっていくと。
0:09:57	いったところを現在考え、考えているところです。
0:10:01	その他につきましてはちょっと色細かい文言になりますので資料は、説明は割愛します。以上になってございます。
0:10:12	はい、規制。
0:10:15	対象の話があり、あとそれに対してどうするかっていうのをまとめました。
0:10:23	あとは類型化の話があって、
0:10:28	申請書の構成みたいな話だったと思いますのでなるべくその
0:10:32	順番で測った話ができればだと思えますけど。
0:10:38	まず、在庫01の方ですね。で、
0:10:43	対象と言われたのか。
0:10:47	6 ページですけどここの書きぶりは、



0:10:52	参考。
0:10:54	01 だと直っていて、いずれにしても、1 週から高所が最初に来て次が安重ですっていう話だったと思うんですけど。
0:11:05	このときに、一章から 5 週ってというのはある程度の高温となり、圧力なりっていうのも含んで設定されてますけど、
0:11:16	b ポツのそのあと安重って意味では、そこはあれですか、温度圧力だっっていうのは関係なしで、対象にするって
0:11:28	はい、日本ナカムラです。はい、その解釈で間違いございません。
0:11:33	はい。規制庁、
0:11:34	宇井です。
0:11:36	そういう整理でいいと思うんですけど、
0:11:41	在庫 01 の
0:11:50	11 ページですかね。
0:11:55	排気塔ってのがあって、機能の欄の一番下のなお書きなんですけど、
0:12:02	排気塔はそういう整理を、
0:12:06	乗り越えて、対象としないと言っていて、考えが整合してないと思うんですけど。

0:12:12	この辺ってどうされますかっていうか普通に対象にしたらいんじゃないかと思いますが、事業者としてどう考えてます。
0:12:24	日本原燃大久保でございますまず考えていたのは
0:12:29	材料構造の対象としまして機器ものが対象となって建物構築物は対象。
0:12:36	にしてはいいないというところでちょっと今、この記載を、間記載させていただいておりましたがちょっと機能面を含めると菅。
0:12:45	としての機能が
0:12:47	かなり近いのかなというところでちょっと検討したいなと今考えてございます。
0:12:53	規制庁上出です。検討したいっていうのは、
0:12:57	あれですか。1度整理をしたら、
0:13:01	7ページの、
0:13:03	対象の考え方を考えるかどうかって言うことですか、それとも、廃棄と普通にいえるんだけど、一応、それで問題ないかって確認するっていう感じの、どんな感じですか。
0:13:18	日本原燃大窪でございます後者の方で渡して問題ないかというところを確認したいと思います。以上です。はい、わかりました。
0:13:27	そうですねそれぐらいだと後は、
0:13:32	大体こんな感じかなと思いますので、

0:13:37	その次に、
0:13:39	3項、
0:13:42	01の3ページの説明をいただいて、これで結局対象は今、何とか整理をしてできたなというところで
0:13:53	これらに対してそれぞれ申請書上でどう対応するかっていうのをまとめてもらったのが
0:13:59	参考①の3ページだと思ってるんですけど、例えば一番上の材料においても、具体的にはこう仕様表に書いて回すとか、
0:14:11	強度計算書に書いてますっていいんですけど、これで本当に全部かっていうところがあって、仕様表対象でもなくて、共同計算もつかないようなものっていうのは、
0:14:23	弁なりポンプなりとか、何かあり得る感じがするんですよね。そういうものが、
0:14:30	指名さなくていいものか示さなくていいんだったらそれはなぜなのかっていうところ。
0:14:37	なんですけど、そのあたりどう考えてますか。
0:14:47	日本でのオオクボでございます材料選定のところでいきますとまずはやっぱり材料としては、重要になってくるのは

0:14:54	腐食のところを考慮するかどうかっていうところが重要になってくるかなと思いますんでそういう観点で選ばれるところにつきましては仕様表に明確に出していかないといけないのかなと思ってございます。それ以外の
0:15:09	腐食にも接液しないような部分につきましては材料選定フローでも一般鋼材を収集して問題ないというふうになってございますんで、そういったところは書き分けができるのかなというふうに考えてございます。以上です。
0:15:22	藤規制庁カミデです。仕様表は仕様表に何を載せるべきかという別の整理があるのでそれにしたがってってということなんですけど、
0:15:33	前野さん、この3ページっていうのはおそらく在庫01にまた反映され、それが0001に基本方針として入ってくるっていうことだと思うんですけど。
0:15:48	ちょっと網羅的に示すようにしてもらって、仕様表に示すもの、影響度に示すものでそれ以外があるのであればそれ以外についてはこういう考え方で、基本法施方針のここで記載であってます。
0:16:04	そういうことをちゃんと整理してもらいたいなと思ってますけど、尾藤熱田おりますかね。
0:16:14	日本原燃ナカムラですはい、理解しました。

0:16:18	伴いたします。
0:16:20	はい。規制庁上出です。で、
0:16:22	あとですね、一番下の2号とか3号の、その上3号の主要な溶接部とか なんですけど、展開の欄の最後が、
0:16:33	説明するってなっていて、それまで使用表だと記載ってなってるんです けど、説明ってなると、書類に書かれるのかどうなのかよくわからない なんですけど、これは書類に何かしら書かれるってことでいいんですよ ね。
0:16:51	はい、おはようございますはいご認識の通りで添付書類のところに、
0:16:55	記載を検討してございます。
0:16:58	以上です。はい、規制庁、大丈夫だとは思ってたんですけど、去年の
0:17:06	それで、
0:17:08	そうですね。
0:17:10	これを、
0:17:14	ちゃんと反映したとか、01のどの部分に反映したかっていうと、
0:17:21	あれですか、在庫0001よりは、参考。
0:17:26	02を見た方がいいんですかね参考0には同1を反映したことになってま す。
0:17:34	はい。日本原燃大窪でございますはい。

0:17:38	はい。少々お待ちくださいえと主
0:17:41	参考②の投資。
0:17:43	ページでいきますと、
0:17:47	いいです。
0:17:51	30 ページのところをお願いいたします。
0:17:56	30 ページの 2. 真ん中再処理施設、5-1-1 と書かれているところですが、2.3 ポツに主要な溶接部ということで、基本設計方針、
0:18:07	基本設計を主としてどういったことをするのかということを書いた最後のまた書きのところで、実際に検査で確認するにあたっては工事の方法に従って実施しますと。
0:18:18	ここで繋がりを記載をしてございます。炎上の記載は以上でございます。
0:18:23	はい。規制庁小峰です。わかりました。で、その他 4-2 で展開しますって話は今、4-2 までにはついてないので、
0:18:34	作業中ということで理解すればいいですかね。
0:18:39	はい。4 年目の子でございますはい、ご認識の通りでございます修正中でございます。
0:18:46	はい。
0:18:51	あとは申請

0:18:53	っていう意味だと、
0:18:56	特に本文事項を、もう固めなくてはという感じだと思うんですけど、
0:19:13	そうですね。
0:19:15	ええ。
0:19:22	参考 02 の資料でいうと、
0:19:29	14 ページあたり。
0:19:31	14 ページですね。
0:19:38	この辺ちょうど真ん中のなお書きの辺りですけど、
0:19:49	この辺は、
0:19:54	あれですよ。解釈を呼び込み、企画を呼び込み、
0:20:04	さらに、他の火力設備の
0:20:08	ものを呼び込みってあるんですけど、
0:20:12	項番 5 まで書いてあってってことなんですけど、この辺で、他の条文とかも含めて、本弁で、
0:20:21	どこまでのレベルを書くのかっていうところの平仄ってみました。
0:20:35	日本原燃大窪でございますすみませんそういった意味ではちょっと他と比べると書き過ぎ、
0:20:40	のところがございます。ちょっと岡と合わせて修正いたします。

0:20:46	はい。規制庁深見です。その上の試験もですねいろいろ試験がありますが けど、
0:20:53	何だろう本文レベルではここまでのことは多分なくてですね、添付に落 ちてきた時に拡充するっていうイメージなので、
0:21:03	そのあたり、
0:21:07	ですね記載の仕方も、
0:21:10	もう少し平仄とってというところだと思いますけど、大丈夫そうですか ね。
0:21:19	はい。山村久保でございますはい。ありがとうございますちょっと丘とも 整合をとって本文に記載するところとちょっとこういった
0:21:26	細かいところを添付書類側に落として記載したいと思います。以上で す。
0:21:31	はい。木曾。
0:21:35	ちょっと戻っちゃいますけど。
0:21:37	参考 02-3、朝参考ん
0:21:41	②の 3 ページ
0:21:44	やっぱり今日の資料の出し方本当よくなくて、
0:21:50	補足で説明したいことがあればさっきの①の 2 ページ 3 ページぐらいの ものだけ出してればいいんですけど後ろに 1 週間前に出したもの、修正



	版があるっていうすごくすごいやりにくいので、次唐木をつけてくださ って、
0:22:05	参考②の3ページでいくとその真ん中ぐらいに、これも青字で技術基準 の第2項っていうのを呼び込んでますけど、こういう、
0:22:17	書き方学科にあるのか、本文として適正なのかっていうところがあっ て、
0:22:23	耐震なんかでも、
0:22:25	こういうところを書き下し添付レベルでは
0:22:31	書き下しているんですね。
0:22:33	耐震重要分。
0:22:35	なんかその辺を見ると、ここはもう少しざっくり書いて添付でしっかり
0:22:41	呼び込んでるところを書くっていう感じかなと思いますけど、事業者と して何か、これはこれにならいましたみたいな考えとかがあるんですか ね。
0:22:53	日本原燃大窪でございますすみませんそういった意味でちょっと他の書 類とも整合をとって記載等はしたいと思います。以上です。
0:23:02	はい。規制庁深見です。
0:23:06	基本、そういうところで
0:23:10	先ほどの在三方01の3ページで、

0:23:16	これ以外のものをどうするんだっていう話はしましたけど、それ各主語に対して何を説明するかっていうところを整理してるんで、
0:23:26	それを適切に申請書に反映できるように整理をして欲しいと。
0:23:32	いうところと、
0:23:34	そのときには本文に書くレベル、あと、添付で書くレベルとかですね、その辺りしっかり書き分けを意識して、まず書いてくれればなど。
0:23:45	いうところですか。何か、
0:23:48	事業者側から、
0:23:50	確認したいこととかありますか。
0:23:56	日本のナカムラですはい。今のところございません。
0:24:00	はい。規制庁深見です。
0:24:04	それで、
0:24:05	3次
0:24:06	アポ01の、2ページ目のこの類型化っていうのもだんだん関係してくるのでちょっとお話をしたいんですが、
0:24:17	2ページ目だと、既認可等条件下。
0:24:22	一緒が異なるかっていうので、行く先が異なってるんですね。
0:24:29	ただ、それを、3ページにいくと、あまりその辺の既認可と一緒にどうかかっていうのは吹っ飛んでいて、どっちかっていうと、

0:24:38	既認可から異なるものを、
0:24:40	の整理、
0:24:43	3 ページしてるのかなっていう感じはするんですけど。
0:24:47	ここは
0:24:49	金融機関を呼び込むものについては、じゃあどこに示すんだとかですね、先ほどのコメントの、これ以外な、何があるのっていうところに含まれるんですけど、
0:24:59	そういう視点を持って整理をいただいて、ちゃんと申請書に基本方針に、見解をいただくということだと思ってますけど大丈夫ですかね。
0:25:12	はい。日本原燃仲村です。はい。確かに3 ページ目少し金融課の分が抜けておりましたのでそういったところも考慮して記載したいと思います。以上です。
0:25:23	はい、副長小峰です。
0:25:26	①の2 ページの類型化の話ですけど、一応、実用量も見ながらあとは耐震の整理を見ながらっていう感じなんですけど、
0:25:41	わかりやすく言うと結局、幾つに累計されますか、
0:25:47	もうちょっと言うと強度計算書何種類見ればいいですかっていうところなんですけどそれって、まだ2 ページでわし、表現しきれてないような感じがするんですけど、

0:25:58	これはこういう数え方ですとかっていうのがあれば教えてもらいます。
0:26:09	日本原燃の窪でございますそういった意味では
0:26:13	まず、大きな分類としては真ん中に四角枠で書いてございます構造の①とか②とか書いてる大きなその中で分けた上で、構造の①のところ、
0:26:24	具体的に経産省後、その下、先のと申しますか断層生活で構造の②というところ、具体的な計算上出てきますんでここを示してご説明していくのかなと。
0:26:36	いうふうに考えてございます。構造①の、
0:26:40	支社 J A S 目の方の大きな紙、四角と丸で、こういった規定がありますよという、大体こういったところで分類をしてご説明をしていくのかなというふうに考えてございます。
0:26:53	すいませんちょっとざっくりですけどそういうふうに考えてございます。
0:26:57	以上です。
0:26:59	藤規制庁カミデです。耐震の方も勉強いただいていると思っていて、貴殿の方で言うと今、10分の1から9分の1ぐらい。
0:27:10	それぐらいなんですね。で、

0:27:13	それは要は設計プロセスが一緒なもの分けると、9分のケースで、その設計プロセスの妥当性を補足説明で我々確認することになるんですけど、
0:27:25	それが9個見れば、全体的な設計プロセス見れるんで
0:27:32	これで簡単に入れるんじゃないですかという話をしてもらってますけど、その耐震の10分類に該当するものがこの①から⑤の部分で行ったと思えばいいんですか。
0:27:55	日本原燃大久保でございますそういった意味ではちょっとこの項の①から⑤っていうのはちょっと大きな分類になってございまして、もう少し先のその先のところまで入ってくると。
0:28:07	いうふうに認識してございます。
0:28:10	はい、規制庁管理です。で、
0:28:13	少し中身を確認する等、既認可と同じものはこれ、いろいろ企画は見えますけど結局条件一覧で比較するだけなんで、
0:28:24	それ以降何か細分化されるってこともないんじゃないかなと思ってますけどその認識が合ってますか。
0:28:33	日本原燃向後でございますはい。
0:28:36	ちょっといただいた通りでございます。
0:28:40	はい。政調会

0:28:42	の条件アップっていう
0:28:43	ね。
0:28:44	ついては
0:28:46	強度計算書に行きますけど、今①っていうのとあと弾塑性で二股に分かれてますけど、
0:28:55	①の、
0:28:56	計算を設計方針にしたってこれ、A d dと要求ほんとに一緒なのとかいろいろあって、
0:29:05	だからこれは本当は、
0:29:06	ここに書いてある企画ごとなのかよくわからないんですけど、またいくつか種類があってっていう古藤なんですよね。
0:29:19	はい、日本のようなところでございますはい。おっしゃっていただいた通りで、
0:29:23	まずは大城君 J A S M I N E の設計建設規格に基づくか、そこに計算式が規制されていないんで集めによるものかというところ、J A S の中でもちょっとクラス 3 容器のものか、参加いただくとかっていうそういったところは分かれて、
0:29:39	ますのでその単位ではご説明していくのかなというふうに認識してございました。

0:29:44	以上です。規制庁深見です。その他と、高圧ガス保安法があって、
0:29:51	あとわあ、
0:29:54	その人がちょっとよくわからないスキャン及び容器以外は、
0:29:59	これはあれですね。いずれにしても、他の評価で包絡なり代替する
0:30:06	小中小俣さんに分けることはないってことですね④については、
0:30:11	はい。井上の久保でございます。おっしゃっていただいた通りです。以上です。
0:30:16	はい。
0:30:17	結構⑤、一番下もこれ過半はもう過半で、完成品なのでっていう整理だ と思うので、
0:30:27	やはりあれですね、条件アップとなるものがどれぐらい、分けて確認し なきゃいけないのかと。
0:30:34	耐震の考え方でいうと、規格見せて計算するようなものは、
0:30:41	どんな形であっても1個でしょみたいな、それぐらいのプロセスとして まとめちゃってるんですけど、その辺は、耐震側ってやってることと平 仄が合うように、
0:30:54	調べていただいて、

0:30:58	あとは耐震の耐震建物 01 っていう資料があってですね、そこに星取表 があって、説明項目に対して、これが代表だとかって黒丸とか付けてる 資料があってそれも見見られてると思うんですけど、
0:31:12	そういう本ストーリー表でまた、代表性とか類型のかどうなってるかと か、
0:31:19	ちょっと認識合わせられればなと思いますが、そういう対応でよろしい ですか。
0:31:27	はい。本郷の窪でございますはい。その通り対応してございますんでは い。準備でき次第ご説明したいと思います。以上です。
0:31:36	はい。規制庁、
0:31:38	あと私が聞きたいのは最後に申請書の構成なんですけど、これは
0:31:46	在庫 0001 を見ないといけないんですが、本文があって、
0:31:54	最初の包絡的な方針である別紙 4-1 があり、
0:32:02	別紙 4、
0:32:04	2 があって、
0:32:08	とはいえ、
0:32:09	別紙 4-1 と別紙 4-2 が、
0:32:13	根井。
0:32:15	タイトルも、



0:32:18	ほぼ同じ基本方針か設計方針かっていう違いで、やっぱり役割の差分がよくわかんないんですけどその辺はどう考えてますか。
0:32:31	はい。日本原燃大窪でございます。
0:32:33	はいおっしゃっていただいたところはあるところではございますがちょっと耐震等の添付書類等も横目に見ながらですね構成合わせる所、
0:32:44	やってございまして、この1-1の基本方針のところはまずはどういった方針でやるのかっていう、は大枠を示して、その下流の5-1-1の設計方針のところ、それに対して、どういった評価をやっていくのかっていう、
0:32:59	方針のところは分けさせていただいていいというのが現状でございます。
0:33:05	以上です。
0:33:07	規制庁カミデです。
0:33:10	耐震と同じと言われてもあんまりイメージがなくてただ、もしあれだったら耐震の、
0:33:17	計算方針が載ってるようなところだとすると、その累計ごとの計算式、粒径というか設計プロセス毎の、
0:33:26	計算方法なりが載ってればまだっていう感じがするんですけど、ちょっと今の段階で、

0:33:35	どうしても分けなきゃいけないかというと、
0:33:39	何か、
0:33:40	あんまりよくわからなくて、
0:33:44	すいませんコサクです。
0:33:49	分ける分ける趣旨ワー、私はわかるがわかるんですけど表現がよくなくて、
0:33:55	設計方針って書いてあるけど、評価方針のことを今言われましたよね。
0:34:02	はい、網野孝ですはい。おっしゃる通り、
0:34:05	おっしゃる通りですね、古作ですその上で書いてるのがいきなり材料選定となっていて、評価方針じゃないものもまじっちゃってるっていうところで、対応がうまくってないんじゃないかなそれによってカミデが、
0:34:18	混乱してるんじゃないかなっていう気がするん。
0:34:21	ですけど、神戸さん、いかがです。
0:34:25	成長紙ですおっしゃっていただいた通りの認識です。
0:34:31	はい、古作です。なのでそこら辺ちゃんと設計のものは前に書いて、その上での評価の方針ということで整理をいただいたらまだ理解できるような気がします。
0:34:41	それで言うと、0001の資料だと、その次の方の53ページにいけば、公式による評価というようなことになってくるので、

0:34:54	対応してくるんだと思うんですけど、ここが急に公式による評価とかってポンてくるからあれって感じにもなるんであって、それをうまくその体系つなげていく、先ほど、
0:35:05	カミデの方が累計でっていうようなやつを、耐震での累計どういうふう に構成してたかを踏まえて書いていけば、整合してくんじゃないかと思 います。
0:35:21	はい。近江の方向でございますはい。ありがとうございますちょっと設 計方針のところと評価方針のところちょっと分けてですね構成は見直し ていきたいと思います。また評価も入る前にはですねちょっと
0:35:33	その入口をしっかりと記載しようかなというふうに思います。以上です。
0:35:38	はい、補足ですよろしくお願いします。それでのポイントでいうと材料 選定も、設計方針の方に基本あって、評価方針の方でいくと、福士炉を 見込むみたいなのは、
0:35:51	計算の方に飛ばすその設計方針から飛ばしてきて、
0:35:58	肉厚通の評価なり、
0:36:00	いうところにどう入れ込むのかっていう計算方針として入ってくるもの だと。
0:36:05	で、その点構成をよく考えて対応をお願いします。以上です。
0:36:11	はい、日本旅行ですはいありがとうございます。はい。

0:36:14	お願いします。
0:36:17	規制庁深見です。続けて別紙 4-3 ですが、これも
0:36:22	今話をしたことなんかラップをするような感じもして、強度計算と冊数 共同計算作成の基本方針、
0:36:30	1. 何かこっちの方が、
0:36:34	何か式の話なのかなと思いつつ、書いてあるのは評価条件整理表って うので、
0:36:40	それは多分第 1 回が、共同計算書出すものがないからそうなのかもし れないなと思いつつ、
0:36:49	イメージとしては、目次もついてないんですけど、これ、どういう書類 にするイメージの、
0:36:55	4
0:36:59	回日本での変更でございます。そういった意味で、ちょっとまず構成と して数例を出した参考②、
0:37:07	19 ページをお願いいたします。
0:37:14	19 ページの右から 2、2 番目から、塩野さんが計算書関係の作成の基本 方針になってございます。
0:37:23	冒頭に
0:37:25	この 1-2 ということでマニュアル書類の中では、

0:37:30	すいません倉庫の中で大きくは、常設のものと可搬のものとの比計算書の作成方針というのが、中にございまして、常設のところにつきましては、
0:37:42	容器とか菅野公式による評価ですとか解析による評価の計算書の作成の方針というのが、真ん中に出てくると、全般に係るものとして今現状
0:37:54	評価条件整理表というものを作りまして評価条件が変わってないから既認可を呼び込むのか条件アップするんで、新規
0:38:02	評価が必要なのかというそういう振り分けを金。
0:38:07	後ろの別紙4の一番頭の評価条件整理表で作ろうと思ってるんですが評価条件整理表の作成の方針というところは、常設可搬全般に関わりますので、そのところをまず冒頭のところに今、
0:38:19	アボと思っておりました。それが中心17に値を出した在庫0001の、
0:38:27	73ページとかの評価条件整理表はこんなふうに作ろうと思いますというのを記載したところで、第一グループはここしか出てこない。
0:38:38	いうことになってございます。
0:38:40	以上です。
0:38:42	規制庁、深見です。大体わかりましたのでそのあたりは4-3の目次もちゃんとつけてあと項目を出してここを次回ですと、

0:38:52	<p>ということがわかるようになってればいいのかなっていう感じもしますけど、4-2と4-3のすみ分け、あとは議論の1もそうですけど、</p>
0:39:03	<p>その辺りを整理をして、実際もうちょっとものをイメージして、こうあるべきという形で話してもらえればと思います。</p>
0:39:15	<p>はい、南野大窪でございますはい承知いたしました。</p>
0:39:18	<p>結構別紙の4-2は評価方針の方針までで、</p>
0:39:22	<p>主要な沢の具体的な計算の式等が出てくるものと、そういったところで分けていこうかなというふうに考えてございます。以上です。</p>
0:39:32	<p>はい。規制庁鏡です。で、それでいうと阿藤三方02の19ページで話をしちゃいますけど、別紙4-4は、最初に評価条件整理をするのはまあいいとしても、</p>
0:39:44	<p>そのあと、</p>
0:39:46	<p>別紙で変更しないものっていうのが先に出てくるのかこれは、</p>
0:39:52	<p>後に出てくるのかって言うのは、何となく後書きもしつつは、この辺はあれですかね、もう少し整理を進んで添付応答するかだけですからまた話ができれば、</p>
0:40:04	<p>まずは、</p>
0:40:07	<p>あと評価条件整理表っていうのは、申請対象設備全部に対して、添付書類って出しますか。</p>

0:40:17	日本原燃大窪でございます。
0:40:20	現状、お出しした資料では
0:40:24	申請対象設備機器ごとにすべて羅列するのかなというふうにちょっと考えておったんですけども、ちょっと書類のまとめ方という意味ではある程度方針ごとといいますか、そういったことに、
0:40:37	変えられる範囲はまとめていくべきかなと今、現状考えてございます。以上です。規制庁上出です。仕上がりをイメージした時に相当なページ数になりつつ、
0:40:48	あとは上下でずっと同じ条件だと思うんですねおんなじプロセスだと、津谷公文でもずっと一緒にただただよくわかりにくい、なじみのない機器名がただダーッと。
0:41:01	あってっていうなんかそういうものだとある程度まとめた方がいいのかなと思いますのでこの辺りも、第1回位でどこまでっていうわけではなくて第2回を見据えてですけど、
0:41:13	整理をいただければと思います。
0:41:19	はい。論議のオオクボでございますはいちょっと検討させていただきます。
0:41:23	規制庁コサクです。今で言うと参考02の19ページで、その下に、
0:41:32	この2-1の別紙ってありますけどこの別紙の必要性って何ですか。

0:41:40	評価条件整理表で何かクローズできそうな気もするんですけど。
0:41:47	ここでございますすみません対象のページを、今一度確認させていただきます。今映してもらってるページ、はい。
0:41:57	残りの5-2-1の別紙一番、はい。
0:42:01	右です。
0:42:03	はい。失礼しましたこれを評価条件整理表で近隣化を呼び込むとなもの、
0:42:10	八つが対象になってございまして既認可の具体的ななどの添付書に書いているのかというのを、この別紙にまとめようというふうに考えてございました。
0:42:20	補足ですってそれは何で別紙にしなきゃいけないんですかね。
0:42:25	そうですね日本原燃大窪でございますちょっと書類の整理だけで
0:42:31	んなり何かいろんな、どの書類っていう記載が長くなりますので、評価条件整理表に入れ込むより、別紙としてまとめた方がいいのかなというふうに考えたところでした。
0:42:42	以上で所則です。わかりました。
0:42:46	先ほど上出が言った通り、どういうまとめ方でもいいんですけど、



0:42:50	一連こういう条件のものは、これとこれとこれと機器があってっていうことですがそのグルーピングを、大枠として別紙に示すとかになって別紙があれば、それはそうかなっていう気もするので、
0:43:03	わかりやすいようにまとめていただければと思います。
0:43:06	それでちょっと私時間がないので、もう 1、
0:43:11	1 点気になったところ、確認させてもらいたいんですけど、参考①の方で、2 ページだとダクトがその既認可でもあって、形状規定のみ。
0:43:24	ってなってるんですけど、
0:43:27	これは経常規定のみってというのは計算はついてなくてそれで、
0:43:31	認められてるってということで次のページだと、設計方針のみっていうことになってるんですか。
0:43:39	はい。日本原燃高でございますはいおっしゃっていただいた通りでございますダクトの規定のところは
0:43:46	寸法で必要な厚さが決まってくるので、計算までは出てこない。
0:43:52	できませんので計上規程とここでは記載させていただいております。
0:43:57	はい、わかりました。それでいうと、させていただいております。また 2 ページに戻ってあれですけど、既認可のやり方と変更するものがあるのかないのかっていうところで、

0:44:12	若干じゃ住め使えますとかっていうところもあったりするんですけどそこは違いはどうなるんでしょうかね。
0:44:22	はい。日本原燃大久保でございます。
0:44:25	条件、
0:44:26	する上で既設のものにつきましては告示と J A S M I N E 見比べながら、厳しいところでの評価を
0:44:34	考えてございました。
0:44:37	古作です。す。今の言い方だと変更があり得るような形になってそれを説明した上で、計算書ってということになるような気がするのです。と、
0:44:48	その辺りを、参考 02 の方の先ほどの G19 ページでいうと、
0:44:58	別紙 4-3 で整理をすることにしている。
0:45:03	計算書作成の基本方針であったり、その前の別紙 4-2 で整理をする、評価方針、
0:45:11	いったところでの関係性を整理していただかなきゃいけないかなと。
0:45:16	思っ
0:45:17	てますけどいずれにしてもそこら辺詳細は、第 2 回だと思うので、
0:45:22	その考えだけ整理をして示しておいてもらえればというふうに思います。

0:45:28	はい日本原燃の窪でございますはい。ありがとうそういった意味では参考②の 19 ページでいきますと、真ん中の別紙 4-2 の
0:45:38	3 ポツ 1 のところの年でまずはそういった差分があればという説明をした上で、詳細なところは、後段でご説明していこうというふうに考えてございましたんではい。
0:45:50	ご説明させていただきます。以上です。
0:45:53	はい。古作です。お願いします。併せてですけど、参考 01 の 2 ページとカーでカミデも言ってたと思うんですけど、あまり
0:46:03	にもちょっとは類型だけで雑駁で、例えば過半の方も一般産業品でっていうのだけで終わりではないんで、そのあたりどういうふうな
0:46:14	材料構造の
0:46:17	順。
0:46:41	その線規制庁カミデです。途中で、
0:46:44	コサクさんの発言の途中でこちらの音声が消えてしまったんですが、
0:46:54	もう一つ、
0:47:02	規制庁タジリですが、
0:47:06	あいつでご説明すると聞いております。以上です。
0:47:11	わかりました。必要な範囲を言ったら、お願いします。以上です。
0:47:19	規制庁深見です。今、私の音声届いてますか日本ビル。

0:47:25	ございます。
0:47:27	はい、わかりました。ちょっと今こちら音声と技術なんですけど、
0:47:33	保坂空の発言は日本原電はキャッチアップしてるってことでいいんですかね。
0:47:38	でございました。はい、わかりました。はい。
0:47:46	あと、規制庁かみずほカー規制庁がタナカありますか。
0:47:55	と、特になければ、
0:47:58	ふうに簡単に振り返っていただいてあとはスケジュールを進めていくかっていうところなんですけど、お願いできますか。
0:48:08	はい、高村です。
0:48:10	まず、振り返りですけれども、アイコスのうちの方につきましては主排気については退職できないかっていうところで少し、
0:48:18	もう少し考えてみるという形です。
0:48:23	道路部分指導表会社の登録対象ルールについては、
0:48:29	よろしいですか、というところについて整理した内容を、資料の中に持ち込んでいくというところですよ。
0:48:38	藤さんフォンツでお出ししました資料のうち、これで各要求に対して示すのかっていうところについては、金額も少し出てきますのでそういったところ、

0:48:52	低下した形で、資料に反映していきたいと考えております。
0:48:56	あと上結果についてですけれども、こちらについても参考にもう少し検討を進めたいと考えてございます。
0:49:04	001の方になってございますが、こちらの方については、別紙1、基本方針のところの記載ぶりにつき、次の部分を見てもう少し、ある程度、
0:49:17	マーケットという点。
0:49:19	これが別紙の1-3についてそれぞれ住み分けを整理した上で、
0:49:26	きちっと目次等をつけて項目立てしてわかるように整理していきたいと考えてございます。
0:49:32	あと評価条件整理表については、
0:49:36	麻生氏の止め方をご検討していきたいと思っております。
0:49:41	以上になります。
0:49:44	はい。規制庁、深見です。コメントはそうなんですけど今後どう進めていくかで、
0:49:52	先ほども言いましたけど、第一課の補正に向けてやらなきゃいけないところ、あとは第2回までに整理をしておくことっていうその辺の切り分け、
0:50:03	もうしないでやってもいいんですけど、どういうふう

0:50:09	うんです。山の家の方につきましては、数関係すると思いますので、そこについては今聞きたいと。
0:50:21	考えております。
0:50:22	どうぞ 0001 についてですけれどもいろんな市ですとかそういったところについてはちょっと頭に入れながら、
0:50:33	何ですかね、ワークとして考えていきますけども、この整理なのかなと考えているところです。
0:50:43	以上になります。はい。規制庁深見です。
0:50:48	何だろう。まずは本文事項に関係するところは当然在庫ゼロ行きもやらなきゃいけない。
0:50:54	あとは四半期等は整理はすぐできるんでしょうけど、設備実査との関係で言うと、完全に決まれば多分第 2 回見てみないっていうところでそれは、
0:51:05	多少積み残しがあってもっていう感じもしますから
0:51:11	本文に 10 日かあとは添付書類の構成が変わるとかって困るんで、そういう広角をちゃんと整理するところまではしっかりやってもらってってということだと思います。で、
0:51:21	あれですかね資料 5 日ってというのは、今は、回答いただけないって感じですかね。

0:51:29	仲村です。資料につきまして、
0:51:37	すみません、直で少し調整した上でちょっとご回答してございます。はい。
0:51:42	はい。規制庁河井さん
0:51:48	私の方からは以上ですから。
0:51:51	が在庫特になれば、
0:51:55	杉井のPの話題にいてもらえればと思います。
0:52:07	規制庁清水です。藤さんや0-01に移りたいと思います原燃側フクイ出席者が、そんな時間はない。
0:52:16	ようはないでしょうか。
0:52:20	ナカハマれた。
0:52:22	でございますので続けて結構ですよろしく申し上げます。
0:52:25	どうする。
0:52:27	資料の説明は、
0:52:31	はい。
0:52:33	蝦名です。
0:52:34	ですね火山なんですけども、概要をまずご説明させていただきます。資料は10月17日に提出されたものとなっております。

0:52:45	修正内容としましては10月7日のヒアリングにおいてヒアリングをしているので書いてあることだけだったら読まなくて大丈夫です。何か書いてなくて、追加で言いたいこととかがあったらお願いします。
0:53:00	はい。ですね外部損益全体に関わる部分なんですけども、感知金の扱いですねその辺の考え方と、
0:53:10	あとは前回のヒアリングでも安重機能を有する建屋の記載について、これは外傷について共通になりますんで、そちらからご説明させていただきます。
0:53:25	北谷ですお願いします。
0:53:27	はい。日販連の高森でございます外部事象全体に関わる話としてまず火災感知器の方をちょっと簡単にご説明させていただきたいと思います。 火災感知器でございますけれども冷却塔の冷却水配管近傍にちょっと設置予定ということでございますけれども、
0:53:44	こちらの距離がかなり近くてですねまた感知器自体も軽量ということで、万が一冷却水配管に衝突したとしても冷却水配管を損傷させるような事態には至らないということ、
0:53:55	現状で判断しておりまして、その結果機械的影響をおよぼし得る施設としては選定しないということでございました。こちらの説明をですねちょっとどこか今の提出資料添付資料ですね。



0:54:08	書いてあるところがあるかと言ったら残念ながらちょっと植えつけることができなかつたので、この選定の考え方をちょっと追行を追記していきたいと考えております。
0:54:17	結局飾るですね 139 ページから、機械的波及をおよぼし得る施設の選定の考え方が始まるんですけども、ここにその考え方をちょっと追記しようかなというふうに考えてございます。
0:54:31	続いて安重建屋と、アンビュ-建屋について午前、ついてでございますけれども、
0:54:37	前回の 10 月 7 日のヒアリングで施設区分の要求も踏まえてちゃんと展開するところ、考えることというご指摘をいただきましたので社内ちょっと検討いたしまして屋外の降下火砕物防護対象施設の方が要求グレードが高いということでございますので、
0:54:53	そちらの方で話を展開しようと考えてございます。以上でございます。
0:54:58	はい。規制庁田尻です。説明あった 2. からなんですけど火災の感知器に関してなんですけど、こちら火災の条文で、一応どういった事象の時に火災が発生してるかっていうのは多分やってた気がして、
0:55:11	笠田島国家火砕物が来るまで冷えちゃってるとは関係ないですよとか言いながらやっていって実竜巻と落雷ですとかっていう話をやりながらの話だったと思うっていうので、別に火山のところに角田とは言わないで

	すけどメインは竜巻とかのところで言ってもらった方がわかるから、特に今転倒とかそういう話だと思っているので、
0:55:29	の方がわかるかなという気がするので、これってどのタイミングで書かれるんでしたっけ。
0:55:36	日本原燃の坂盛でございます今、説明させてもらった文章ですけども早ければですね 26 日に竜巻のヒアリングが予定されておりますので、その時に記載例をちょっとお示しさせていただけたらなと考えております以上です。
0:55:52	はい。規制庁谷です。26 日のタイミングで構わないんですけど、ちなみに今のお話っていうのは波及影響の観点だけなのかそれとも、
0:56:01	そういう外部事象発生日においてもその機能を維持しなければいけないかというどっちかで整理されてますか。
0:56:11	日本原燃の坂上でございますのは救急の関係でございます。以上です。ちょっといいです。竜巻とかそういったものが発生時に関しては、火災の感知器は要らないという整理なんでしたっけ。
0:56:24	日本原燃の笹森でございます今現状そのように整理してございます外部衝撃においてですね冷却塔では火災が起こらないというふうになってございますので、火災感知器の機能要求はないと判断してございます。以上です。

0:56:38	規制庁谷です火災とかのところが前提は津波防護対策とかを講じてるから大丈夫っていう話とかで帰ったような気がするので、そこと並び取りビクトリーながら書いていただければいいかなというふうに思っています
0:56:50	なんか、先ほどのところでもう大丈夫と判断してますっていう話Cを言われたことは言われたんですけど、どう判断したのかっていう根拠と考え方と一緒に示してもらわないとあまり意味がなくなってしまうので、その点も考慮して、対応の方でお願いいたします。
0:57:06	日本原燃阪本でございます感知器踏まえて記載することというふうに今おっしゃられたと思いますのでそのように文書を作成したいと思います以上です。
0:57:16	はい、規制庁加地ですよろしくお願いいたします。あともう1点の方も先にお伝えしておく、
0:57:23	建屋の話書かれてるんですけど、何か展開するとかだけの書き方になってるんですけど、展開するっていうのが何を指してるのかいまいちわからなくて資料でいうと134ページになるんですけど、
0:57:35	今収納する建屋のところ等
0:57:38	屋外の防護対象の137ページのところでいずれも建屋同じものか、両方に重なるものについて両方で書いてるんだと思うんですけど、

0:57:46	134 ページに書いてある。なお、淘汰簿収納している建屋である何とかなどについては屋外の火災防護対象施設として展開するって書いてあるんですけど展開するってここでは何を言ってんでしたっけ。
0:58:01	高森ございます建屋の具体的な設計方針については屋外の火災防護対象施設の方で記載をしていくということをちょっと意図した記載となっております。以上です。
0:58:15	はい、規制庁田尻ですおそらくそういう意図だと思うんですけど展開するっていうふうに言うと列挙スルーっていう意味合いに近いような気がして、かつ収納する建屋とそうでも水から名前上がっちゃってる所になるので、
0:58:28	こちらについては屋外の防護対象施設となっているので、そちらの方図で説明をするってんだったらそこがわかるように今、多分口頭でおっしゃられたことに少し補足していただきながら書くのがいいんだと思うんですけど。
0:58:39	展開するだけだとさすがに厳しいものがあるのでよろしくお願いいたします。
0:58:44	連盟の笹森でございます。ありました修正いたします。
0:58:48	規制庁田尻です。今話し合った2点について規制庁馬場ほかに何かある方おられますか。

0:58:55	規制庁岡です。落雷は火災防護対策設備関係あると、先ほど伺ってましたが明日のヒアリングでその辺は出てこないんでしょう。
0:59:13	はい。日本原燃の榎でございます。
0:59:15	明日落雷の範疇ではその話は特に出ない整理になっております。以上です。
0:59:22	それ超過ですその理由を伺っているんですが、
0:59:42	修正お待ちください。
1:00:17	日本原燃の蝦名です。すいません。
1:00:20	えっとですね落雷の中でその話しなきゃいけないと思ってますんでちょっと整理した上でですね明日の落雷の時にお話できるようにしたいと思います。以上です。
1:00:30	はい、施設オオオカです。であれば廃止措置しました。
1:00:33	お疲れ以上です。
1:00:36	はい。規制庁田尻です前にもこの他、今話や、前にした後、
1:00:43	私の時もそうなんですけど、外部事象なんで、何か他の辞書んところで関係あるって突っ込まれたら、基本的に自分とも関係ないと思っっていた方がいと思うので、

1:00:54	西方仁木式ない方がいるのかもしれないんですけど、何か似たような会合で言った覚えがあるのが、先週でしたっけとかなのでこの点はしっかり対応いただきたいと思うのでよろしくお願いします。
1:01:10	はい。日本N-S承知しましたすみません十分に対応できてなかったことは申し訳ございませんでした。
1:01:16	はい。規制庁田尻です。あと火山についてなんですけど、細かなところをざっと言っていこうと思うので、撤去回答お願いします
1:01:27	まず確認で右下7ページのところで、今回
1:01:31	許可のタイミングで構築物系統及び機器と書いてたものを建物構築物というふうに書かれてるんですけど、これ許可、6のときの整理で構築物ってここの中に建てる
1:01:40	んでしたっけ。
1:01:45	山根クボタです。ちょっと何年もちょっとあれですけども、教諭会での認識で、
1:01:51	言いました。今回の別紙の4-1とか4-3の方に行って、建物構築物というふうに表現ができますので基本的方針の方に、
1:02:00	標榜するために、ここをちょっと修正しておりました。

1:02:04	以上です。規制庁館ですなんて構築物と言ったら広く取ろうと思ったら そこも読める形になっているけれど、後の共同計算とかそういうところ を考えると建屋とその他の構築物で分けて記載する形にしたいので、
1:02:17	このタイミングでも構築物でも読めるものを建物構築物とか見直し、
1:02:23	何らかポタです。その認識で、
1:02:26	大丈夫です。はい、朝日です。わかりました。
1:02:29	次右下 18 ページなんですけど、守る話がかかれていて、実用炉とか後 囊添付書類とか見てもなんですけど、摩耗しにくい材料の使用に触れて るような気がするんですけど。
1:02:42	基本設計方針では申しにくい材料については触れなくていいという整理 でしたっけ。
1:02:50	フィードバックベース A と。
1:02:52	うん。はい。竹山様だったり組合の嘘ント設備に対してのシール等で
1:02:59	信用して、しがたい構造とするというところで現状は、
1:03:04	摩耗しがたい材料というのは今記載してない。
1:03:07	ていう考えになってもらえない。
1:03:09	お世話になっております規制庁タジリです摩耗しにくい材料を期待しな いということで良いかだけ答えていただければ、
1:03:21	村野香田ですと、

1:03:23	ちょっと補足説明見るとそういうひとつ説明をしてるところもありますので、原燃の方もちょっとあわせて追記したいと思います。
1:03:31	成長館です整理という話を先ほど何とかされるんですけど、どんな整理でもいいんですけど設計についてちゃんと説明してさえくださればそれで構わなくて、単に先ほどお伝えしましたけど、どうも書いていて御社の添付とか補足でもそういうこと書いてるので、
1:03:46	期待するなら書いてくださいねという話をしているだけなので、必要だったらご検討のほどお願いします。
1:03:53	驚見室です。いや、承知いたしました。
1:03:58	はい。規制庁田尻です。本文はこれぐらいですいませんちょっと時間もないのでそのまま天空に掛けていただければと思うんですけど。
1:04:09	95 ページのところ添付書類の構成のような話書かれてはいるんですけど、
1:04:14	単に確認しておくという形になると思うんですけど、右端のところ別紙 4-5 とか 4-6 とかで強度計算書の話書かれてると思うんですけど、
1:04:23	このところっていうのは、部位に対してどういう強度計算書をつけるかっていうのはもう整理が決まっています今後変わることはないと思っ いていいですかね。
1:04:35	規制庁館です趣旨としては今類型化の議論とか何か横



1:04:39	特に今回冷却塔の強度計算書等飛来物防護ネットの強度計算書で割と飛び飛びになってて、
1:04:46	間のところにいろいろ入ってることは認識していたりはするんですけど、
1:04:49	そもそも建屋の順番がなんか微妙に何科目側とも違ったりするとか、M O Xとかというよりは、設計方針の部分とかと違ったりするとか、どういう順番で並んでんだったかなっていうところが少し気になって聞いてはいるんですけど。
1:05:05	日本原燃の瀬川です。
1:05:07	えっとですね、今今2-1と2-6でTD孔内されてる間にはやはりが、外部の建屋がいたりとか、
1:05:17	東條に物が何個か出てきますんでそちらが間に隠れているということで、この大きな2-1とか2-2-6みたいなこういう枠は、
1:05:28	今のタイプの整理を踏まえてもですね、変わらないんじゃないかというふうに現状思っておるところです。以上です。木内大谷です。確かに容器とか配管とか何か用いたような気がするんですけどそこも多くの項目なので大丈夫ってのはわかりつつ、
1:05:43	例えば95ページのところで上塩野2でいうと、建屋の話をして防護対象施設のっていう話をしてはいるんですけど、一応ここに関してはもう

	<p>ここから名前で書いていっつも共同計算っていう意味でいうと防護対象先に書きたかったってことなんですかね。</p>
1:06:01	<p>はい。日本原燃の瀬川です。おっしゃる通りですね4-2の、</p>
1:06:06	<p>その方針から展開すると、その方針の中に、建屋だとか冷却塔だとか、</p>
1:06:15	<p>屋外構築物っていうのはのように分かれてくるっていう整理の仕方もあるかと思うんですけども、</p>
1:06:21	<p>この外部衝撃については、その設計方針ごとにまとめるというよりはですね、登場人物ごとにまとめた上で、その登場人物が何の設計方針が適用されているかと、というようなそういった関係性を整理してまとめた方が、</p>
1:06:37	<p>書類としては合理的になるんじゃないかというふうに考えております。なので今ちょっとこんな構成になっております。以上です。</p>
1:06:44	<p>規制庁丹治です。すいません登場人物ごとしていうやつが、いまいちゃくわからなかったんですけど基本的に評価しなければいけないもの意識並べて結局防護対象から並べたってことなんすかね。</p>
1:06:55	<p>はい。日本原燃の瀬川ですおっしゃる通りです防護対象であったり、防護対策設備であったりと、</p>

1:07:01	<p>すいませんハラダなので防護対象設備だけです。はい。以上です。はい、規制庁田尻です。なので、防護屋外の防護対象と建屋が両方かかるとこあるけど屋外のそれ自体を評価しなければいけないもの。</p>
1:07:13	<p>中に防護対象がなければ、伊奈行って評価しなければいけない建屋あと波及影響とかそういう順番を一応考えてる</p>
1:07:22	<p>はい。日本原燃の瀬川です。おっしゃっていただいた通りです。</p>
1:07:26	<p>はい。規制庁館です。ちょっと今更何か、枝番の振り方とか細かく言おうとは思ってないんですけど、できればどういう順番でっていうのを説明できるように何となくそのまま並べましたっていうところの中では一応分類が分かれています。</p>
1:07:40	<p>防護ネットで動いたろうが波及影響系のやつは後ろの方に飛ばしてって、前の方を見るとそれ自体が、評価しなければいけないと言ってるっていう形になってると思ってるんですけど。</p>
1:07:51	<p>説明が、何かちょっと変な形でしゃべると何だっけって形になりそうな気がするんでご検討よろしくお願いします。</p>
1:07:58	<p>はい。日本原燃の瀬川さんがおっしゃっていただいた通りですね設計方針も登場人物ですね、登場人物っていうか、建屋を登場させてその次に屋外構築物を出してその次は波及を</p>

1:08:12	返して最後にキャスクをみたいなそういった並び順をきちんと資料館で整えることというコメントをいただいております。
1:08:20	そのコメンの趣旨に沿った形で計算書を並べようといったところにまではちょっと思いが至っておりませんでしたので、そこは再度再整理させていただきます。以上です。
1:08:35	はい、規制庁丹治ですよろしくお願いいたします。そのままスズキかせていただいて、
1:08:44	140 ページなんですけど、
1:08:48	上記に該当しない降下火砕物防護対象施設の附属設備に該当する設備はこれこれこうだから選定しないというふうに書かれてるんですけど、こちらの根拠とか考え方っていうのは結局添付レベルだとどっかで読めるんですけど。
1:09:05	米倉です。補足説明の方では詳細に記載しております。
1:09:10	規制庁タケダ添付でっていう。
1:09:12	それで添付の方では
1:09:15	以上の詳細のところにも記載しておりませんので、基本的に波及的影響を教える施設等の記載と合わせて、
1:09:24	ちょっと詳細記載したいと思います。

1:09:27	せちゃおかしいです事細かに書かなくてもいいかもしれないんですけど機能喪失させる可能性がないこととか、侵入しがたい構造とかだとまだわかるんですけど、
1:09:38	この文章だけ読むと、どうだから大丈夫なのかっていう根拠がわからないやつがまじってるので、その点はちょっとわかるように記載いただければと思いますし、
1:09:47	宮部久保田です。承知いたしました。
1:09:51	生徒たちです。そのまま生かしていただいて148ページにあってなんですけど、
1:09:57	(1)の構造物への静的負荷の話が書かれていて、あとなお書きのところで収納する建屋と屋外のやつについては堆積しやすい場合は対象としますよっていった形が書かれてるんですけど、
1:10:10	その前の登場人物のところの中で、波及影響の話と、キャスクの話もいるんですけど、こいつらに関しては、堆積しやすい構造じゃなくても評価対象ですか。
1:10:22	山上クボタです。
1:10:24	も考え得るキャスクの収納する盾とか破棄をおよぼし得る施設でそういうのは外れるものがないので、こういう記載をしておりましたがちょっと全体にかかるように、記載修正したいと思います。

1:10:37	規制庁谷です。
1:10:39	要は元がどう整理するかであるんですけど、設計方針なんて別に広く多分だったら歌えばいいのになと実用のところとかでも、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には評価しますよというふうに全体にける形で書いてるのを、
1:10:51	あえて何か主務限定して書きにくいもの、あまりないんじゃないかなという気がするので、実用と並びとかも検討しながら、ご検討いただければと思います。
1:11:00	野辺久保です。承知いたしました。
1:11:03	はい、規制庁帯磁率次 153 ページなんですけど、
1:11:08	詳細は後次回だとは思いつつなんですけど一番下に配管及び屋外ダクトの話が書いてあってで、降下火砕物が堆積しがたいため考慮不要というふうに書かれてるんですけど、
1:11:19	江藤、堆積しがたいためっていうのにもいろいろ種類があると思っていて、その構造自体が堆積しがたい場合等、他の建物の配置を考慮すると堆積しがたいとかいろいろあり得るとは思ってるんですけど、ここはどっちを読んでるんでしたっけ。
1:11:35	沼倉です。特にちょっと2種類ありまして配管等オオクボの配管等は、そのものが堆積しがたい。

1:11:42	は齊木前のページになりますけども社員木藤管理課についての位置関係上、そのものには堆積しがたいとかそういうちょっと両方漏えい等は入っております。
1:11:54	成長タジリです退席しがたいだけではそこがわからないので詳細に関しては別途をやられるんだと思うんですけど、例えば 148 ページに書いていたのは降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合にはっていう形でしやすい構造という形で書かれていて、
1:12:09	今おっしゃられたように構造の話以外の配置の話っていうの多分読めないで、
1:12:14	そこも込みでどう書かれようとしてるのかっていうところをわかるようにしといていただければと思います。
1:12:21	られることです。承知いたしました。ちょっとここに来たりちょっと評価対象なので一応今の、
1:12:27	それで 0 にして評価の方に、関係条項で評価するものでこれっていうような形でちょっと整理したいと思っています。以上です。議長館ですね評価のタイミングで除外するやつって何かどっかに考え方書いてあるんだっけ。
1:12:43	また、4、

1:12:53	年齢の区別今回の第1回いなし、申請の範囲ではそういうものがないので書いてませんけれども
1:13:00	費用、
1:13:04	今の下のページで193ページになりますけれども、
1:13:08	別紙4-4の方で今、この法令記載しているような記載を、
1:13:13	対象となる新設備が申請された上で記載したいと考えております。
1:13:20	規制庁田尻ですこの堆積しやすい堆積シバタ猪鼻Cを最初に持ち出したのは基本設計方針のところがちゃんと読めるようになって
1:13:29	いるんですけど、
1:13:30	何で右下14ページのところで、
1:13:34	堆積しやすい構造を有する場合にはとかっていうふうに書かれてるから、構造の話であるならば添付で受けられる形になってるんですけど、
1:13:41	本文に書いてない方針勝手に後で出さないでくださいねっていうのは前からお伝えしてる気がするんですけどそこは大丈夫ですか。
1:13:49	名倉クボタです。そこにちょっと繋がるように整理して修正し、
1:13:53	したいと思います。
1:13:55	規制庁館ですけど、今回のやつは、何か書き直せばいいと思うんですけど、



1:14:01	基本的にC a n設計方針固まった後になんか、後次回で添付でとか補足でとかっていうので新しい考え方を持ってこられても、基本設計方針に則ってませんって言って突っぱねますよ、普通だと。
1:14:13	なんでそこの点もちょっと考慮した上でご対応いただければと思うんでよろしく願いいたします。
1:14:19	宮部クボタです。承知いたしました。
1:14:22	はい。規制庁館です。次は悪いんですけど192ページのところで、一つちょうど他教科の基本方針が書かれていて上から5行目ぐらいのところで応力等っていうふうに頭が書かれてるんですけど、これ何でしたっけ等って。
1:14:41	両面た下でございます。こちらについての等に対しては、今回は応力と発生するひずみの方の2種類を指している言葉となっております。以上です。
1:14:53	規制庁タジリです。応力ではひずみが読めない応力によって発生するひずみだけど、許容限界と関連づけて書こうとすると応力等って書いてひずみを見たいんですってことですかね。
1:15:06	4名タナカです。その通りでございますちょっと備考の方がわかりにくっていうところがありますのでちょっとそこはちょっと見直しをかけ

	たいと思います。以上です。はい、規制庁た事実四つには見に行ったんですけどいまいち分かんなかったっていうところが、
1:15:20	何か可能性あるのはそこかなというふうに
1:15:24	理解いたしました。
1:15:26	なんであのちょっと備考欄でもいいんでわかりやすく書いてくださいね というのと、
1:15:30	あと 196 ページなんですけど、
1:15:33	ここは管理並びの問題なんですけど 195 ページから続きで飛来物防護ネットの話が書かれていて、その次に安全冷却水 B 冷却と書かれる形になってるんですけど、
1:15:43	安全冷却水 B 冷却塔とあと実用炉の原子炉棟とかだったら、構造の話を 書いているんですけどネットについては書かないのでしたっけ。
1:16:01	それで日本原燃の笹森でございます。冷却塔の方には支持架構に何を接続するといった記載があるけど、防護ネットにはそれがないというご指摘かと思しますので記載するようにしたいと思います。以上です。
1:16:16	はい。規制庁丹治です。単に並びの問題なので適正化していただければ と思います。
1:16:22	次に 100 ページなんですけど、

1:16:26	ちょっとマスクング箇所なんで譲らないので、とりあえず下から7行目ぐらいに出てくる登場人物がいるんですけど、
1:16:33	この人は後の評価のところでは何か出てきましたっけ。
1:16:39	日本語のタナカでございます。こいつ自身マスクングだから、こいつこいつ自身は今、大江と記載はない状況となっております。
1:16:51	そうですねと、これに対しては、の物が何なのっていう話を経産省の方に開くとともに、あと評価対象としての考え方。
1:17:02	についてもあわせて書きたいと思います。どこでしょう。一応文だ一衛藤。
1:17:10	衛藤。
1:17:11	伴駆動部の、に属するものになりますんで、そいつと同じ評価対象外の理由っていうのを、ちょっと一緒に書きたいと思います。以上です。はい、樋渡ですおっしゃられたように駆動部の話んところで後ろの方に行くのと、工藤がこれこれこうだからそんなに細かい評価ありませんっていう話で終わってしまってる手前
1:17:29	何かここでいちいち構造を言ってるこの登場人物が何で二つなのかよくわかんないし図面上がちょっとよくわからないっていう、確かどっかで見たかもしれないけど変えづらいというところがあるので、その点はちょっとすみません

1:17:40	一応資料は上段からどんどん繋がってる形になってるはずなので、何か前に言った登場人物が後ろにいるっていうのは違和感があるのでよろしくお願いいたします。
1:17:53	聞いた形で続けていかせていただいて、214 ページなんですけど、
1:18:01	(1) 建物構築物のところで3行目ぐらいからのところなんですけど、終局状態に至らないことを解析により確認する評価方針としていることを踏まえて書いてあるんです
1:18:10	評価方針。
1:18:12	やらないのと、あと終局だと言ってるんですけど短期許容力というふうには言ってるんですけど、ここが若干話しとんでる気もするんですけど、中空何でここまでやるときゃ
1:18:21	いいでしょうと。
1:18:23	何か協力出てくんですかね。
1:18:26	日本原燃の坂盛でございます。今谷さんがおっしゃっているのは、
1:18:34	例えば 166 ページ。
1:18:39	お金はですね
1:18:42	機能波及影響与えないよう倒壊を生じない設計という言葉があってその言葉の

1:18:49	裏返しかなと思ったりしてるんですけどここの繋がりが弱いというご指摘でしょうか。佐治です。若干許容限界とかのところで謳って隠れたほうがわかりいいかなってところなんですけど、やっぱりこの東海のところでも読むってことですかね。
1:19:07	高森でございます基本的にさっきのちょっと評価方針はちょっともろもろによってちょっと違うっていうのがあるんですけども、この東海あると終局状態というのを今一般的にこの資料では使われております。以上です。
1:19:22	規制庁田井です。前段はわかりました。ちなみに終局状態っていうの判断基準にするときに、短期許容力っていつも書いてました。いきなり、
1:19:31	日本原燃の坂盛でございます習得状態そのものの許容値っていうのがないので、一般的な終局状態で十分な裕度を持たせた。
1:19:41	イワブチを設定するとか多分そんな言葉があって短期許容力を使うことになると考えておりますが、原口さんおっしゃる通りのものが欲しいです。
1:19:52	はい。わかりました。したいと思います以上です。はい。社長館です。似たような話 215 ページなんですけど、
1:20:00	ではここで基礎ボルトとルーバーの花Cが両方一緒に書かれてるんですけど、

1:20:04	これルーは概ね弾性に結果しますよってことですかねルーバーの自体は波及影響の観点で見てたような気がするんですけど、結果的に見るときは概ね弾性で両方静的するんですけどっていうことですかね。
1:20:19	上の方でございます。基本的に田尻さんのご理解の通りとなっておりますして、MARUWA本体としては冷却の機能というものはございませんけれども、
1:20:30	設備自体が安全設備っていうことと火山がotherん事象、事象の後にも運転状態というのは
1:20:38	維持できての方が望ましいと考えていることから一応こういうふうを考えている、ございます。以上です。
1:20:45	生協谷です。ここは察することはできるんですけどせめて備考欄に書いとくとかしといていただいてもいいですかねちょっと基礎ボルトとかその前段部分の、実際の防護対象と上に乗かってルーバーだと。
1:20:56	一応後の評価のところを見ても、機能を持ってる持ってない。
1:21:02	そのまま並列に並んでる。
1:21:05	どういう考え方で
1:21:06	わかるように、
1:21:09	日本連タナカでございます。私がちょっと今回回答した内容について備考についていきたいと思っております。以上です。

1:21:18	はい。規制庁田尻ですよろしく申し上げます。
1:21:21	そのまま行かせていただいて、145 ページいただいて、
1:21:28	頭突きが過小なんで細かくというところまで言わないんですけど、これ、前回のヒアリングか何か化学土偶と、
1:21:36	万が一考えるとそんな対策しないんですみたいなこと言えないのかっていうことを言った気もするんですけど、結局ここまでしか書けないってことなんですかね。
1:21:46	日本インター課でございます。衛藤すいません正直そちらについては補足説明資料には今、修正する準備は作っておったところでございます。今の指摘、こちらについてもその記載が欲しいということと理解しましたので、
1:22:01	情報以外から、情報以外からも省エネ効果火砕物が堆積するっていうことが想定されるっていうことと、物自体が、そんな追われるもんじゃないよっていうところについての記載を追記いたします。以上です。
1:22:14	はい、鶴田です考え方に係るものなので添付レベルで、
1:22:22	後、
1:22:23	細かいはなCになるかもしれないんですけど、
1:22:30	284 ページこれもすみません、前言った時にどこまで明示的に書いてくれと言ったか覚えてないところなんですけど、

1:22:36	なお防護ネット 5 番とかの話が、中段ぐらいのところに書いてあって、 ここの指示、支持架構支持架構不在のところに確か補助防護板含むとい う整理だったかと思うんで、文言でそこ書いといていただいてもいいです か。
1:22:51	井上タナカでございます括弧書きで、何かちょっと見えるようにしたい と思います。以上です。はい。瀬尾タジリです受圧面積に一応きく形の ものなのでそこを見通してますよっていうところだけがわかるようにし ていただければと思うんでよろしく願いいたします。
1:23:10	菅さん。
1:23:16	はい。規制庁館です。火山については、一応以上です。
1:23:22	が規制庁側から火山の絡みで他に何かありますでしょうか。
1:23:32	規制庁館です。では原燃の方から振り返りをお願いいたします。
1:23:45	毛利クボタです。基本設計方針の方ですけども、
1:23:50	ものを、
1:23:54	間野。
1:23:56	設計方針について必要であれば記載すると。
1:24:03	いうこと等は 95 ページの
1:24:07	検討。
1:24:08	の番号ですけどもちょっと類型化の方と整理した上で衛藤。



1:24:12	今後整理修正したいと思います。
1:24:20	最初に一番最初にありましたのを、
1:24:24	の安全に関する屋外構築物等を展開するというものについては
1:24:30	わかりました。点の方針についてわかるような文言に修正すると。
1:24:36	今 25 です。
1:24:38	なお土谷 148 ページの静的負荷のところですけども、
1:24:43	体系的遊興使用施設等でキャスクを収納する建屋に関しても、
1:24:49	と同じような体積遮水構造を有するという考えが、
1:24:54	現在確認に修正すると。
1:24:56	コメントを伝えてます。あとは堆積、
1:25:00	武石本社の方では堆積しやすい構造。
1:25:04	耐震評価するというものに関して、選定の評価の選定の方では 7 シバタ やつを、
1:25:11	だとすると、ちょっと表現が変わっておりますのでそこは基本設計方針 からちょっと一貫して、五名。
1:25:18	得るような方針の方に修正するようにしたいと思います。
1:25:23	ワークステップ
1:25:24	3
1:25:27	から、

1:25:35	多分、1回ちょっと
1:25:37	何ですけど放送流れてるんで、そちらの方で止めるなり一度していただいても大丈夫ですけど、少々お待ちください。
1:25:52	穂積穂積香田ですけど、ちょっと強度評価の方ですけども助教委員会の終局状態に至らないと。
1:25:59	いうところに対して補強限界の
1:26:03	文章を他で帰ってるところをちょっと追加する。
1:26:06	なります。
1:26:12	おる。
1:26:14	ルーバーに関して概ね弾性状態にとどまるということにしている鳥井を備考のほうに記載する。
1:26:21	なります。
1:26:26	すいません。日本原燃の蝦名です。以上になりますが、別のスケジュールなんですけども、
1:26:34	ちょっと医師、遅くても1週間、
1:26:38	2は出せるように、
1:26:41	スケジュールについては、考えております。改めて提出日は、お知らせしたいと思います。以上です。

1:26:48	規制庁谷井です。ちゃんと伝わってるかわからなかったんで少しだけ振り返らせていただきます。まず右下 18 ページのところで、摩耗に対して実用炉とかでは申しにくいというような記載を基本設計方針で書いて、御社のやつでも、補足とか、添付とか見ると摩耗のところを期待してる。
1:27:04	伝えてるなど。
1:27:08	あと 134 ページ
1:27:10	建屋の話で、収納する建屋の花 C のところで、
1:27:14	屋外の国家火砕物防護対象施設として展開する。
1:27:18	けど、展開するだけだと意味がわからないので、自主的に両方がぶつかるものについては防護対象施設としてちゃんと評価しますよ。
1:27:28	あと 153 ページのところで、
1:27:32	表の一番下のところにある配管とか、その話と、
1:27:35	降下火砕物が堆積しがたいとの交流。
1:27:38	いうものがあるんだけど、
1:27:41	この構造自体の話と、あとは、多分竜巻防護対策 C とかで囲われてるかそういう考え方だと思うんですけど、位置関係とかを考慮してということ言われた気がするんですけど基本設計方針のところでそれが読めない。

1:27:54	記載になってる気がするので、ちゃんと基本設計方針に照らして内容が読めるのかどうかというのを精査
1:28:00	お伝えしたところが、大体大きかったかなと思います他、
1:28:04	訪問系の話はいろいろ伝えさせていただきましたけど、そこらは精査してくださいというふうに、
1:28:13	クボタです承知いたしました。
1:28:15	と規制庁館ですけど。
1:28:17	1週間かけてもいいですけどそんなにたくさん言うてもないような気がするのでできるだけ早く出せるんだったら、あの時ランデブーによってだと思うんでその点はおまかせしますがよろしく願いいたします。
1:28:29	はい、日本エリアです。可能な限り早く出せるようにしたいと思います。
1:28:36	はい。清さん、田尻です。火山関係です。助川から他に何かありますでしょうか。
1:28:43	朝そうであればちょっと時間も遅いですけど次の項目お願いします。
1:28:51	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:28:53	次は概他 00 の植木でございます。10 月の 18 日に提出させていただきます。

1:29:03	基本的には前回の 9 月 16 日の指摘事項を反映したというところですが、特にもう記載していないところだけをちょっとご説明させていただきます。
1:29:18	ページ数でいきますと 153 ページでございます。
1:29:26	別紙 5-3 のところですね、今回補足説明すべき事項として、ちょっと付け加えているところがございます。
1:29:36	具体的にはですね、まず、補足の外他の 08 として、凍結防止の項目を追加してございますけれども、
1:29:49	ここにつきましてはですね、ちょっと確認しましたところ、民間においてすでに説明済みでございますので、新たにですね移行項目を起こして説明をすると。
1:30:02	いうのはちょっと考え直しまして、すでに出しております。
1:30:08	外気温の補足説明資料がございますので、
1:30:12	具体的に言いますと、その前のページの、
1:30:16	補足外、他 05 ですけども、この中でですね凍結に対する評価も読み込むような形にしてですね。
1:30:27	補足に付け加えるということにしたいと考えてございます。
1:30:33	それからもう 1 件といたしまして補足外方から 09 年で有毒ガスの発生元についてというものを今回追加をしております。

1:30:43	これにつきましては、これにつきましては、提出時期を第1回ということで、今153ページで整理しておりますけれども、
1:30:52	これにつきましても実際に評価として出すのが提出緊対に合わせてということになりますので、第2回で提出、提出をさせていただくと。
1:31:06	というのが適切かなと考えてございますのでその辺は修正をさせていただき、いただきたいと。
1:31:13	考えてございます。
1:31:14	説明は以上でございます。
1:31:17	すいません。日本原燃微圧ちょっと補足させていただきますが、今の整理だとですね、当間、この後ある、藤立岩7というもので降水お話しするんですが、
1:31:31	外貨02っていうものがもうすでにありまして、ただそちらの方は今ボックスの添付書類として、
1:31:38	ですね、ひもづいてない形になってございます。で、降水の部分で今回07の方で藤副まさにその降水そのものに関する事は記載してあるんですが、実際はですね祖父者が、
1:31:55	どう排水されるのか、それに対して高さ関係だとかどうするのかとかそういう話もあると思ひまして、そちらの方が02の方と紐づいた話になると思ひますんで、

1:32:08	ちょっと今、07 ということで独立をさしてもらってるんですがそちらはちょっと十分にガッチャンコするとかですねそういったことでちょっと考え直したいなというふうに考えてございます。以上です。
1:32:22	はい。規制庁谷です。とりあえず一言言わせていただくと何かこの場におよんで何か補足ぐちゃぐちゃごちゃごちゃなんかやっておられるのかということなのかなと思いますけど。
1:32:32	何かあんまり何か
1:32:34	いいじゃない。
1:32:35	ここはもう整理は、今時点では積んでると思って大丈夫ですか。何か
1:32:43	日本原燃の蝦名です。すいません。記載してある中身については
1:32:49	至る持ってますので等は整理がついていると思ってございます。以上です。
1:32:55	はい、規制庁田尻です。
1:32:58	ちょっと今回でこれにこれ以上むだな時間をかけるのもったいない気がするので適切な整理をで原燃として設計で何を説明しなきゃいけないのか補足とかを整理した上で出すために 00 シリーズはいたはずなので、
1:33:12	もう抽出は済んでいるものと思ってるので今後よろしくお願いますと。で、中身の話をちょっと少し確認させていただければと思うんですけど。

1:33:21	まず右下 11 ページなんですけど、これ前回言った指摘の仕方が悪かったのかもしれないんですけど 11 ページの一番下のところで、基礎地盤の改良については 3 ポツ 1 の設計方針に基づくものとするっていう形で書かれていて、
1:33:35	前に指摘したのは、基礎地盤の話が出てくるのがすごい冒頭部分のところではか出てこないんで、書くならそのすぐ後とかじゃないんですかっていう質問をしたつもりだったんですけど、さらに何か後ろの方に飛んでったんですけど、何かここにを入れる人あるんですけど。
1:33:54	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:33:56	ちょっと受けと名のすれ違いがあったようで、
1:34:00	基礎地盤は前から前の方に書いてあってその後も併せて前のほうに書いてあったんですけども、今回全部承認持ってくるのに合わせて、基礎地盤の話も後ろに持ってきてしまってるようなので、
1:34:12	ちょっとこれは適切に記載場所を修正させていただきます。以上です。
1:34:18	成長館です。江藤。ちょっと認識確認したいんですけど、6 ページのところ、大枠の設計方針書かれていて、この中で、
1:34:27	基準の文言も踏まえてですけど僕そっち基礎地盤の改良とか運用措置の話を書いている、今おっしゃった 11 ページとか、どこに書いてあるのはどこに鳥羽タカナシんところが、



1:34:37	外部事象消し切れされてる形になってるんですけど、基礎地盤の話っちゃうのは6ページの大枠の方針ところで最初から地盤に飛ばす形になってで、それ以外のものは今の11ページ残る感じですかね。
1:34:53	はい。日本原燃の大橋です。今現在はそのようにするのが適切かなというふうに理解をいたしました。以上です。規制庁タジリつ
1:35:02	整理としては、どれでも構わないんですけど、例えば11ページに入れるんだとしたら、何で3ボツさんとかが連携をされた後に最後にサトウ実位置を持ってくるのか。
1:35:12	いいじゃないですか。どの整理がいいってのはうちが決めるものというのは原燃として綺麗な整理をしていただきたいと。
1:35:18	前々から、
1:35:24	4名のアセス、承知いたしました。
1:35:27	せちゃったらしいです。次ちょっと軽微なんですけど17ページのところで、
1:35:32	塩害のところ休憩に粒子フィルター等って形で書かれてるんですけど、
1:35:37	これは何か他のところでフィルターぐらいに何かまとめて帰ってしまってるものがある気がするんですけど、ここは何かあえて粒子フィルターとかで頭の中

1:35:51	に梅野町でございます。
1:35:53	おそらくフィルターが出てくるところっていうのは生物学的事象とあと縁がいいだと思うんですけども、
1:36:01	生物に関しては入ってくるもの自体が、まず大きいので何かしらフィルターがついていけばいいというふうに思っております。それに対して沿岸については開園粒子ということなので、
1:36:14	例えばもっと粗いものでもいいです。すいません。さっきの加賀のヒアリングの時にカタノところでフィルターって書いてましたよねっていうだけなので、
1:36:25	何か粒子の話で言うと角だってちっちゃいだろう。
1:36:29	名だと、遠くないので、横並びとかしっかり精査した上で、
1:36:35	規制庁タジリです。
1:36:38	南野アセス承知いたしましたちょっと火山の横並びを見て記載を、を考えたと思います。
1:36:45	はい、規制庁谷です。手続きさせていただいて、
1:36:51	衛藤。
1:36:52	ちょっとこれはもう確認、前回聞いたやつちょっと復習もポイントなんですけど、24 ページから、C ポツで必要な機能を損なわないための運用上の措置というのが書かれていて、で、

1:37:03	結局運用上の措置っていうのは、最後にまとめて書くのかそれとも結局関係するところにも書いて 20 で書くのかとかそこの考え方って結局どうされてるんでしょう。
1:37:15	はい、日本への足でございます。運用に関わる場所は最後にまとめて書いて、それに関する設計の話は、それぞれの事象に対する設計方針のところで記載をするというふうに仕分けをしているつもりでございます。以上です。
1:37:31	規制庁、佐治です。例えば 24 ページのところ本文のところろくに書いてあるのって施設の停止とかも含めていろいろ書かれてたりするんですけど、これに該当するのって 24 ページとか 25 ページだとどれでしたっけ。
1:37:50	連名で直してございます。すみません。今言われてるのは、運転停止。
1:37:55	のところを言われたと思うんですが、ちょっとすみません質問の井藤がちょっと汲み取れ切れなかったのもう一度お願いできますでしょうか、規制庁丹治です。許可本文に書いてある運用の話なんですけど、これは、
1:38:08	基本設計方針はどこに書いてあるんですかという質問です。
1:38:28	少々お待ちください。

1:38:39	ドーンレイの足でございます。ここの許可本文に書いてある部分はですね、
1:38:48	ちょっと確認は最終的にはしますけれども、自然現象人事所全体に対しての記載ですので、今回に対象にしているその他外部衝撃に対する運用としては出てこないんですけども、
1:39:01	例えば他の事象でせんでに対してはですね、運用として、再処理を停止するという文言が出てきてるとい整理になってございます。以上です。
1:39:11	規制庁可児です。なんで12ページから3ポツ3ポツ1の、この、いろんなものを除く事象っていう中の範疇においての運用をここに書いてるだけですよっていう形で共通的なものまで、
1:39:23	であるならば、
1:39:24	P3から持ってきましたって横にそのまま並べられると違和感があるので、そこらの考え方比較表なんですけどあんま比較になってない形になっているので考え方変えていただければと思います。
1:39:38	南野オオハシです。承知いたしました。
1:39:41	はい。規制庁谷です。続けて行かせていただいて、
1:39:46	本文と同じところは添付では突っ込まないのでぜひご検討いただければというところなんですけど、添付だけのところでいくつかなんですけど。

1:39:55	西田 111 ページなんですけど、
1:39:58	す。
1:40:00	今回布団池の話とかが書かれてはいるんですけど、この不凍液で何かし ようとかでもうちょっと説明できることってあるんですけど。これ何 度までもちょっと変わる。
1:40:15	要は想定される-15.7 までもつようなやつなのかなのかがちょっとぱっ とわかんなかったんで、
1:40:23	何連タナカでございます。舘さん。
1:40:26	どうぞ。今おっしゃったのが糖液のお話ということで、物の仕様として は、
1:40:33	なんぼだったっけ、出荷の時の濃度で。
1:40:38	すいません細かい数字は忘れちゃったんですけど、マイナ数、16 度以上 よりも低い温度でも、耐えられるような、凍らないような濃度の駅ってな ってなっております、
1:40:52	最初にでは自分らで使いたい温度体に合わせて温度上濃度調整をして、 それが 45%ですよっていう、
1:41:01	いうところが
1:41:03	既土岐認可の方で既認可の適合性の説明の中でやっているのと、先日外 貨で、同じように

1:41:13	ちょっと比重の話なんですけどちょっとそこに触れた、補足説明の方でさしていただいております。以上です。
1:41:20	続いて同じです。これ 111 ページの不凍液偽位置付けなんですけど、ここでまた和田本間たという形で書かれていて先ほどのお話だとマイナス 15.7 という関係でいうと、基本的に合わせ技で対応するような形になっているので、
1:41:36	不凍液がマイナス 15.7 に対して必ず落ちますよという説明にはなってないと思えばいいんですかね。
1:41:50	日本原燃小高でございます。冬季の仕様としては -15.7 度を下回った場合でも大丈夫なように濃度を設定しております。別施設になりますと不凍液ではなくて、本当またその
1:42:04	ヒーターの方の対応をしているものがありますんでちょっとその書き分けで、一応こういうふうにならんでいるってというような状況となっております。以上です。規制庁タジリです。宮谷不凍液で大丈夫だということだったら想定される概況
1:42:20	で凍結を防止できると。
1:42:24	うだけなんですけど、このまたはが安藤あの話されてるのか、厳密にはお話されてるのかちょっとわかんなかったところなんですけど。

1:42:32	今のお話だとそれぞれの対策ってことですよね多分合わせ技じゃなくて、
1:42:39	はい、日本のタナカでございます。藤衛藤君。それぞれで本を使ったり不凍液を使ったりというような状況でございます。以上です。瀬野タジリです。であるなら須藤駅がどういったものだから大丈夫っていうところを少し補足する文言を入れていただければと思うんですけど可能でしょうか。
1:43:01	野見山でございます。
1:43:03	ちょっと太い木の使用というか、
1:43:07	凍結目視できるようなものであるというところもちょっと補強して記載をしたいと思います。以上です。はい、規制帯磁率よろしく願いいたします。次がですね、
1:43:19	あと 121 ページなんですけど、
1:43:23	これは単に許可添付に書いてたやつとの関係を確認しておきたいんですけど、衛藤。
1:43:28	今 121 ページのところ、基本設計方針書かれていってでも添付の話が書かれるような形になってるんですけど。
1:43:35	一応

1:43:37	右下 17 ページのところで、許可、6 のところを見ると、二俣川からの給水処理設備の話とかも一応書いたりするんですけど、そういった文言は添付レベルでも書かないという整理でしたっけ。
1:43:56	延ばしてございます。
1:43:58	すみません、17 ページのところは今、どこの部分をおっしゃったか、すみません、ページの、規制庁単位ですけど許可添付 6 の上に二つ、
1:44:09	ハッチングの箱が二つ。
1:44:12	ていうと二俣川かって書いてあるやつです。
1:44:17	失礼しました。日本原燃土橋でございます。
1:44:19	取水、給水処理設備の取水のところにつきましては完全にこれ、申請対象外のところろうになっていて安全機能を有する施設も含まれないところですので、
1:44:33	ここはちょっと今回あえて記載を省略したということでございます。以上です。規制庁タジリです九州処理設備の安全機能を有する施設内で対象外ということ
1:44:44	はないんじゃないかというのが 1 点とあと 42 ページのところで、DB の中打開ダイヤ 16 ってやつは添付書類に記載するって書いてあったところもあるので、整理ができてるかどうかわからないんですけど大丈夫ですか。



1:44:57	南野和気ございます。給水処理設備自体が安全機能を有する施設なのはその通りですけれども、取水の部分が対象にはなっていないとそういうことでございます。いや、すいません。日本原燃が谷さんのタジリさんのおっしゃる通りちょっと整理がこれおかしいですのですいませんちょっと全体的にすいません確かに。
1:45:17	C Gの方にも間違ってますのでちょっとそこは整理させていただきますすいません。
1:45:22	規制庁丹治です別に本文にどンドン書けと言うつもりもなくして防護対象施設としてピックアップしてるもんじゃないってのは認識してるので、その上で添付レベル
1:45:32	とか添付から書いてるもの。
1:45:33	ていう方針なのかなと思ってたんですけど何かいろいろルールが覆る等、ちょっと後で大変なので、部類のとりながら記載のほど検討いただければと思います。
1:45:44	続いていかしていただいて 130 ページなんですけど、
1:45:47	ここもちょっとすみませんルールがわからないんですけど、130 ページから有毒ガスの話バーッと書かれているんですけど、
1:45:56	有毒ガスについてなんですけど、

1:45:58	ここにいろいろ調査するって話がたくさん書かれてるんですけど、これは許可で終わってなかったということでしたっけ。
1:46:08	直してございます。基本的には許可で終わってる話だとは考えてございますけれども、後段、後段というか設工認で
1:46:20	制御室緊対の
1:46:24	評価をしていく上でどういったものをピックアップしているかと。
1:46:28	発生元としてどういうものをピックアップしているかというところのお考え方はちょっと書いておく必要があるかなということで、詳しく記載をしました。以上です。
1:46:38	規制庁丹治です。ちょっと並びがとれてるかという世界になってくると思うんですけど、外部事象外部事象自体の抽出の話だったらそんなに書かないと思ってるんですね。
1:46:48	有毒ガスで外部事象とは言いつつも、発生元が敷地内のものだったりするので、例えば火災だろうが薄いだろうが薬品だろうがっていうところの並び考えられながらなのかもしれないんですけど、
1:47:01	ここはそういうところと並び合わせるとたくさん書いたほうがいいのかそういう整理ですか。
1:47:07	2年シミズです。

1:47:10	衛藤港にカミデてきますば制御室の設計につなげるために今、抽出のプロセスを書いたやついたんですが、
1:47:19	おっしゃられる通り、この
1:47:21	A棟、
1:47:23	プロセスについてはもう許可の中ですね整理済みってござい認識でございませうので、
1:47:28	設工認の記載のほうからですね削除させていただきたいと思います。
1:47:32	それじゃ同じです防護設計であるとか対策とかそっちとかの話っていうのはどんどん変えてくれというふうに思うんですけど。
1:47:40	何か、1からもう1回調査するんですけどつけっていうのがいまいぢわからなくて先ほど何か補足に書こうとして結局今朝開け外にしましたっていう一覧の話にも近いかもしれないんですけど、
1:47:50	何か、どこまでが整理済みの話と今許可を整理していて、それを何か改めてもう1回設工認でやるのかってところがわからないので、ちょっと何かこういう会話をすると、何か一式全部消しましたみたいな感じである可能性があるんで、
1:48:02	必要なものとして何のゴソウとされてるかの考え方だけ聞いといていいですか。
1:48:13	表現面シミズです。

1:48:15	対象の薬品等については申す基本的にはもうやっぱり整理しているともっと認識でございますので、
1:48:23	それをベースに、大瀬、設備設計として制御室、
1:48:29	毛布
1:48:30	1人の設計防護設計をどうするっていうのは、設工認で見た内容なのでその医薬品の抽出というところについては、
1:48:40	説明の中では記載する必要ないということでちょっと削除させていただきたいということで先ほどご説明させていただきました。
1:48:46	はい。社長田尻です。要は、許可で、もう一覧載ってるようなやつ、添付レベルの場合とかもありますけど、そういったものについて改めてという形で内容になるということで一応理解いたしました
1:48:58	特に今回、130ページ以降なんですけど、
1:49:02	許可添付に書いたやつがざーっとなんかたくさん書かれてるような形になっていて、かと思えばこの間の薬品のヒアリングの時だと思ったり書いてなかったりという形になってるので、
1:49:15	許可の有毒ガスという意味でいうとあくまで適正化の範疇で今回やったというところなので、必要な文言というのは当然入れていただきたいところではあるんですけど、

1:49:24	どのようにケアと検知してどのように対処するのかっていうところが説明 コミットできるところかなというふうな気もしていますので、
1:49:33	ちょっとどこまで期待するのかご検討いただければと思うんでよろしく お願いいたします。
1:49:37	すいません規制庁コサクです。
1:49:41	今、田尻が言ったことは、
1:49:45	原燃側が説明として削除しますと言ったことを肯定することじゃないっ ていうのは理解をしていますか。
1:50:03	日本原燃清水です。
1:50:06	すいませんちょっと私が今思い違いをしていたところででした。館は、
1:50:14	規制庁コサクです。
1:50:17	書かなくていいということを、
1:50:20	田尻が言ったわけじゃなくて全体ちゃんとレベル感を考えて整理をして くださいということと言ったと、いうふうに私としては認識をしていま す。
1:50:32	少なくとも、
1:50:33	細かく書き過ぎだっということ、共通認識だと思うんですけど。
1:50:37	全く書かなくていいかどうかというところでもなくて、
1:50:41	特に外部衝撃のところについては、

1:50:47	等、
1:50:51	その最新知見を踏まえて、適宜構成していかなくちゃいけないで、その意味では最新知見は常にウォッチしていきますという継続的な花Cの方針も何らか見えるようにしていたんだと思います。
1:51:07	そういったところに繋がるようなパーツっていうのは必要であって、それを
1:51:14	それぞれに書くのか全体として書くのかっていうのは、他の事象も含めて平仄をとって変えていかなきゃいけないと。
1:51:22	ということで、有毒ガスだからとかっていうことじゃないはずなんですよ。で、そこら辺を、
1:51:29	有毒ガスの許可のときに間違っちゃったから、有毒ガスの許可の審査が大分時間がかかったということであって、
1:51:36	そういった間違いを
1:51:39	繰り返さないようにということで、誘導ガスのヒアリングの時には、その
1:51:45	経緯も含めてちゃんと両者話し合っ整理をしてくれという話を、誘導ガスじゃないや、薬品漏えいの時には話をしたわけです。
1:51:55	で、今回もう、
1:51:57	同じ間違いをしてて、

1:52:00	ただ、間違っただけ方向性が書かないじゃなくて書くって方向になっちゃったっていただけなんで、ちゃんとレベル感を、
1:52:11	お互い共有しながら何を書くべきかっていうのを、外部衝撃全体であったり、それ以外も含めての基本設計方針だったり、
1:52:20	ということで考えをまとめて整理し直してくださいねということだと思ってるんですけどよろしいですか。
1:52:29	メイシーズです。すいません。今いただいた内容で理解し趣旨理解しましたので、
1:52:37	設工認として、藤次長も含めて、そういったものを記載すべきなのかっていうところ。
1:52:45	であったりし、最新知見を取り込むっていう意味もちょっと、確かにありますのでそれを踏まえまして、何を記載すべきかというところをですね、整理させていただきたいと思います。
1:52:59	はいコサクですよろしくお願ひします。
1:53:01	田尻さん、すいませんそういうことでよろしいですか。はい、規制庁絶えずありがとうございますイメージ二、三分で終われるって瀬古の5ページ分ぐらいは二、三分で終われるかなっていうイメージなんですけど130から134はやたらと長いので、

1:53:14	その前までの事象と比べていただけると調査官指摘いただいた通りですけど、わかりいいかなと思っていて、
1:53:22	それなりに裕度が数、あとでやりましたけど、
1:53:25	こんな分量にはいきなりならないだろうというところがあるのでその点をちょっとご検討いただければということでよろしくをお願いします。
1:53:35	はい。で、続いて続いてなんですけど、規制庁タテウチに多様な話なんのでついでになんですけど、142 ページ 143 ページ、基本設計方針のところでもよかったんですけど、
1:53:47	有毒ガスの手順は何か。
1:53:50	分けて書かれたりしているんですけど、勤怠上等。
1:53:56	何か同じ文章が並んでなかった。
1:54:00	何か。
1:54:01	制御室と緊対所で分けてですかね 142 ページの、有毒ガスがというポツとその次のポツが同じようなことを何か言っているような感じがするんですけど同じようなことって
1:54:14	一つ目のポツと、143 ページのポツですね。
1:54:18	これって何か、あわせて書くこととかもできそうな内容がこっちのような気がするんですけど、これ何か分けて書く意図ありますか。
1:54:30	はい、読み直してございます。



1:54:32	中身はほとんど同じではありますが、ずっと制御室の話。
1:54:39	冒頭制御室制御室の話と均てん話を分けて書いているということ。
1:54:46	ちょっと
1:54:48	今回ガスの関係で許可で付け加わったことをですねちょっと表現するの にうまくまとめられなくて、資機材の確保みたいなことも新たにあった ので、
1:55:01	ちょっと一つにしようとした時にかなり文章が長くなってしまって見づ らくなってしまいうのでですね、ちょっと分けて書かせていただいたとい うことでございます。以上です。
1:55:13	成長谷です。文言まとめて何か意味が変わってしまうところであるなら ば最後はぴらめるんですけど、制御建屋であるならば酸素濃度とか二酸 化炭素濃度の話とか書いてあったりとか、微妙に差分あるものの、
1:55:28	ほとんど同一のこのような気がするので、まとめられないかちょっと ここも先ほどの話と同じなんですけど、有毒ガスだけ日本に運用がちゃ んと 142 からといたら 141 からですね 141 からずっと続いているよう な形になっていて、
1:55:42	書かれている文言で言うとそこ同じことを先ほどおっしゃられたよう に、

1:55:48	防護具の着用とか習俗活動の話とか同じ古藤の部分だけ抽出してしまえば、内容最低限半分ぐらいはできるんじゃないかなって感じがするので、
1:55:58	ここは無理なら最後とめもしないですけど、できる限りのご検討いただければと思います。
1:56:04	すいませんコサクです。それでいいと思う。もう一つちょっと気になったのは、
1:56:09	制御室緊対の説明書との関係ってどうなってんのかなっていうところで、
1:56:14	この話を許可の時もこちらで、まずは大枠だけ書きつつ、具体は、制御室緊対に飛ばすということでそちらで担保を取るっていうことだったと思うんですけど、何かそれも、
1:56:27	いや、そういう点でも書き過ぎのような気がするんですけど何か整理できてます。
1:56:40	少々お待ちください。
1:56:53	はい。2年のエビナです。すいません。この部分、まだ多分十分に整備が入ってないというふうな感じをしましたので、ちょっとこちらについては改めてまたご説明させていただきたいと思います。以上です。

1:57:11	はい、細田です。整理よろしくお願ひします。で、鳥羽数ということ で、
1:57:17	飛ばすってか関連性を明確にしていくっていうことと言うと、その制御 室なり緊対の添付書類を引用するとか、具体はそちらでとかっていうの を添付書類としては書けるような気もするので、
1:57:31	そういうことも含めて、整理をしていただければと思います。よろしく お願ひします。
1:57:39	井上値になって、今いただいたようなお話も含め、整理した結果をお話 したいと思います。以上です。
1:57:49	成長館ですよろしくお願ひいたします。で、0 出野資料自分から医療な んですけど次に外部が 07 なんですけど、外部から 07 とすいません何の ヒアリングだったか忘れたんですけど、少し等、
1:58:03	すいませんちょっとあれ、ごめんなさいイシダ薄井のヒアリングの時に も少しお伝えしたと思うんですけど、
1:58:08	今資料上で、
1:58:11	単語が 1 点だったかな 10 ページ、当会派が 0710 月足にして数のやつの 10 ページとかのところから上から 5 行目とかのところまで、
1:58:22	水野新屋蔵田など可児ってところの、設置するもの話だけ書かれて いる形になってるんですけど、要はこれがやるから、

1:58:31	<p>どれだけの信頼性あるから大丈夫なんですよっていう話がほとんど書かれていない形だったので、要はこれをつければ大丈夫ですよっていうところのよあの内容、補足してくださいよという話を伝えたような気がするんですけどそこは別途検討されてると思えばいいですかね。</p>
1:58:46	<p>4円シノザキでございます。先日の溢水の補足説明資料を説明したときにいただいたご意見だと思います。</p>
1:58:53	<p>対象はですね、屋外タンクが壊れたときも、水の飛沫だとか降水なのかと違いがありますけれども、当然あちらでいただいたコメントはこちらにも同様に展開するべきだと思っております、</p>
1:59:05	<p>具体的には、その構造を示してここに何を付けてますよだけで終わってるんですけども、そもそもT</p>
1:59:12	<p>何を期待してですね、どういった新へ進入とかそういう、何を想定して、何を期待してどこに何を付けるかみたいな、そういった構造でのですねもうちょっと関係性がわかるような掘り下げた記載というのを今考えているところでございます。</p>
1:59:29	<p>はい、ありがとうございます。はい、規制庁館です。ここはその辺りの内容を追記してもらえれば、ものとしてはそこまでおかしなことにならないと思っているので、その点よろしく願いいたします。</p>

1:59:40	で、海保カーは自分からは以上なんですけど、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:59:47	規制庁コサクですちょっと
1:59:51	溢水の方の話になっちゃって申し訳ないんですけどもし答えられないなら、
1:59:57	被水の人に伝えていただければというところで、今その溢水の話その没水系の話でされたような気がしてて、
2:00:06	被水については考えなくて、
2:00:09	でいいのかっていうとそうでもないからについて話をしたような気がするんですけど。
2:00:15	して被水で考えるってなると、
2:00:18	客等の配管だったり何なりっていうところローでの話のような気もするんですけど、その辺りってどう整理しているのか、今お答えできますか。
2:00:35	日本原燃の篠崎でございます。今溢水側で想定してございますのは、
2:00:44	奥が通そする屋外での溢水減ということで何を想定するかということ で、
2:00:50	それと、

2:00:52	そもそも外にいろいろ水を持ってございますので、そういったタンクがいろいろな事象で壊れたときに、水がバシャンッてくるでしょうということで、
2:01:02	その1水源を想定した溢水円に対して、治水と利水と両方の観点で評価、評価を行ってございます。
2:01:12	防水に関しては、うん、第一次コサクです。すいません。1水源に冷却等も入るんじゃないかなかったです。
2:01:23	入れ、そういった没水の観点でそれが壊れたときにどれだけ水が増しますかといった意味では冷却塔の破損というのも想定しています。対象として書いてございます。
2:01:35	はい。補足です、それも今没水の評価としてはって言ったような気がするんですけど、被水としてもかえるんじゃないんですか。
2:01:46	それで今の整理はそもそも冷却塔が壊れ、水をかぶるっていうのはもうそもそも、
2:01:54	本人が壊れているという状況なので、
2:01:58	自分からの被水っていうのはすいません想定して整理してませんでした。日本原燃の蝦名です。ちょっと補足させていただきますが許可の時にですねそういった

2:02:09	想定破損ですよね想定破損で自分自身が水持ってて、自分自身が防護対象でもあって、かつ、医師にもなり得るものってことで、そういったものは単一故障。
2:02:24	考えるということで、いつになったときには自分自身はもう壊れてしま うんだっていう整理をしておりました。その考え方で、まず、冷却、
2:02:34	かなり
2:02:36	設備として大きいので、ちょっと微妙なところがあるんですが、現在は そういった考え方で単一故障起こった時には、冷却塔はもう目になっ ちゃう、いうふうな考え方で整理してございます。以上です。
2:02:50	はい。コサクですそうだろうなと思ってはいたんですけど、ちょっとそ の辺りがちゃんと整理できてなくて説明学校が上がってないかなって いうのがちょっと心配だったんですけど。
2:03:01	設工認の、
2:03:04	本文添付でそこあたり大丈夫ですか。
2:03:08	手当されてますか。
2:03:12	日本原燃の白木です。前回コメントを受けて今、添付書類見直しでござ いますので、今の記載では、先ほど私が説明したぐらいのことしか書い てございませんので、多少、ちょっと不足してると思いますので、

2:03:26	ちょっとその辺の中に、読めるような記載に充実させていただきたいと思います。以上です。
2:03:33	はい、補足ですよろしくお願いします。その上でこちらは降水の影響としての耐水性っていうのは説明が必要だと思いますので対応よろしくお願いします。以上です。
2:03:47	はい。成長館です。土岐先生は踏まえなかったら元の方から振り返りをお願いいたします。
2:03:56	はい雨森でございます。
2:03:59	まず基本設計方針の方としましては、
2:04:03	他の自然現象の説明に飛ばすところの記載ですね、その記載場所をあと記載の順序等含めてちょっと再検討いたします。
2:04:17	それから、
2:04:19	塩害のところをですけれどもフィルターの記載ですけれども粒子フィルターというふうに書いてましたけれども、他の事象もあわせてちょっと記載程度を検討すると。
2:04:31	ということでございます。
2:04:35	それからですね、添付書類の方に行きまして、



2:04:42	凍結関係でございます。不凍液Eの記載がありますけれどもこれにつきましては、A - 15.7度に対してちゃんと凍結が防止できるものであるということがわかるように、
2:04:56	ちょっとどういった不凍液を使うかといったところをもうちょっと補強して記載をしたいと考えてございます。
2:05:07	続きますして、
2:05:10	生物、
2:05:15	生物学的事象のところですけども取水のところの記載について、要否も含めて記載を検討させていただきます。
2:05:29	それから有毒ガスのところですけども、今現在発生元の記載を非常にいいだろうと書いてしまってますので、この辺りにつきましては、
2:05:41	他の火災ですとか溢水薬品漏えいと、
2:05:45	とを記載の程度も、考えてですねどういったことを、どの程度書けばいいかと。
2:05:52	そういったところをちょっと検討をさせていただきたいと、いうふうに思います。
2:05:58	それから運用のところの記載ですけどもこれも有毒ガス、
2:06:04	の関連のところですけども記載をちょっともう少し簡略な形でまとめられないかといったところをですが、

2:06:14	ここにつきましては次回の学制御室緊対
2:06:19	の書き分けももう一度整理をした上ですね、ちょっと記載を整理したいと。
2:06:27	考えてございます。
2:06:29	以上でございます。
2:06:32	植野エビナです。修正のスケジュール的なところなんですけど、
2:06:38	こちら早めには出したいんですけど、こっちはちょっとかかってしま うかなと思ってるので、遅くても来週の頭には出せるようにしたいとい うふうに考えてございます。以上です。
2:06:50	規制庁田尻です。スケジュールに対して強制はしないんですけど火山に 比べると重症度がでかいので早く持ってきた方が早く進むんじゃないか なと思うんで、
2:07:00	対応の方でよろしく願いいたします。
2:07:04	はい。日本原燃エビナです承知しました早めに出せるようにします。
2:07:08	はい、規制庁田尻です。今日はちょっと遅い時間になってしまって恐縮 なんですけど言うと閉じ込めがいて言うは、さっきの共通の整理の話か ら考えると、
2:07:19	そもそもいろいろ何か整理しなきゃいけないところがあるんで

2:07:23	一応コメントとしては、細々といろいろ直さなきゃいけないところあると思うんですけどそこちょっと遅延させる見つかるべきなところが多々あると思っています。
2:07:30	なんで一応、
2:07:33	そこの生産も含めて次出てくるときにシェアの内容が確認できるルートを信じているんですけどそのあたりでああいうて大丈夫そうですかね。
2:07:43	日本原燃の松川です。はい細かい部分多々直す部分はあると認識していますので、はい。個別恐怖の活用形と一緒にはい修正させていただければと思います。
2:07:53	はい。規制庁田尻です。何でああいう、結局提出した唯一目指すって話でしたっけそこだけちょっと確認させてください。
2:08:07	はい。日本原燃の松田です。
2:08:12	共通個別の書き分けのボタンタッチが水曜日だみたいな話をさっきしたと思っています。そこでそこから、
2:08:20	1週間以内には何とかしたいと思ってます。以上です。規制庁館です。  杉尾から1週間かけると大変な気がするのでそこは時期限定の中でよろしく願いますということで内容をやらしていただいて、
2:08:32	閉じ込めは少し、

2:08:35	原燃ですいません定義を過ぎたタイミングからお伝えするのは申し訳ないんですけどあと何分ぐらい行けますから、もうやめた方がいいですかね。
2:08:42	閉じ込める似たような形で文言精査は何か多々あるなっていう感じはしているところなんですけど。
2:08:49	はい。閉じ込め担当の小柳です。はい時間の方は大丈夫です。はい。基本的には精査わあしないといけないというのは重々承知しております。
2:09:00	瀬尾タジリです。じゃ、15分ぐらいでいいですか。
2:09:06	はい。日本原燃の柳です。はい。大丈夫です。はい。それではちょっと、短めをお願いしたいんですけどまず右下6ページなんですけど、あ、すみませんちなみに何か現在説明したことありますか。
2:09:18	はい。妙目の小柳でございます。
2:09:21	基本的に
2:09:23	上西は26ページのですね、10条の閉じ込め、
2:09:28	各設備との関係というところ、これをですね、基本設計方針、ちょっと時間がないので一見ちょっと、ちょっと時間の関係上ちょっと言いませんけども、はい。
2:09:40	これに対してC1をですね、反映させております。あと、26ページ同じくですが、添付書類で、呼び込む。

2:09:52	この
2:09:54	書いております。例えば閉じ込めであればですね、呼び込む既公認の ということで番号が振らさっておりますが、この番号が実際、
2:10:06	左にあるか9番をとリンクしております、崩壊熱除去に関してちょっと 説明させていただきたいのですが、
2:10:15	落ち込めの崩壊熱の対象は、8日駅、
2:10:19	対象としております。15の-1ということで、安全冷却水系についてで すね、固化熱除去するものを、
2:10:30	10条の閉じ込めの範囲として、説明、添付書類に示します。同じよう に、右側、19条は、
2:10:40	15-2、こちらは十九条一方で崩壊熱除去の要求がありますので、プー ル水の
2:10:47	A棟、冷却くうに対しての崩壊熱、上限を9を受けて、はい。こちらも 19条の添付書類で受けます。同じようにその下19条の2項、
2:10:59	こちらの15-3で、製品の崩壊熱除去、こちらの製品貯蔵、
2:11:05	の説明書
2:11:07	で展開します。最後に15-4として、ガラス固化体25条になります。
2:11:14	こちらも25条の中で、勝野崩壊熱について、展開する、こういう崩壊 熱についてはこのような展開となっております。

2:11:25	あとは別紙4については、基本的にですね、ちょっと第1回を対象にして、記載させて、した次第でございます。
2:11:34	以上でございます。
2:11:36	はい規制庁帯磁率まず26ページに関してなんですけど、先ほど共通個別の整備のところでCoreCenterの話とかも少し指摘させていただいたんですが、住所の範囲で読むものと、24条の範囲で読むの住所の方が多分広くてとじ込みとかの方だと事故時の平常時だとか、現場はいるんですけど、
2:11:55	24条のほうの廃棄施設は割と平常時の被ばくの話を考えながらやってるところがあるので、十条からしかフィルターに持ってきづらいものがあると思うのでその辺りは先ほど話が出た
2:12:08	あとすいません今、
2:12:10	説明書の整理の話をした。
2:12:12	ここに関して言うと、衛藤。
2:12:15	崩壊熱状況説明しようというのは、もともとでいうとこれせ、
2:12:20	ケット設定根拠とかじゃなくて崩壊熱除去説明書というのがそれぞれの施設ごとにぶら下がったりとじ込みの上にぶら下がったりして存在しててよかったでしたっけ。
2:12:30	はい。2年目の小柳でございますはい。その通りでございます。

2:12:34	<p>瀬尾梶です。そういった意味でいうと綴じ込み説明書の中に、全部崩壊熱よくぶら下げることも自体もできるんだけど、既認可の整備も含めた上で或いはこの説明書部分計算書の部分に関しては今回変更するような予定もないところで、</p>
2:12:50	<p>2年間のところでそれぞれぶら下げる形のやつの体系を生かしながらリンクを張りますよっていうのを理解しつつ、これ綴じ込みに関する説明書が書かれてるんですけど、衛藤。</p>
2:13:01	<p>6-1-1-2-1のとじ込みに関する説明書のところにリンクを貼るのは、あくまで崩壊熱除去の一体の部分だけですかね左側のところへ、SFPであるとか製品貯蔵であるとか、小範囲のやつ以外のやつをここですべて読みますよっていうことでいいですかね。</p>
2:13:17	<p>はい。本年度ご質疑ございます。はい。その通りでございます。状態ですのでこの26ページの表でそれぞれのところに引き継いだ内容以外のところに関しては、10条のとじ込みの説明書で読んで、</p>
2:13:28	<p>個別個別のやつのところはそれぞれぶら下がってということで一応理解します。</p>
2:13:33	<p>で、</p>
2:13:34	<p>一応それぞれ個別の項目はざっと見て、ぜひ設備として引きずられるところに行ったかなという気がするんですけど。</p>

2:13:41	冒頭で言ったような話と抜け漏れがないかだけの精査だけよろしく願いいたします。
2:13:46	26 ページ関連で規制庁側から何かあれば先にお願ひします。
2:13:54	なさそうなので少し、自分の方から幾らか確認させて
2:13:59	けど、まず 6 ページなんですけど、
2:14:03	ここがさっきの 26 ページの表を踏まえた上でどう飛ばすかの最初のところだと思うんですけど、
2:14:08	1 ページの基本的方針の一番下のところのところ、SFP に飛ばす記載が最後に 5 行書いて、
2:14:15	その手前の 4 行っていうのは、必要なものかという整理を確認しときたいんですけど、この 4 ポツ 1 ポツ 1 の冒頭のところで、漏えいしがたい設計とするっていう設計方針が三行でうたわれていて、
2:14:27	内数といえば内数の設計な気がするんですけど、この閉じ込め 01-16 っていうのが必要かどうかの検討内容を教えてください。
2:14:36	はい。日本原燃の小柳でございます。まずは、今の整理としましては右下 11 ページになります。許可の添 6 にあります A と F 施設。
2:14:49	の設計をまず記載、要は番号をです、①-16、



2:14:56	ちょっと漏えいはちょっと後で説明しますが、16 という紐付けをしたいがためにちょっと変えたというのが、ちょっと現状であります、田尻さんおっしゃる通り、
2:15:08	4 ポツ 1 ポツ 1 のですね、最初にある茶性物質が漏えいしがたい、まさにこれー
2:15:16	が意味するところでありますので、上のパラグラフの①の-29 っております。ここ 26 っていうそのままと記載しても、問題はないと思いますので、
2:15:29	これについてはですね、ということで、生ずる燃料を受け入れまたは貯蔵する水槽はというこのくだりについてはですね、
2:15:39	ちょっと上の方と関連づける
2:15:42	ことといたします。以上です。
2:15:44	成長加地です。今おっしゃっていただいた、例えば 11 ページのものであるならばここについて番号振ってるやつを他の条文で説明しますっていうような希望、
2:15:54	ちょっとこの上部にあったかわかんないんですけど、寄付あったと思うので、そういうふう飛ばしていただいてそこだけ S F P のところの条文に飛ばしていただければいいかなと思っていて、この書き方自体が駄目というよりはこの書き方をすると、

2:16:07	他の条文でも飛ばそうとするときに、この毎回毎回本長く書かなきゃいけないんじゃないかなというところを少し気にしただけですので、年齢の整理の中で他のところがあんまそう書いてなかった気がするという点の、
2:16:20	コメントなって恐縮なんですけど、その点も踏まえた上で整理よろしく お願いいたします。
2:16:26	規制庁コサクです。今の点は今日の初めの方にあった共通個別の記載方針、
2:16:35	どおんの趣旨ではないかなと。
2:16:38	思うんですけどこちらは第1章の共通としての方針を今整理をしている ところで、
2:16:44	第19条ですかね、SFPのというのは、第2章に書こうとしてるところでどこまでを第1章に書いて、第2章に振るかっていうことだと思っ たんですけど、その理解でいいですかね。
2:16:59	成長度です指摘の趣旨はそういうことですか。
2:17:01	若干なんか医師及びたくさんここだけ書いてるような気がしたので、整 理合ってますかっていうのが、

2:17:09	はい。日本原燃の小柳でございます。はい。と共通個別の書き分け第1章第2章の範囲もしっかり、まずは、お示した上ですね、こちらと合うか、または、
2:17:21	すいません、あとは、なお書きで展開するときですね、ルールとしてどうなっているか、
2:17:28	今のルールではですね、
2:17:31	展開するものを上でちょっと簡単に書くようなルールとはなってごさいませんので、いえる範囲であれば、番号だけ紐付けする、完全に見えないもの、
2:17:42	見えないというとちょっと語弊がありますが、そういうものはちょっと記載するという、今、他条文との横道も含めてですね、ちょっとここは精査させていただきます。以上です。
2:17:56	コサクです。
2:17:57	今の話ちょっとよくわからない。
2:18:00	けど、少なくともこの資料の6ページのところで言うと、なお書きで言っている漏えいしがたいは、
2:18:10	最初の段落ですでに書かれていて、
2:18:14	そこから分岐するところを丸々

2:18:17	第二相に振っているというところだから、その間をもう書く必要がない というところを書いちゃってるってということだと思っうんですね。その点 で、
2:18:30	共通個別の方針の中で、切り分けのところはこの漏えいしがたいという ところでもいいのかどうかというところの判断をしていただいたらいいん じゃないかなというふうに思う。
2:18:41	います。
2:18:43	以上です。
2:18:45	はい。日本原燃小柳でございます承知しました。
2:18:49	はい。規制庁館です他にも飛ばしてるところあると思っうんですけどそこ も同じような考え方で整理ができるかなというふうに思っっていますので よろしくお願いいたします。
2:18:58	で、次へと9ページなんですけど、
2:19:03	こうもちょっと記載が変わってるんじゃないかに近い話なんですけど4 ポツ一つ読んで、あと放射性物質を取り扱う設備セル等の負圧維持の話 が書かれていて、
2:19:11	最初の文章のところ、

2:19:13	建屋セルとか準にっていう話が書かれていてで、その次の文章がまたプルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液をというところは常時負圧にというふうな形で書かれてるんですけど、
2:19:26	これ、別にここに限定施設全体として常時負圧な気がするんですけど、ここって何か特出して書かれてる意味ありますか。
2:19:34	はい。本県の柳でございます。この常時負圧の常時という意味は、
2:19:42	外部電源喪失時に、
2:19:44	非常用ディーゼル発電機から給電しますよという意味で、常時という整理になっているんですが、衛藤サトウ李、まずこの常時っていう言葉だけを見るとですね。
2:19:57	なんでまた以降に書き分けたのっていうのがまずわかりにくいというのも
2:20:04	原則として常時負圧って言ってるので、ちょっと何か、わかりにくいなというのは、はい、理解しててですね、ちょっとこれ修正。
2:20:15	一緒にしてもいいんですけど
2:20:18	ちょっと考えているのはですね、右下 8 ページになるんですけども、エイトマンなカーでですね、その漏えい回収のことを言っていて、

2:20:30	スチームジェットに対しても万一、外部電源が喪失バーした場合でも、 という記載だったり、店舗を使用する場合の電源は、非常用所内電源系統から供給するという、というような記載もありますので、
2:20:44	ちょっと8ページと合わせるという点ではですね、ちょっとこのプルトリウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する、その系統のですね主は排風機になる。
2:20:57	ですけども、それらは、外部電源です。
2:21:01	喪失しても非常用所内電源から供給できるような設計とするというような記載を、ちょっと今考えております。以上です。
2:21:12	はい。成長正しいです。どこまで書くかというところをお任せするんですけど。
2:21:17	単に最初の文言と古老d、原則としてという文言があるという話もされたんですけど原則としてがあるんだったら全体にかかる形でも書けるんじゃないかというのが指摘の趣旨でしたので、
2:21:27	今おっしゃられたように設計方針として担保するべき事項として、具体的に書くところがあるというんだったらそこはお任せするんですけど、
2:21:35	あくまで基本設計方針なんで、すべてを事細かに書けとまで言わないので、設計方針がわかるように記載いただければと思うんでよろしく願いいたします。

2:21:45	はい、稲毛の小柳でございます承知いたしました。
2:21:50	清家小谷です。杉井は、伝える通してくださいということで1点だけ14ページなんですけど、
2:21:57	4ポツ1ポツ中なんですけど、多分ここだけ実用炉の真似をしたからだ と思うんですけど、
2:22:03	9人何とかについては次の通りとするみたいなので、他の記載の書き方 が急に変わったりしているので、
2:22:09	意味がわからないというよりは、記載ルール並びとって書いてください ねということでコメントだけさせていただきます。
2:22:17	はい、日本の小柳でございます。はい、おっしゃる通り、ここは発電炉 から募集したというところで、ちょっとそのまま持ってですが、
2:22:28	結局閉じ込めの他の基本設計方針と見比べると確かに当間違う。はい、 おっしゃる通りであります。これ一はですね、長伊達の社員、
2:22:40	あれ、液体状のところから、次の通りとするところがちょ っと違うねということだと思います。ちょっと
2:22:50	詳細は精査しますがちょっとこの記載は正直なくてもですね、運営が 通じるかなとはちょっと今思いましたちょっと清算します。はい。以上 でございます。

2:23:01	はい。設計を立てず、繋ぎ言葉に近いような部分なので他のところみたいに何とかの設計とするというものを最初に持ってくることも普通にできるんじゃないかなという気がしますので、その点踏まえた上で対応いただければと思います。
2:23:14	続いてなんですけど添付のところに行かせていただいて、右下 28 フクイあごめん添付じゃないです別紙 1-2 に行かせていただいて 28 ページなんですけど、
2:23:25	7 ポツ 2 ポツ 2 の冷却水設備が書かれていて一番最後に冷却水設備の屋外機器は必要に応じて凍結を防止できる設計とするという文言が書かれていて、
2:23:35	何でこれだけ書いてるのか。
2:23:38	別に外部事象というんだったらほかにもいろいろあるような気がする中で、この凍結の話だけなぜここに書いてるんでしたっけ。
2:23:48	日本原燃の松田です。外傷の方だと主に檀中にスポットを当てたんで、
2:23:56	一方で、
2:23:58	冷却水設備の一般系の方も凍結防止をするというのを転許可の添 6 でうたってたところもあって、この記載にしていました。ただ、外傷の方でも安全にスポットを当てているとはいえども安全に対しても必要な対策を講じるといった記載はあるので、



2:24:16	全部飛ばしても支障はないはずだったのでちょっとこの記載を見直す必要があるかと思っています。以上です。
2:24:24	規制庁田井です。外傷の凍結の対策のところ、基本的安全機能を有する施設を主語にしつつあそここのところも個別個別のところだとかいう事象防護対象施設って書いてるんです。
2:24:36	何かわかる形で、
2:24:41	で、少なくともちょっとトップにここに書かれてるような形になっているので、
2:24:46	ここに書く必要があるかというところをご検討いただければと思います。
2:24:51	日本原燃の松田です。承知しました。再検討させていただきます。
2:24:57	はい。続いて田尻です。続いて行かせていただいて、
2:25:04	アトワス添付分が多いので、
2:25:09	ちょっと記載規則的なところだけあと数ヶ所だけすいませんもう45分で申し訳ないんですけど、例えば64ページのところなんですけど、
2:25:16	衛藤何とかの申請にあわせて次回以降に説明するっていうところで、最初のところは溶解施設等で次は使用済燃料の受け入れ施設等とかでいろいろ書かれてる。
2:25:26	9日にかけてはケールもんでしたっけ。

2:25:31	はい。日本原燃小柳でございます。これ、記載した趣旨はですね、その点プーに展開する設備、
2:25:39	について施設！！
2:25:42	事。
2:25:43	どこの施設のことを、
2:25:45	ということで、記載させていただいていますが、そもそも次回以降、すべて次回以降ですので、
2:25:55	分ける必要もないかなというのは、正直ちょっと思った次第ではあるんですが、ちょっとまずはルールとして米ですね、ちょっとう。
2:26:05	丸々施設等の申請に合わせてというようなちょっと記載にはなっ
2:26:11	ております。
2:26:13	以上です。規制庁田尻です。元としてあと時間飛ばすときは何とかの申請に合わせてって全部書くルールでいいですかなんか他で書いてたかなっていうちょっと自信がないんですけど。
2:26:24	4年目シミズです記載のルールとしては今、取り組みで書いてあるような形で、
2:26:30	その申請開示は特定できるように、どの設備の申請に合わせて、重大事故対応設備の申請に合わせてなりの記載で記載のほうは統一してございました。

2:26:41	岡山さん規制庁谷です。統一してこういうふうに書かれるというのであればかつその中で一応代表選手みたいなものを選んで書きますよということだと思っているので、結果等がつく形になるので、
2:26:54	どこまで書くかというところありますけど一応こういうふうに書くのがルールということで理解いたしました。もう1点規則的な、すみません、古作です。
2:27:03	大枠はそれはあれなんですけど、これ、
2:27:06	その代表性種ってというのが使用済み燃料の受け入れ施設ってというのは、
2:27:11	適切なんですか。
2:27:17	ていうのは第1項申請第2項申請で大きく分かれ、
2:27:21	るところがあって、
2:27:23	大河内先生がワノー言うってというのは、いいのかっていうことなんですけど。
2:27:29	日本原燃志水です。今、ご指摘は、確かに共通的な方針は、2項申請に書くという、
2:27:39	対ホクシンに照らしたときに、
2:27:42	対象としては確かに適切ではないかなというのを今認識しましたのでちょっと記載のほうは見直させていただきたいと思います。
2:27:51	はい。補足ですよろしく申し上げます。

2:27:54	成長帯磁率ありがとうございます。で、
2:27:57	次右下 70 ページなんですけど、
2:28:00	冷却ジャケットの話と書かれていて別にその文言というよりは基本設計方針のところがそこ空欄になってるんですけど、
2:28:07	ここ、別紙 1-2 では書かれてた話だと思うっていうので、
2:28:12	若干このとじ込みに関する説明書に関しては、先ほど書かれた別紙 1 の 1 じゃないだけじゃなくて 1-2 の内容を受けながら書かれていると思っているんですけどこれ基本的方針の書きぶりですか。
2:28:25	はい。日本原燃の小柳でございます。ご指摘のところは 70 ページの左、基本設計方針の直の豊岡駅等のここについて右側に対してですね、
2:28:38	その冷却水設備のどこに、添付で示すというのが、記載されていないという趣旨と理解しております。申し訳ありませんちょっとここはぬ形となっております。
2:28:50	これについてはその健全性に示せ日本 N C で先ほどおっしゃっていただいたのは 70 ページの、
2:29:01	崩壊熱いう会計上の文章の部分の冷却ジャケットとか記載が、
2:29:08	オプションあるけど、
2:29:09	第 2 章個別な内容に、挙績放射記載があるので、左側に、2 章の基本性局所を記載すべきでしょうというご指摘だったということで、

2:29:20	それはその通りです悪い、記載の方をちょっと、
2:29:23	修正したいと思います。はい。規制庁館です後で言っていた方が正しくて、僕は 31 ページを見ていて、ここに同じような文言書かれていて、あともう 1 点はこの第 2 章の基本設計方針で書いたやつを添付でどこまで受けるようにしてるかっていうところ。
2:29:38	整理も確認はしたいと思ってたんですけどそっちの方は大丈夫ですかね。今この第 2 条に書かれてるもの意識変えてるかっていうと、書いてるものと書いてないものがあり得るかなと思ってはいたんですけどこの辺りで整理ついてますか。
2:29:54	はい。日本原燃織田。
2:29:55	すいません規制庁加来です。ごめんなさい。
2:29:58	す関連で確認なんですけど、今のページで言うと、
2:30:05	一番上のところで書いてある方針に対して、
2:30:10	冷却水設備に関係するのはここに直接関連するからまず書いて、
2:30:16	他の施設に、
2:30:19	暗さ無料なものを、またで書いてという構成数で対象の
2:30:26	基本の方針が書かれているっていう理解でいいですかね。
2:30:31	はい。日本原燃小柳でございますはい。その通りでございます。
2:30:35	はい。規則です、そうすると、

2:30:39	今、右側の方は、崩壊熱による云々というのが下側に書かれてるんですけど、
2:30:46	本来、対応関係としては、基本設計方針第1章と同じように上側に書くのが、
2:30:53	数字であったと思っていいですか。
2:31:00	はい。日本原燃大泉でございますはい。その通りでございますので。はい。ここはご指摘のとちょっと修正させていただきます。
2:31:11	はい。コサクです。
2:31:12	ということでその具体は、先ほど話のあったように、第2章、7歩II2ポツ2書いてあるということで、ここに、
2:31:23	入れてくるということですから、入れた上で、右側入ってその下にまたというところで基本設計方針の第1章、戻ってきて、
2:31:33	それはテンプの方もそちらの傾向ですよというふうに飛ばすと。
2:31:38	いう形になると思っていいですかね。
2:31:42	はい。日本原燃小柳でございます。はい。その通りでございます修正いたします。
2:31:47	はい。コサクです。その上で、第2章側にどこまでここを入れる必要がありますかというところなんですけど。

2:31:56	第2章っていうのは、第1章側からいろいろとぶら下がってきて書くことであって、当然違う条文に関係するところの第2章は入ってこないというところはあるんだと思いますけど、
2:32:14	その辺りをちゃんと整理をしてねっていうのはその共通個別でも話をしていたことであり、私のここ、ちょっと実態を見てないからあれですけど少なくともと事故名の関係で、
2:32:28	書いて、
2:32:30	ある第2章部分は漏れなくここに入るという理解で、ここっていうのはすみません、このページってわけじゃないですけど。
2:32:37	添付書類の
2:32:39	ものについて入ってくるという理解でいますが、現状どうなってる今後どうするかとかっていうことを含めて説明いただければと思います。
2:32:59	はい。日本原燃小柳でございます。まず、次回以降についてはですね。 はい。すべて
2:33:06	添付書類の方。はい。示すはい。ここは、
2:33:11	その認識でございます。第1回ですが、
2:33:16	ですね。
2:33:24	認識間違っていたら申し訳ありません。

2:33:28	今、第1回で示すその冷却塔についてはですね、ちょっと70ページ71ページの方でちょっと示している認識ではあるんですが、
2:33:44	規制庁コサクですちょっと、
2:33:48	頭の整理を、私の頭の整理をさせていただきたいので、ちょっと、
2:33:54	認識お話をした上で、タジリの方から少し補足なりで、質問事項を明確にしてもらったと思うんですけど、別紙1-2に書いてある範囲っていうのは、
2:34:08	どういう範囲なのかどういう意識で書かれてるのかと。
2:34:12	いうことを、まず、
2:34:15	認識合わせなきゃいけないかなと思ってて、それが閉じ込めの関係からものということであれば、今の
2:34:25	別紙4の方でも拾ってなきゃいけないんだろうというふうに思って、
2:34:30	です。それに抜けがあるということなのかなと思ったんですけど、事実関係としてどうかということ。
2:34:38	また、
2:34:41	今第1回第2回というようなことを言われましたけど、
2:34:45	別紙1-11-2については第2回分であろうと、整理をしておいて、それは第1回としてはどこまで勝野別紙6とかで整理をしていると。



2:34:57	いうことだったと思いますけど、使用についてはそこまで踏み込んでないというところで、
2:35:05	外しているということだとすれば
2:35:08	その旨がわかるように入ってなきゃいけないと具体的な、次回で示すみたいなことが書かれるということだと思いますけどその対応として漏れがないようになってるのかということかなあと思いましたが、
2:35:20	田尻さん補足なり、よろしくお願いします。はい。瀬尾丹治です。もともと自分の趣旨は何かというと別紙1-2があって、先ほどの閉じ込めの表だから37ページですか。うん。
2:35:34	ごめんなさい3026ページの表のところで、最初にシミズの閉じ込めに関する説明書があってSFP部分等、貯蔵閉じ込め、貯蔵系な話んところはそれぞれ個別のところに飛ばす形になっていて、
2:35:46	先ほどの70ページのところを見ても、SFPの話と製品醸造と配布施設の方はそれぞれ飛ばす形になっているけれど、結局本体のれん安全冷却水系の話に関しては、閉じ込めの条文で受ける形になっているので、
2:36:00	この閉じ込めに関する説明書で本体説明のところは、1章2のところも含めて受けようとしてるのかなと思っていたんですけど、まずそこで認識合っていました。

2:36:12	-4年オオヤナギでございます。はい。一生のはい。ところで、本体の安全冷却主水系は、江藤十条の閉じ込めで受けるはいその整理で間違いありません。
2:36:25	はい、瀬戸谷井です。なんであと次回に飛ばす部分と、今回の申請対象施設である本体を冷却塔として添付書類に、
2:36:33	フォローのすみ分けをちゃ
2:36:36	なのかなと思っていて、なんで登坂がおっしゃられたように、多分順番をちょっとぐちゃぐちゃになり過ぎていてわかりづらいところがあって、共通的な設計方針をうたって、今回説明しなきゃいけないやつをすっ飛ばして飛ばすやつの話だけを多分先にやったせいで、
2:36:52	70ページとかが何かわかりづらくなっている気がするんですけどそのあたりは認識大丈夫ですかね。
2:37:03	ちょっとお待ちください。
2:37:05	補足です。それで言うと、ちょっと現在検討いただければと思いますけど、作業としてはまず基本設計方針は、A C 1-11-2については漏れなく入れ込むと。
2:37:20	レジレコン
2:37:22	一見聞こえてます。

2:37:25	日本原燃です聞こえております。はい。規制庁コサクです。入れ込んで いただいて、その上で、右側の欄は、次回のものだったら次回に振るよ うな形を書き、今回のものはどう展開するのかっていうのを書きと、
2:37:41	いうことで整理をする等、疑念なく読めるんじゃないかなと思いました けど。
2:37:47	田尻さんそんなイメージですか。はい、そのイメージです。で、あと他 の説明書に飛ばすパターンこれも櫛田の方の話あった気がするんですけ ど、他の説明書に飛ばしてあと回りのやつが多分いると思うんですねこ こでS F Pの製品所とかも何とかにて説明
2:38:04	多分この申請にくっついてなくて、
2:38:06	にてあと次回、何とかの説明書に至らと回りの説明
2:38:14	日本原燃清水です。共通的な考え方としては、
2:38:18	キャピティの全体の目次の方につきましては第1回の方でお示しします ので、次回説明書であっても、単純に飛ばすだけの記載については第 1回の
2:38:30	名称の中に記載するという考え方でございます。
2:38:34	生協田尻です。その場合、第1回申請じゃないだから構成の話ここは 言ってるだけですってことですかね。
2:38:44	日本原燃志水所長町田さん。

2:38:47	井上シミズです今放送ありましたので今谷井さんおっしゃっていただいた通り構成の受け渡しの話だけですので第1回のほうで記載するという整理で記載してございます。
2:39:00	成長谷です。衛藤。
2:39:03	清野説明。
2:39:04	あと次回に言ってることっていうのはどこでわかるという説明でしたっけ今の。
2:39:09	日本原燃清水です添付書類のですね、目次の方で、次回以降申請するという旨を示します。
2:39:19	瀬尾タジリです。何か目次が書いてあってそこに横に四角の8行かなんかであと時間とか書いてるやつのことですかね。
2:39:26	日本原電シミズはISOの記載でございます。
2:39:29	ああいう中で、規制庁たちちょっとボックスのウェブログなんですけども草間みたいな整理でしたっけ。
2:39:35	日本原燃清水です。はい。どうも。
2:39:38	同じ整理と認識ですがもう一度ちょっと確認します。はい。規制庁館です言われてる趣旨はわかりましたなんで結局、
2:39:47	今回本対応として書かなきゃいけないものっていうのをしっかり整理いただいて、今日、先ほど長さんの方からもお伝えしたんですけど基本設

	計方針に書いてあるものっていうのは、共通的な説明、添付の説明書でも全部降りてこなきゃいけない話だと思ってるので、
2:40:00	要は、ここにはほかの説明書に飛ばしますって話と、本体説明書で書かなきゃいけないので引っかかる形になると思うんですけど。
2:40:07	パッと見た限りだと全部を見てきてないんじゃないかなというところ。
2:40:10	整理をよろしくお願いいたし
2:40:16	日本原燃志水です。了解いたしました。すいません。ちょっといい。
2:40:21	いいですねちょっと認識合わせをちょっとさせていただきたい点がございまして、
2:40:28	別紙 1-2、1C1、基本的には別紙 1 につきましては、今おっしゃっていただいた通り、
2:40:37	原則としては、次回の範囲であっても P C T を 1 回整理するという、
2:40:45	共通の考え方としてはその理解では、
2:40:48	んですが、一部ちょっと私が混乱してしまったのが、
2:40:52	以前ですね、
2:40:56	安全機能は範囲、ああいう 0001 の、ちょっとヒアリングの議論の中で、
2:41:04	個別項目、個別第 2 章個別項目の基本設計方針、別紙 1-2 ですね。

2:41:10	こちらの記載について、ちょっと第2回ののところもですね、ちょっと一部、1回書かなくてもいいんじゃないかっていうお話もいただいてですね今回閉じ込めの、
2:41:22	別紙1のところですね、どこだ、すみません、PD、
2:41:28	いき規制庁にですね今おっしゃってるのって多分31ページで蒸気供給設備についてはと近いですって言います。そうです。申請対象は0と申請対象じゃないものまで別に書けとは言ってないですよ今回だって。
2:41:42	二つじゃ委員会の条文の基本設計方針、今回見たかちょっと別に見てないですし、
2:41:47	ただあの、第二グループ用として持ってくるっていうのはそこ止めないですけど、今時点においては今回の申請絡みのもの、ちょっと微妙な小訳にはなってますけど要は7ポツ2ポツ2までを今回示したいんですよ。
2:41:59	日本原燃志水はいその通りでございます。はい。規制庁田尻です。ここは多分、他のやつもこういう整理してますよね。だからせん断とかそういうところは示しませんよとかそういう形にしたってことですよね。
2:42:12	日本原燃清水はいその通りでございます。
2:42:14	はい別に認識はずれてないかなと思ってたんですけど。

2:42:19	いえ収束です。わかりました。古作です。多分私の表現が悪かったのか もしれないんですけど、
2:42:27	別紙 1-2 の整理の範囲はこれでよくて、別紙 1 の 2、2 で整理したことが、別紙 4-2 でしたっけ。
2:42:37	先ほどのページのところに、持ってきていないものがあるっていうのが 問題だったということだと思うので、その点、
2:42:46	ちゃんと落とし込んでもらえればっていうことで、対応いただければ結構です。以上です。
2:42:52	はい。下シミズです。はい。いや、整理につきましては、図落とす。
2:42:58	ちゃんと落とすべきものはしっかり記載したいと思います。
2:43:04	はい。規制庁谷です。ちょっと遅くなって申し訳ありません他、てにをは形の精査はこっちに関しての内容と同じようにしていただけるもの 思っているその点は精査されたものが他見たいと思ってるんでよろしく お願いいたします。
2:43:17	閉じ込めに関して今日本日の項目に対して自分が大丈夫ですか規制庁だ から他に何かありますでしょうか。
2:43:28	なさそうであれば、県連の方から振り返りをお願いします。
2:43:36	はい。日本原燃窪田でございます。それでは閉じ込め関係振り返りをい たします。

2:43:41	まず 6 ページのところを S F P の基本設計方針で飛ばしてるところ、
2:43:49	漏えいしがたい設計方針として一括でいえるというところもありますので、ちょっと番号の付け方も含めて記載を精査いたします。
2:43:59	9 ページの負圧維持の基本設計基本方針のところもですね、
2:44:04	常時といったところとかあと原則としてでもあるのであれば全体にかかるような記載としてできるんじゃないかということもありますので、その辺、意味を考えて
2:44:15	精査をして記載を見直したいと思います。
2:44:18	14 ページ、
2:44:21	は衛藤。
2:44:22	あれの下記載を持ってきているところありますけども、特にそこだけちょっとトーンが違ってしまうということもありますので、次の通りとするといったような書き方をですね、ちょっと見直して、
2:44:35	他とも合うように記載をしたいと思います。
2:44:39	あとは 28 ページ、冷却水設備の凍結防止に関するところ。
2:44:45	ここだけ書くとかいうところも、どうかということもありますので、共通で書くのかということも含めて記載の仕方検討したいと思います。
2:44:58	L o w e r
2:45:00	別紙 4-1 のところですね。



2:45:03	ええ。
2:45:04	なお書きの対象設備に対してその第 2 回以降の申請対象設備、
2:45:10	に
2:45:13	という範囲ですね、
2:45:16	何を対象設備として書くか、あと代表施設として 1 項申請で行っている プールとするのもちょっとふさわしくないんじゃないかということもあり ますんで、
2:45:26	そこの飛ばしカタノを設備の書き方ですね、を検討して修正いたしま す。
2:45:32	あとは同じ別紙 4-1 で 70 ページのところですね。
2:45:36	崩壊熱除去の基本方針の基こと。
2:45:39	基本設計方針とあと添付のところですね、正誤とれてないところもあり ますんで、
2:45:45	あわせて記載を修正いたします。
2:45:49	あとは別紙 1-2 でも整理したこととですねこの別紙 4-1 の記載が合う ように、そこも含めて精査して、
2:45:56	再整理したいと思います。
2:45:59	その他他の条文で、
2:46:06	いただいたコメントも含めて記載の細かいところ生産をいたします。

2:46:12	はい。
2:46:13	以上でサトウ修正の期限ですけども、ここに関しては特に記載の精査が中心となっていますので、
2:46:25	今週中をめどに修正して提出され提出させていただきたいと考えております。以上です。
2:46:32	はい、規制庁田井です基本的にOKかおっきなところが二つで第1章第二条の確約しっかりやりましょうねっていう話と、基本設計方針でうたったものをちゃんと添付で開きましょうねっていう話は他にも共通して重要な話だと思うのでよろしく願いいたします。
2:46:45	と規制庁側から他に何かありますでしょうか。
2:46:50	古作です。今言われたスケジュールでいいと思うんですけど、田尻が言ったように、今日の前半の共通個別の話の展開っていうのもあるんで、
2:47:02	その点も反映したものが、週末っていうことでいいですよ。
2:47:07	はい。日本原燃久保田です。こちらも反映した上でベースの方にしたいと思っております。
2:47:14	はい。コサクです。それで精査が進んでっていうところで見れるということだと思しますのでよろしく願いします。で、全体の振り返り的なコメントになっちゃいますけど、

2:47:24	閉じ込めについてはその精査の段階という感じに、その子共通個別があるにせよ、レベル感としてはそうかなと思いつつ、
2:47:34	有毒ガス関係になるところは外に出遅れてる感があるんで、
2:47:40	作業二次作業量はあるとはいえ、それなりのタイミングで
2:47:47	見させてもらわないと、他の作業とのフェーズが合わないなというところもあるのでその点でスケジュールを
2:47:54	整理していただければというところだと思ってます。以上です。
2:48:02	はい。成長と自立、原電側から確認事項とありますか。
2:48:10	上は特にございません。はい。ありがとうございました。はい。規制庁土肥です。それでは本日のヒアリング終了したいと思います。根底します。